

MOTHER  
AND CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

VOL.76|2014-4

世界の児童と母性

[特集] 地域にひらく社会的養護のこれから  
(「(公財)資生堂社会福祉事業財団 40周年記念フォーラム」を中心に)

# 特集 地域にひろく社会的養護のこれから

(「(公財)資生堂社会福祉事業財団 40周年記念フォーラム」を中心に)

ひとこと / 編集委員長 横堀 昌子…… 1

〈(公財)資生堂社会福祉事業財団〉40周年記念フォーラム

「子どもを育む人」を育む—地域における社会的養護のこれから」

ごあいさつ—40周年記念フォーラム開催に向けて

皆さまと共に歩む財団でありたい

(公財)資生堂社会福祉事業財団 理事長 大矢 和子…… 2

## 第1部 / 子育ての現状と予防的支援のこれから

子ども虐待の予防という視点から見た地域の子育て支援と社会的養護

—〈(公財)資生堂社会福祉事業財団〉40周年記念フォーラムが訴えること

第1部シンポジウム コーディネーター 子どもの虹情報研修センター 研修部長 増 沢 高…… 6

### ■ 「養育困難」時代の子育てと社会の責任

読売新聞東京本社編集局 社会保障部 次長 榎 原 智 子…… 8

■ 地域で子どもを育てる NPO白浜レスキューネットワーク、専門里親 藤 藪 亜 由 美……16

### ■ 地域における社会的養護のあり方を考える

社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 院長、地域子育て支援センター二葉 施設長 都 留 和 光……23

### ■ 妊娠期からの子ども虐待予防

大阪府立母子保健総合医療センター 企画調査部長 佐 藤 拓 代……28

## 第2部 / 地域で支え合う社会的養護のこれから

### ■ 社会的養護の現在とこれからの可能性

青山学院女子短期大学 子ども学科 教授 横 堀 昌 子……41

### ■ 子ども一人ひとりの命を守り、かけがえのない存在として命を愛し、 育む大人を支え、子どもの最善の利益を優先する社会を拓くことを目指して

神奈川県立保健福祉大学 名誉教授・顧問 山 崎 美 貴 子……57

### ■ 子ども虐待の「防止」に向けて

—「健全育成・子育て支援系」と「要保護・要支援系」の間のクレバスを埋める

大正大学人間学部 教授 西 郷 泰 之……66

## 第3部 / 子育ての明日をみつめて

### ■ 先駆的事例に学ぶ社会的養護のこれから

立正大学社会福祉学部 教授 大 竹 智……70

### ■ 赤ちゃんとの継続的交流体験学習—情動知能・養護性を育むために

兵庫教育大学大学院 教授、研究主幹、附属小学校 元校長 松 村 京 子……75

### ■ 妊娠期から就学前の子ども家族と予防的支援

—フィンランドの「ネウボラ」を中心に

吉備国際大学大学院 社会福祉学研究科長・教授 高 橋 睦 子……81

編集後記 / 担当編集委員 大 竹 智……87



## ひとこと

2013年7月6日に東京で開催された、公益財団法人資生堂社会福祉事業財団40周年記念フォーラム「子どもを育む人」を育む—地域における社会的養護のこれから」。開催趣旨を次のように掲げました。

「子どもたちのいのちを守り、子どもの最も近くにいる大人を支え、未来を育むために、地域における子育て支援のあり方が深く、大きく問われています。これまで、日々、多くの課題と向き合いながら、子どもとその家族の Well-being 保障を目指して、養育や支援が重ねられてきました。しかし現代、こうした営みが地域に根づき、支えられ、より豊かに展開されることが求められています。

社会的養護においても、地域における関係機関の連携・協働が求められ、地域の支援システムの中に組み込まれ、発展していくことが必要です。そこで、これまであまり充分とはいえなかった社会的養護の予防的支援という視点も含め、地域で社会的養護を支えていくことの意味を、各領域でさまざまに手がけられている実践の報告を通してともに考え、これからのあり方、可能性を展望します」。

フォーラムの企画は、財団の方々と横堀、本誌前編集委員である太田一平先生(児童養護施設八楽児童寮寮長、NPO「STARS」代表理事)と西郷泰之先生(大正大学人間学部教授)、増沢高先生(子どもの虹情報研修センター研修部長)とで手がけました。

本号は、このフォーラムの報告とともに、新たな寄稿を加えた特別号として仕立てています。社会的養護が、関連諸領域の理論と方法論はもとより、すでに在る子育ての文化とも連動し、地域と手を結び、さらに子どもたちの未来に可能性をもたらすものとして機能できるよう願ったのです。そこで、編集会議を経て、特集を「地域にひらく社会的養護のこれから」といたしました。

本号では、このフォーラムを誌上で再現しています。臨場感のある記録にと、登壇された方々の語った言葉を活かして構成しています。まず、財団の長きにわたる子ども家庭福祉への貢献に込めた思いと歩みを、大矢和子理事長の言葉から受けとめることができます。続いて、フォーラム開催の趣旨を、第1部コーディネーターを務められた増沢高先生が寄稿してくださいました。第1部「子育ての現状と予防的支援のこれから」と題したシンポジウムでは、拠点のあるなしを問わず社会的養護につながって取り組んでこられた実践と、課題をとらえるがゆえの発想を、4名の方々から豊かにいただいています。第2部は、「地域で支えあう社会的養護のこれから」と題した講演です。横堀と、山崎美貴子先生(神奈川県立保健福祉大学名誉教授・顧問)が登壇しました。西郷先生には、当日の総括を元にご書きおろしていただいています。

さらに、本号では、新たに第3章「子育ての明日を見つめて」を設け、地域で子どもを育てあう取り組み事例や予防的支援について、3名の方々にご寄稿いただきました。

子どもや親たちに「届く支援」が生まれるのは、知識が知恵となり、暮らしとつながったとき。大人がつながりあってこそ支える「子どもの最善の利益」と家族のしあわせ。さまざまな知恵を結集する中に、今と未来をつなぐ道を探したいものです。一度目を閉じ深呼吸しながら。そして再び静かに目を開け、「最も優先される大切なもの」をしっかりと見つめて。



編集委員長 横堀昌子

ごあいさつ— 40周年記念フォーラム開催に向けて

# 皆さまと共に歩む 財団でありたい



公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団 理事長 おおやかずこ  
大矢和子

ただ今ご紹介いただきました財団理事長の矢和子です。本日は財団の40周年記念行事にお越しいただき、誠にありがとうございます。また、児童福祉に関わるご要職の方々にも多数ご来場いただき、御礼申し上げます。そして、日頃の財団活動に対する多大なるご支援・ご協力に感謝申し上げます。おかげで、財団は40周年を迎えることができました。

財団は1972年株式会社資生堂の創業100周年を記念して設立されました。当時の経営者が、100周年に当たり、何か社会のお役に立つことを、と厚生省の方に相談したところ、児童福祉の分野がよい、とのアドバイスを頂いたそうです。そこで、育成する人を育てることが大事と研修事業を第一番目に手がけました。以来40年、継続することが社会に信頼を頂く第一と考え当事業を進めてまいりました。

## 資生堂社会福祉事業財団の事業内容

財団が現在取り組んでいる基本6事業をご案内します(表1)。ご覧のとおり、①児童福祉施設職員を対象とした知識・技能習得のための研修の企画・推進支援、②奨学金支給、③児童福祉等に関する功労者・研究者・団体の顕彰、④アジア諸国の福祉施設職員との交流研修、⑤広く一般の人々と職員等を対象とした次世代育成促進の啓発と施設入所児童・里子を対象とした自立支援、⑥児童福祉情報誌の発行による情報提供と啓発活動、の6つの事業です。

1つ目の研修事業では、施設の中堅職員向けに欧米などの福祉先進国で視察研修を行う海外研修と、

国内の研修所に現場の職員さんを集めて実践的なプログラムを学ぶ国内研修を企画・推進しています。

2つ目の奨学金事業は、児童養護施設や里親の下で育ち、将来児童福祉分野での活動を希望して進学する高校卒業予定者を対象としています。

3つ目は、児童・女性福祉に関する功労者、並びに優秀な研究者・団体への顕彰及び助成です。現在、優秀里親の方々を里親大会の席で顕彰しています。

4つ目は、アジア圏の児童福祉関係者が互いに学び、議論し、理解を深め、当分野の質的向上を図ることを目的とした事業です。2010年から日韓交流を展開、昨年度は両国が直面する課題を抽出し、施設運営や養育方法について互いの優れた点を学び合う、実利性の高いセミナーとなりました。同時に両国の有識者や当分野のトップを交えた「日韓合同シンポジウム」も開催。今後も、実利性・継続性のある交流研修としての定着を目指します。

5つ目は、広く一般に行われる「虐待防止セミナー」等を助成する事業で、現在は全国児童家庭支援センター主幹の下、子育てに不安や悩みを持つお母さんのための「子育てセミナー」を主に支援しております。また、施設や里親の下を巣立つ多くの児童が、社会常識の不足等によって転職や離職を余儀なくされ、社会的弱者となる事態を喫緊の課題と捉え、社会常識の付与、資生堂の協力による「身だしなみ講座」の開催など自立支援事業を行っております。今後も多くの賛同者の協力を得ながら、活動拡大に努めます。

6つ目は、児童福祉情報誌『世界の児童と母性』の年2回(4月・10月)の発行です。90年代初頭までは、海外の児童福祉施設や子どもを取り巻く環境や制度の紹介を、その後は日本の児童福祉事情をさまざまな観点から取り上げ、その解決策の提言や研究成果の発表を基本に編集してまいりました。

なお、現在、④東アジア交流研修と⑤自立支援事業を新重点推進事業と位置づけ取り組みを強化しています。

### 本日の記念フォーラムについて

この記念フォーラムは、本来は40周年を迎えた昨年度中に開催すべきものでしたが、財団では昨年度を「過去を振り返り、現在の立ち位置を確認し、将来に向け歩むべき方向を見定める年」と位置づけ、先ほどの基本6事業の取り組み方の再点検、今後の課題の明確化、組織・体制の見直しなどを優先して進めました。そのため、当フォーラム開催には少々時間をいただくこととなりましたが、歩むべき方向・体制が明確になり、40周年以降の飛躍を期す出発点となる今年度に、わが国の児童福祉、とりわけ社会的養護のあり方を問いかける斬新かつ豊富な提言を含んだイベントとすることができました。

本日のシンポジウム・講演は、財団が標榜する「子どもを育む人」を育む」を土台に、「地域における社会的養護のこれから」という、皆さまにとって現在最もホットでタイムリーなテーマに焦点を当てています。このテーマを様々な実践をされている多彩な登壇者に異なる視点から語っていただくことで、これからの可能性を展望できる、まさに40周年に相応しい内容になるものと考えています。

### 資生堂社会福祉事業財団の40年

さて、財団の40年を少し振り返って、基本事業の現状を改めて皆さんにご紹介したいと思います(表2)。お伝えしましたように、財団は1972年、(株)資生堂の創業100周年記念事業として設立されました。そして、まず最初に現在も中核となってい

### 〈表1〉 資生堂社会福祉事業財団の事業内容

- ①児童福祉施設職員対象の研修の企画・推進支援
- ②奨学金事業
- ③児童福祉・女性福祉に関する功労者、並びに優れた研究者や団体に対する顕彰及び助成
- ④アジア諸国の児童・女性福祉施設職員に対する福祉技術習得に関する交流・支援
- ⑤「子育てセミナー」や「児童虐待防止イベント」等、健全な次世代育成を促進するための助成・支援及び児童福祉施設入所者・里子を対象とした自立支援
- ⑥児童福祉情報誌『世界の児童と母性』による研究発表の場の提供と啓発活動

る海外研修事業をスタートさせました。年1回実施、途中テロの影響等での中止もありましたが、今年で39回目を数えます。昨年は、里親が主流の欧米において、養護施設が健在のドイツ、家庭的養護を中心とするも高度化・専門化した施設養護が重要な役割を担っているイギリスの2カ国を訪問。今年は、社会主義的福祉と自由主義的福祉をそれぞれ展開するフィンランドとオランダを訪問します。先日、その選考を終えましたが、この場にその39期の研修生も来場しておられるとか。楽な研修ではありませんが、自分たちの活動を振り返り、これからの進むべき道を探る研修です。一層のご奮起を期待します。

同年には国内の研修事業もスタート。全国の子育て相談所等で活動する家庭相談員向けに資生堂の研修所での研修を実施しており、今年40回目を迎えます。併せて、全国児童家庭支援センター協議会の実務者研修の支援等も行っています。

1975年には、商業ベースの出版に馴染まない当分野に関する研究発表や理解促進の場の提供を使命に児童福祉情報誌『世界の児童と母性』を発刊。20年前の1993年春号の特集「現代の児童虐待」は、まだ虐待やDVといった言葉が現在ほど認知されていなかった時期だけに先進的な企画だったと言えます。今春の第74号特集は「社会的養護における支

<表2> 資生堂社会福祉事業財団の40年

70年代	80年代	90年代	2000年代	2010年代
				※10年4月 「公益財団法人」認定
72年～〈海外研修事業〉				
72年～〈国内研修事業〉				
75年～〈児童福祉情報誌『世界の児童と母性』発行〉				
		※93年特集「現代の児童虐待」		
	89年～〈家庭養育機能強化ワークショップ〉 (現・子育てワークショップ)			
		※92年 20周年国際シンポジウム		
	92年～〈STARS (資生堂海外研修交流研究会)〉			
〈社会へのはばたきを祝う会〉(現・社会への巣立ちフェスティバル)			06年～	
		〈奨学金〉	07年～	
	〈オレンジリボンキャンペーン〉			09年～
	〈子育て支援Webサイト「はぐりいらぶりい」〉			10年～
	〈東アジア交流研修(日韓)〉			10年～

援者の支援」でした。発行部数は2,800部です。

1989年に開始した、バーナード・バン・リヤ財団主催の家庭養育機能強化ワークショップへの協賛は、日本キリスト教児童福祉連盟主催の「子育てワークショップ」として受け継がれています。児童福祉施設で働く保育士、児童福祉職員と研究者が一堂に会し、シンポジウムや実践的体験学習を通じて専門的知識・技能の習得・向上を目指すユニークなプログラムで、今年で25回目を迎えます。なお、1992年には20周年を記念して伊豆研修所で国際シンポジウムを開催。また同年には、海外研修修了者の同窓会組織「STARS」が活動を開始しています。

近年では、児童虐待防止のための市民運動「オレンジリボンキャンペーン」への協賛、子育て支援Webサイト「はぐりいらぶりい」の開設と活動の幅を広げ、当財団の認知度向上に努めています。

2010年3月に内閣府より公益財団法人としての認定を得たことは、財団の大きな転換点でありました。

以上、財団は40年の長い道のりの中で、社会的養護を取り巻く時代や社会の変化に柔軟に対応しな

がら、一貫して子どもと女性の福祉向上に向けて、その事業を紡いでまいりました。

### 資生堂社会福祉事業財団のこれから

#### — 守り続けたい3つのこと

40年の歴史の中で醸成されてきた、財団の特性についてお話したいと思います。それは、これからも守り続けたい3つのことです(表3)。

1つは“事業”財団として、“共に汗をかく”財団であるということです。財団は、社会福祉事業、とりわけ次代の担い手を育む女性と次代を担う児童の福祉の充実と向上のため、国際的視野に立ち、課題解決に取り組み、時代に即応した事業活動を行うことを目的とし、資金助成のみの消極的な態度に終始するのではなく、目的意識を明確にした具体的事業活動に関与してまいりました。

特に、施設職員向けの研修事業を自ら企画・実施してきたことに大きな特徴があります。とりわけ海外研修事業は、福祉先進国における2週間以上の本研修、事前・事後の研修、報告書の作成、そしてそ

の後のフォローアップ研修と、厚生労働省からも高い評価をいただき、完成度の高いスタイルを確立しつつあります。この研修において600名を超す修了者を輩出してきたことが、「事業」財団という特性をより鮮明に浮き彫りにしていると思います。

次に、資生堂と共に“美しさを育む”財団としての活動も、守り続けたいことの1つです。当フォーラムでも、「子どもを育む人」を育む」を標榜しておりますが、人を介することを大切にし、その人を育むことを重視してきた資生堂と共に歩んで来たからこそ、設立当初からこれをメインテーマに事業を推進するという独自性と先見性を発揮することができました。

財団の研修事業は、今や財団のオリジナリティーあふれるプログラムとして確立されつつありますが、もともとは資生堂の、ビューティーコンサルタントやチェーンストアに対する研修を通じて蓄積されたノウハウが土台にあります。2年前から新重点推進事業と位置づけた自立支援事業では、資生堂販売(株)の協力を得、高校卒業後の自立を目前にした子どもたちにビューティーコンサルタントによる「身だしなみ講座」を開催しています。いわば財団と資生堂グループが一体となって、美しい子どもたちの成長を支援し、彼らが社会に出て自立した大人になることを支援しているのです。マナーや身だしなみは目に見える型を美しく整える行為ですが、このような型を学ぶプロセスが人の内面、心も美しく整え、人間としての美しさをつくりあげると考えています。資生堂と共に“美しさを育む”財団ならではの発想です。当事業の副次的な効果として、笑わなかった子どもが笑うようになった、鏡を見られなかった子どもが見られるようになった、といった「化粧の力」による事例が実際に出ています。

今一つ、「子どもを育む人」を育む」を追求している結果、その“育む人たちに育まれる”特殊な財団となっていることを付け加えたいと思います。財団は専門家集団ではありません。その中で時代に即した活動を見極め、その質を高めながらこれまで推

### 〈表3〉 資生堂社会福祉事業財団のこれから

#### 守り続けたい3つのこと

- ① “共に汗をかく” 財団として
- ② 資生堂と共に“美しさを育む” 財団として
- ③ “子どもを育む人を育む、  
育む人に育まれる” 財団として

進することができたのは、多くの皆さま方のご支援とご指導があったからに他なりません。

海外研修の修了者は累計で600人を超えました。600人の方々を育ててきた訳ですが、よくよく考えてみますと、むしろ財団がこの600人の方々に育てられている面の方が大きいのです。そして、海外研修交流研究会「STARS」は本年4月よりNPO法人STARSとして新たに歩み始めました。明日にはその発足を記念するセミナーが開催されます。財団はSTARSと共に歩む財団であり、これからも“子どもを育む人”を育み、STARSと一緒に歩んでまいります。

#### 皆さまと共に歩む財団として

これまでの40年を簡単に振り返りながら、財団の特徴を縷々話してまいりましたが、ここに至る道のりは決して平坦ではありません。経済変動や、変遷する社会福祉に対する世の中の見方に影響を受けました。しかし、厳しい局面にあっても崇高な理想を掲げ続け、6つの基本事業を質を落とすことなく守り続けてまいりました結果、今の財団があります。それは、本日お集まりの皆様に支えられ、育まれてきた結果でもあります。

これからも、財団は崇高な理想を維持し、基本事業を守ってまいります。皆さまと共に歩む財団として、方針を変えることなく活動し続けることを強く宣言して、私の話を終わりとさせていただきますと思います。

ご清聴ありがとうございました。

※日時表示は2013年(平成25年)7月現在

第1部／子育ての現状と予防的支援のこれから

# 子ども虐待の予防という視点から見た 地域の子育て支援と社会的養護

—〈(公財)資生堂社会福祉事業財団〉

## 40周年記念フォーラムが訴えること

■第1部シンポジウム コーディネーター

子どもの虹情報研修センター <sup>ますざわ</sup> <sup>たかし</sup>  
研修部長 **増沢 高**



2000年に「児童虐待防止法」が施行され、児童虐待の定義、虐待防止のための国や地方自治体の責務、虐待を受けた子どもの保護のための措置などが定められました。その後も複数回の同法の改正、および児童福祉法の改正を中心に、児童虐待防止に向けた様々な施策が打ち出されました。2004年には、市町村も虐待対応を行うこととし、多分野協働による支援を可能とするため要保護児童対策地域協議会の設置が法定化され、2007年には児童相談所の立入調査権の強化（臨検捜索）が制度化、2008年には乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業の法制化、さらには2011年には民法改正による親権停止の新設もなされました。

子ども虐待の防止には3つの段階で対応することが基本とされます。第1段階は虐待の「発生予防」、第2段階は虐待が生じている場合の「早期発見と早期介入」、最後が「介入後の回復に向けた支援」の段階です。2000年の法制定以降の10数年を振り返ると、主に第2段階である「早期発見と早期介入」の機能強化に力が注がれてきたと言えるでしょう。上記の法改正以外にも、国は毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と定め、虐待防止の啓発と通告を市民に促し、通告のあった場合は48時間内に目視による確認を努力義務とするな

ど、「早期発見と早期介入」の強化を図ってきました。虐待による死亡事例が発生するたびに、通告を受け早期介入の中心的役割を担う市町村や児童相談所の取り組みの適切性が追及されるのもこうした背景からでしょう。

しかし様々な施策が打ち出されても、児童相談所が対応する虐待相談件数は増加の一途をたどっています。法制定の2000年の17,725件から一度も前年度を下回ることなく増加し、2012年度には66,701件に至りました。この増加の背景には、潜在していた家庭内虐待が、地域の虐待に対する認識の深まりと共に顕在化し、支援機関につながるようになったことがあるのは事実です。しかし家庭内虐待そのものは減ることなく、逆に増加している可能性を指摘する声が多いのも事実です。子ども虐待による死亡は、2011年度には85事例で99名の尊い命が亡くなっています。この数字もほぼ毎年同様に推移して減少する傾向にはありません。さらに虐待等で保護者のもとから離れて暮らす社会的養護児童は約4万7千人にのぼります。この数値も実際は社会的養護のキャパシティがその数値に留めているのであり、実際はこの3倍程度必要という声もあります。

この10年間を振り返ると、虐待対応における

諸々の課題が露呈され、この問題がいかに解決困難なものであるかの認識を深めたと言っても過言ではないように思います。

このような中で、発生予防の必要性が強く認識されるようになってきました。それは周産期からの子育て支援の強化、リスクを抱えた家族への支援の充実、親になることを見据えた教育等に力を注ぐことの重要性です。虐待で死亡する子どもの多



多くの参加者が会場を埋め尽くし、熱心に耳を傾けました

くが0歳児で、背景を見るとほとんどが産科等未受診のまま出産に至っているケースです。その中には10代で妊娠して誰にも相談できずにどこに頼ったらよいかもわからない女性が多数いること、出産後も産後うつ等の精神的問題を抱えた保護者や経済的困窮の中にある家族の増加、居住する場を求めて点々とする母子の存在など、リスクを抱えた家族や保護者が多数存在し、そこに十分に支援の手が届いていない深刻な現実が認められるのです。これらのことが予防的支援の重要性を訴える背景にあります。

ゆえに財団40周年記念フォーラムが、子ども虐待の予防を中心的テーマに据えたのは、こうした意味から時宜を得たものといえるでしょう。登壇する4人のシンポジストは、まさにこの課題の重要性を共有する実践家と専門家です。榎原氏はジャーナリストのお立場から、日本の子育て現実を俯瞰し、それに対する支援の手立てが主要先進国の中でいかに脆弱であるかを様々なデータをもとに述べられ、子ども施策に充分な予算をかけ支援を強化させていくことが我が国の喫緊の課題であることを訴えます。藤藪氏はNPOで専門里親のお立場から、和歌山の白浜地域で展開する、居場所を失った人たちへの自立支援と子どもたちへの支援について報告されます。こうした支援を行う

ためには地域で、しかも小さな手の届く規模での支援が重要であることが理解されるでしょう。都留氏は乳児院のお立場から、社会的養護である児童福祉施設が地域に開かれ、子育て支援等の中核的機関になる必要性を、自らの実践を通して示されます。社会的養護は児童虐待対応の第3段階である「介入後の回復に向けた支援」に位置づけられるという認識が広く持たれていると思います。しかし実は当該地域の予防的支援にとっても重要な役割を担う貴重な資源であることも認識されるでしょう。シンポジウム最後の佐藤氏は小児科医のお立場から、周産期の母親の抱えた様々な課題と支援の現状について述べられます。一般にはほとんど周知されていない妊婦の現状と課題について、およびそうした母親への支援のあり方について、必須かつ重要な知見を得られるはずです。

子育て支援や発生予防に取り組むためには、幅広い多様な支援が考えられ、地域の保健、医療、施設、NPO、さらには保育、教育等と子どもと家族に携わる多種の機関協働、多職種協働が必要です。今回のシンポジウムで得られた情報と指摘を踏まえ、地域ぐるみの虐待予防の取り組みを充実強化し、健全な育児と子どもの育ちが保障される地域社会を構築したい。その一助にこのシンポジウムが貢献できることを願います。

第1部 / 子育ての現状と予防的支援のこれから

# 「養育困難」時代の 子育てと社会の責任



さかきばらのりこ  
読売新聞東京本社編集局社会保障部 次長 榎原智子

ただ今ご紹介に預かりました読売新聞の記者をしております榎原と申します。よろしく申し上げます。

お手許に資料を配付させていただいております。これに沿ってお話させていただきます。テーマは、子育ての現状をどう考えるか—。私は、新聞記者を25年務めて参りました。その報道の現場で見てきたことをご報告したいと思います。

私、実はもともと固い方のニュースを担当しておりましたが、15年前に初めて子どもを出産したときに子育ての現場に当事者として立つことになりました。そのときの驚きがその後の少子化問題や子育て政策の取材につながりました。当時は霞ヶ関や永田町を走り回りながら、政治のニュースを、外交から行政改革、それから北方領土問題、社会保障問題と幅広いテーマで取材してまいりましたが、子育ての現場に立ったときに、こんなに子育てが困難な状況のまま残り残されていたのかとたいへん驚きました。当時は、介護保険制度がその創設に向けて具体的な検討に入っていたという段階でしたので、高齢者福祉では「社会化」という言葉が一般的に言われるようになっていました。それに対して子どもについては、「高齢者」より10年も20年も後れていると肌で感じました。見回すと育児不安、産後うつ—当時はマタニティーブルーと言われておりましたが、それから待機児童の問題…等々。そこから、これほどの困難な状況にあるのは一体なぜなのかと

いうことを知りたくて取材を重ねてきました。

## (1) 子ども受難の時代

### ●果たして「甘えている」のか—

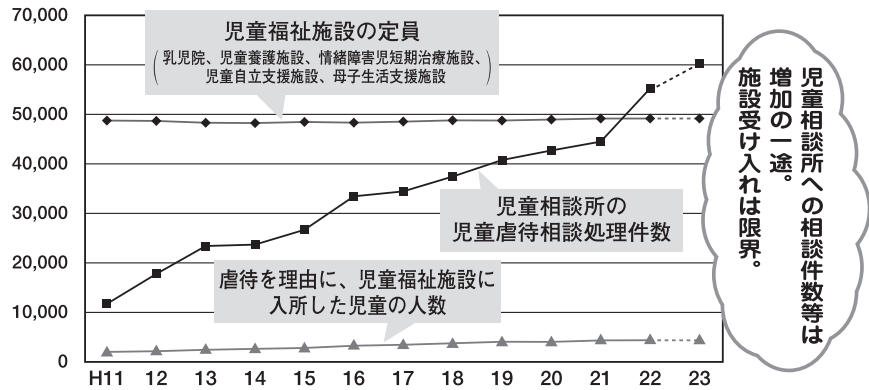
レジュメの一番初めに「子ども受難の時代」と書かせていただいております。年輩の世代、とりわけ年齢が上の政治家の人たちに“子育て支援が必要だ”“子どもの政策があまりにも後れている”と申し上げますと、まず言われたのが、“生活がこれだけ楽になり、子育てしやすい状況になったのに、何を甘えているんだ”というものでした。また、“自分たちの親は”—私たちよりも3世代ほど上ですね。その方たちは“もっと大変な子育てをやっていたんだ。今の親は甘えている”と幾度となく言われました。確かに生活一般は昔より楽になったけれど、子育ては果たしてそうなのか—。そのことをずっと考えてきました。

### ●増える児童虐待、変わらぬ受け皿

“甘えている”とおっしゃる方々の認識がちょっと違うのかもしれないということを教えてくれる現象の一つが、児童虐待の現状だと思います。一つ目のグラフ(グラフ1)は、山梨県立大学特任教授の加賀美尤祥先生が作られたものですが、児童相談所への相談件数を指し示す折れ線はずっと伸び続け、4万件を突破したのが2007年(平成19年)、そしてあ

っという間に5万件を、今や6万件を突破しようとしており、うなぎ登りに増えています。それに比べて、社会的養護の中で保護されている子どもたちの人数はほぼ変わりません。いちばん下の線は、そのうち被虐待を理由に児童福祉施設に入所

〈グラフ1〉児童虐待相談件数と児童福祉施設の状況(人数・件数)



した児童の数です。つまり受け皿の制度の方はずっと横ばい状態でさほど変わっていないのに、子どもの置かれた状況は劇的に変わっています。こういったグラフは同じ方向で推移しなくてはいけないのに、こんなアンバランスな状況になっています。

うふうに感じました。

子どもの福祉システムが古い、ということが産み育てにくさにつながり、今、大変な問題になっています。出生率の低下、少子化問題につながっているからです。

●タイガーマスク運動が示したもの

もう一つ、子どもたちの福祉の状況を浮き彫りにした現象が、“タイガーマスク運動”と呼ばれた寄付行為ではないかと思いました。2010年のクリスマスに群馬県の児童相談所にランドセルが10個寄せられて「恵まれない子どもに使ってください」という名乗られない方からの寄付。各地で同じような運動が続いています。これは、児童虐待が報道されて、子どもたちの困難な状況が伝わり、何とかしたいという善意の動きとして発生したことは間違いのないのですが、では果たして、こういう施しの寄付というのは高齢者の施設には届いたのでしょうか—。高齢者の福祉システムは10年ほど前より近代化され、必要な人には必要な給付がいくという普遍化された制度になっています。一方、子どもの方はそうはなっていないということを、ある意味、みんな知っているからこうした旧来の施しが必要だとみんな思っている。裏返せば子ども福祉システムの古さ、戦後からほとんど変わっていない古さを端的に表している、日本ならではの現象なのではないか、とい

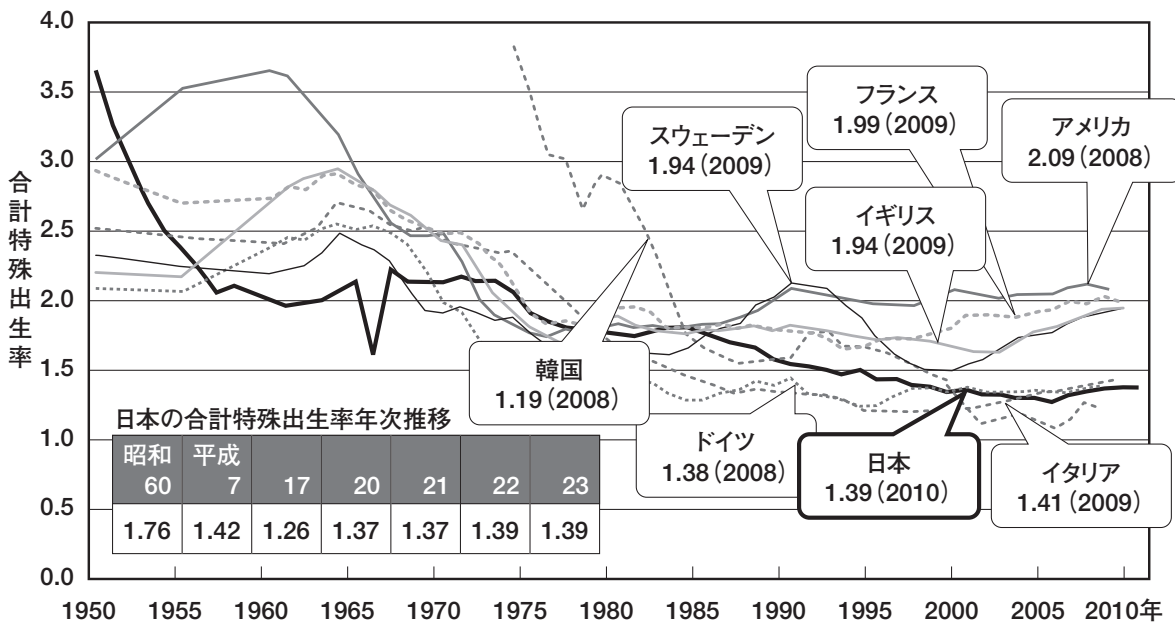
●少子化対策、失敗の20年

少子化対策というのは、ご存じの方は多いと思いますが、1990年から政治課題となり厚労省でもいろんなカタチで取り組まれてきました。しかし、その取り組みが20年以上続いていて結果はどうでしょうか。出生率は未だ低迷したままです。

こちら(グラフ2)は、同じような産業構造の変化、核家族化をはじめ家族や社会に起きているさまざまな現象が似通った主要国数カ国について、その出生率だけを見たグラフになります。いちばん太いのが日本。各国、戦後ずっと1950年代から出生率が低下してきて1970年代ぐらいまで同じようなトレンドでした。ところがその1970年代、80年代を境に各国の傾向が端的に二極化します。一つのグループは、フランス、イギリス、スウェーデン、アメリカという、出生率が2.0、つまり人口を維持するだけの水準、“少子化なんて卒業しました”と言える状況にまで回復した国々。もう一つのグループは、日本を含むドイツ、イタリア、スペイン、ギリシャといったような出生率の低迷に歯止めがかからない

〈グラフ2〉 諸外国の合計特殊出生率の推移

わが国の出生率を諸外国と比較すると、ドイツや南欧・東欧諸国、アジアNIESとともに、国際的にみて最低の水準。また、低下の一途をたどっていることが特徴。



資料：Council of Europe:Recent demographic developments in Europe 2004 及び各国統計から作成。  
 (なお、1960年前はUN:Demographic yearbookによる。1991年前のドイツのデータは西ドイツのもの)

国々。ほぼ1.4ぐらいに収敛しています。

この二つのグループについて子どもの施策を中心にそれぞれの特徴を見てみると、前者の脱少子化を果たした国々は、いろいろな取り組みにそれぞれ違いはありますが、主な制度には共通している点が多くつかあります。その一つが、日本で言う「児童手当」で、子どもの現金給付が普遍化されていること。つまり全ての子どもに、所得制限などなく、かつ対象年齢も大変幅広い。子どもが自立して自分で稼げるようになるまで、という趣旨で、18歳までとか大学卒業までとか大変幅広い。見方によっては、子どもに対する基礎年金というような給付の仕方になっています。さらに、親が共働きなのはどこの国でも普通になっていますが、子育てと仕事が両立できるよう育児休業給付が、自営業の人でもパートの人でも皆使えるようなシステムになっており、所得保障も従前賃金の8~9割になっているというように、子どもへの施策が包括的でかつ寛大で、それが

種々組み合わせられた施策のパッケージになっています。これら家族政策がとても充実しているのです。

他方のドイツ、日本、イタリアの国々で共通なのは、女性が仕事か子育てかどちらかしか選べない、両立が難しいという状況にあることです。さらに、児童手当が限定的で普遍化されていないことや、保育が不足していることが多い。女性が高等教育を受けて社会に進出していても、子育ては母親の責任とされている国々です。

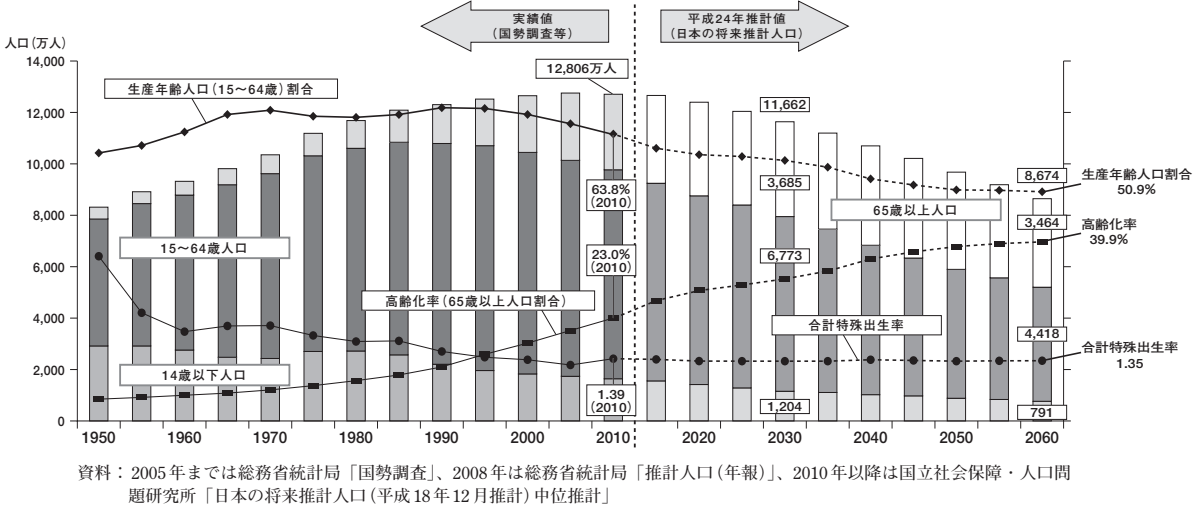
●人口10人のうち子どもは1人以下の時代へ

では、出生率の低下を放って置くとどうなるかと言いますと、今日の子育ての話から少し離れますが、日本は猛烈な人口減少の状況に足を踏み入れてしまった、ということです。仮に明日から出生率がフランスのような2.0にまで回復したとしても、これから70年先まで人口減少は止まらないと言われるぐらい、出生率が1.3とか1.4という低いレベルが長く

### 〈グラフ3〉日本の人口の推移

#### 急速な少子化の進行

- 日本の人口は減少局面を迎えている。
  - ・2060年には総人口が9,000万人を割り込み、高齢化率は40%近い水準になると推計。
  - ・合計特殊出生率は2005年に1.26で底を打ったが、依然として低水準(1.39)。
- 人口減少は、社会保障制度をはじめとする日本の社会経済の基盤を揺るがす大きな問題。



続いた影響というのは大変なものなのだそうです。

これは人口学者の先生から伺ったことです。

もう一つ。人口減少と高齢化というのは、メディアでもさんざんとりあげられていますが、私がより深刻だと思っているのは子ども人口の減少です。これ(グラフ3)を見ていただくと分かります。棒グラフは3つに分かれており、一番下は子ども、真ん中が働き盛りの世代、一番上は高齢者です。私たちが生まれた1950年代、60年代、70年代を見ると子どもの人口が3~4割を占めていた。つまり、子どもにとって遊び友達を見つけるのも、一緒になって悪さをするのも簡単でした。また、子どもはどこにもいるので、大人がみんなで子どものことを考えざるを得ないような社会環境がありました。

そういう時代に比べて、今、子どもの存在は大変なマイノリティになりつつあります。まもなく高齢者の割合が4割になったとき、子どもは1割を切ります。日本人が10人いる中に子どもは1人もいな

い、0.8~0.9人位です。

そんな環境の中で子どもは豊かに育っていけるのでしょうか。すでに、島嶼部を除くと日本でいちばん人口が少ないと言われる高知県の大川村にいきましたら、子どもの周りにはおじいちゃん、おばあちゃんばかり。村中の未就学の子どものを1カ所に集めて遊ばせないと子ども同士の豊かな体験ができないということで、子どもを7~8人集めた保育を、使われなくなった学校で行っている状況でした。おそらくそういう状況が日本全国でどんどん展開されていく。子どもが育つ環境として大事なものは、お金をかけろんなおもちゃや早期教育などを与えるということではなく、仲間となる子どもを見つけることが一番大事になってくるのではないかと。そう思えるような、どこの国も体験していないような異常な時代に日本はこれから入って行きます。子育て支援をサボり、少子化対策に手をこまねいているうちにこんな状況を招いてしまったということにも気がつか

ないといけない、というふうに思っています。

### ●グローバル化で細分化し漂流する家族

もう一つ、グローバル化が進む中で、こうした子どもを巡る、「受難」とも呼ぶべき状況が一層進んでいると思います。グローバル化で、日本でも核家族がさらに細分化し、漂流するのではないかということに気がついたのは、2006年インドネシアのロンボク島という同国でいちばん貧しい島に取材に行ったときでした。その島の先端にある小さな漁村に行きましたら、青い海と白い砂浜というパラダイスのようなとってもきれいな漁村で、電気もガスも水道もない、という牧歌的な生活をしているところでした。ところが家族の崩壊が起きているということです。そこではテングサを育てて生業を立てていましたが、そこへ中国人がやってきて、ある装置を、これを使えばもっとテングサの生産性はあがるし収入も増えると借金させて買わせたそうです。ところが、その返済に窮し、お父さんはシンガポールに出稼ぎに行かざるを得なくなった。ところがお父さんはなかなか戻ってこない。電話などない村だから音信も絶え、残った母子だけで家族は崩壊していった。そうした話を聞きました。

その中国人というのは、テングサを安く買ったたいて世界市場で売っている人たち。それが安い中国製寒天として日本でも売られるようになり、“安い寒天が手に入るようになったのね”というカタチで私たちの暮らしにも連なっているのではないかと思います。

これは象徴的な例で、日本でグローバル化が進んだことで家族が壊れやすくなるというのはなかなかピンとこないのですが、経済で競争とか効率化とかが加速化する中で、もろい家族がよりもろくなっていることは地球全体で起きていると、様々な国に行き実感しています。その中で日本人も生きています。

そういう親子を取り巻く現実を今こそ直視する必要があるのではないか。私自身も子育てが下手なダメ親と言われる世代であり、そのことを否定するつもりはありませんが、ではなぜ今の若い親がダメ親化しているのかという背景にこそ目を向けるべきではないかと考えます。

## (2) 親子を取りまく現実

### —「ダメな親」増加の背景

#### ●核家族化の半世紀

核家族化が日本で広がって半世紀以上が経ちました。その結果、何が起きているのか。核家族2代目、3代目の時代になっています。

2006年熊本県の玉名市でお目にかかったベテランの保健師さんから教えていただいたのは、2代目、3代目の核家族の中で起きている子育ての崩壊でした。その方は乳幼児健診でいろんなお母さんに出会う、母子専門の保健師さんでしたが、「私の子どもを可愛いと思えない」「私が子どもの頃はもっとお利口だったのに」とニコリともせず、乏しい表情の中で言う。そんなお母さんが増えて、これはおかしいと10年前ぐらいから思った、とおっしゃっていました。エジンバラシートという産後うつ傾向を調べるチェックシートを使って調べると、見事、全部にマルをつける。誰も相談する人がいない、子どもが可愛いと思えない、養育したくないと思うことがしょっちゅうある、というような状況に陥っていたのです。

その方々にはダンナ様がいてちゃんと収入があり、経済的に見れば核家族で暮らしていけるけれど、若い母親は自分のお母さんとの関係に難しいものを抱えているとか、夫は帰って来ても疲れてるからと毎日ゲームをして、相手になってくれないとか訴える。保健師さんが話していたのは「そういう母親たちを見聞きする中で私が見つかったのは、高度成長時代に育った子どもたちが親になり、自分が育てられ

た時に母親との間に起きていたさまざまな葛藤や不適切な養育といった課題を、今度は自分が子育てするときに急にフラッシュバックのように思い出し、困難な状況に陥っている、養育困難の世代間の連鎖だった」ということでした。

### ●孤立がむき出しになった親子

1960年代、70年代当時、コインロッカーベビーという言い方で、コインロッカーに子どもを捨てるお母さんたちが社会問題化しました。あの頃から核家族の中で養育困難に陥ったり、望まない妊娠で育てられない子どもを抱えた女性たちがすでにSOSを発していた。でも、まだ地域のつながりが残っていた、社宅もあった、親族のネットワークもあった。そういう中で何とかごまかしながらもやってきた。でも半世紀経ち、今はもう地域もない、社宅もない、親族ネットワークもない。その結果、孤立がむき出しになった親子を作ってしまった。より虐待や子どもの遺棄、望まない妊娠による虐待死といったような悲惨な状況を招いているのではないか。そういう意味で、貧困の連鎖、虐待の連鎖、養育困難の連鎖は加速化していると感じています。それを取材を通して感じてきました。

### ●「無免許」で子育てする若い親たち

少子化というのは、私も今参加している「社会保障制度改革国民会議」という政府の会議の中で、大きな課題の一つとなっています。ただ、閣僚も参加したそういう場ですら、議論をする際の目線はともすると、「少子化のままでは社会が持続しない」「少子化のままでは年金や医療や介護の制度が持たない、これでは問題だ」、そういった角度からの議論になりがちです。それだけでは問題認識のあり方として不十分なのではないか、と思っています。

先ほどの表で見ていただいたように、子どもたちの立場に立てば、健全に育つ環境を社会が奪い取っ

ているというようなことが起きています。すでに少子化が進んでいた中で育った世代が親になっていることを考えると、子育てを周りで見たこともなく、赤ちゃんに触る体験もなく、いきなり自分が母親になってしまった、父親になってしまった。自動車の運転で言えば、無免許運転をさせられているような親たちが大変増えている。昔は周りじゅうにたくさんのベテランの育児ドライバーがいて、車を運転しようと思ったときには、ああするんだよ、こうするんだよというふうに、祖父母からも近所のおじちゃん、おばちゃんからも教えてもらうことができた。ある意味“お節介”が親を育てていたような状況が地域にありました。それに対して、現代の社会は、周りに一緒にドライブしようという新米ドライバーもいなければ、教えてくれるようなベテランドライバーもトレーナーもない。そんな中で若い親たちは四苦八苦している。そのことに気がつく必要があると思っています。

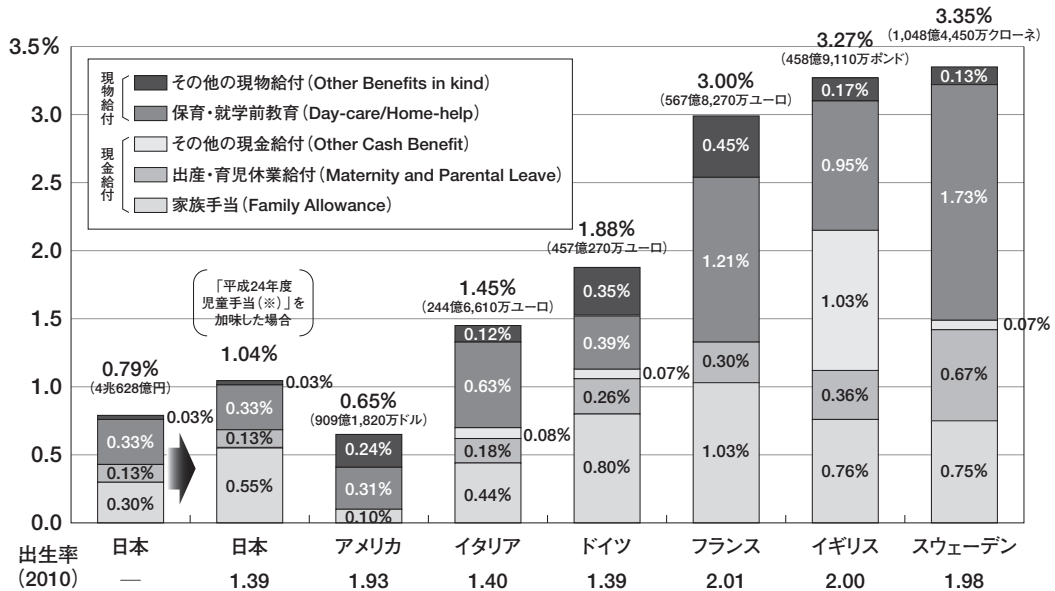
### (3) 「救貧対策」から「すべての子の育ちの保障」へ

#### ●全ての子どもに普遍的な支援を

では、今後どうして行くべきなのか。緊急にすべきことのひとつが、「児童福祉」「子育て支援」を救貧対策、選別主義から転換し、全ての子どもを社会全体で育てる、普遍的な支援へと進化発展させることではないか。つまり、欧州福祉国家がどこも整えているような総合的な子育て支援策、日本型の家族政策を発展させることが必要であろうと感じています。

「全ての子どもに」と言ったときに最も大事になるのが、マイノリティではあるけれど、親からきちんとした養育を受けられない社会的養護の子どもたちであろうと思います。先ほどから話にあったように、児童養護施設をはじめ社会的養護の受け皿になってきたさまざまな機関が今四苦八苦しています。それは社会の大きな変化、子どもたちの抱える深刻さに比べ、システムがあまりに古いまま放置されて

〈グラフ4〉 各国の家族関係社会支出の対 GDP 比の比較 (2007 年)



資料：OECD:Social Expenditure Database (Version:November 2008) 2010.11.9取得データ等  
 注：「平成24年度児童手当(※)を加味した場合」は、家族手当額について、児童手当(2007年度、9,846億円)を平成24年度予算における「児童手当制度給付費総額」(2兆2,857億円)に単純に置き換えて試算したもの  
 ※手当の名称は、「児童手当法の一部を改正する法律」(平成24年法律第24号)による名称としている。

きたからだということが言えます。政府は子ども・子育て支援新制度という新しい子育て支援の制度を消費税財源を充てて2015年度から始めます。社会的養護もこれまでよりは少し大きな給付を受け、やや高機能なシステムに変わろうとしている状況ではありますが、すでに少子化を脱したさまざまな国が取り組んできたことを見れば、日本がやらなければいけない制度、政策の見直しがあるのは確かです。その改革に、子どもや子育てに関心のある方々と一緒に取り組んでいきたいと思っています。ありがとうございました。

第1部(シンポジウム)の終わり、コーディネーター増沢先生からの質問——子育て支援を充実にしたものに、実効性のあるものにするためにはどんな取り組みが必要か——に答えて

●外に働きかける  
 どういう取り組みをしていけばよいか——。会場

にお集まりの皆さんのように問題意識をすでに持たれている方々に申し上げたいのは、外に向かって積極的に発信してほしいということです。社会が激しく変わった今、私たちは“子どもの命を守る”ということ、これまでの制度や保障だけではできなくなっている、ということです。貧困、不適切な養育、孤立などの状況に置かれた子どもを一人残らず救い出し、健やかに育つことができる環境を与える。そうした、全ての子どもに届く支援を実現するため、外に向かって闘う姿勢を見せる、外に対して働きかけを行うことが大事だと思っています。それをしてこなかったために子どもの政策は取り残されたのではないかな、と思います。ただ、子どもに関わっておられる方々は、研究者の方もいろいろな福祉関係の機関におられる方々も、心根の優しい方が多い。“闘う”とか、“金ヨコセ”とかあまりおっしゃらない。でも、子どもや親の苦境を当事者に代わって発信するのだと、皆が共通の目標を持てば、道は拓かれると信じています。

### ● GDP比3%を子どもに

先ほどのグラフ(グラフ2)で出生率の高い国々を挙げました。こうした国々は、子どもの養育を親任せにして放任するのではなく、社会を挙げて取り組んできて、それが大きな社会的システムとして機能している国々です。この国々の共通項の一つが、社会の宝として子どもを大切にするという理念ですが、そればかりではなく、結果として何を成したか——毎年GDPの3%ほどのお金を子どもに向けているんですね。国全体の富の中からどのぐらいの割合のお金を子どもに向けているかを表したのが、グラフ4です。厚労省や内閣府よりだいぶ以前から公表されており、ご覧になったことがあるかと思いますが、実はこの数値は各国年々上がっており、日本も微増はしていますが、他の国々はさらにどんどん上がっています。日本では、高齢者に使う社会保障費は年々1兆円単位で増えていますが、子ども向けられるお金は微増。社会保障費を毎年100兆円使っている国なのに、日本は子どもにそのうち4~5%しか使っておりません。これが、3倍、4倍、5倍となっちはじめてGDP比3%になる、そこでようやく子育てを社会を挙げて支援している国々に追いつきます。

そうなれば、先ほど佐藤先生(p.28-40)がおっしゃったような、妊娠期間からの支援も必ず可能となるはず。子どもが年100万人しか生まれない国に、どうして20万人の中絶があるのか。絶対に妊娠中絶した女性たちは傷ついています。相談できずに身も心も傷ついて、次の子どもを持つという気持ちにもなれない人もいるのではないかと…。そういう人たちがどういう事情でこのような状態になったのか、誰も把握しておりません。佐藤先生のような方が稀にいらっしゃるだけです。佐藤先生のお話と同じようなお話を、熊本の慈恵病院で「こうのとりのゆりかご」の取り組みの中でお聞きしましたが、こうした取り組みは全国で求められているのに広がって

ません。

全ての子どもを、生まれ来る全ての子どもを対象に、例えばフィンランドやフランスが行っているように「妊娠手当」という出産準備金を1~2万円まわめてあげるから相談センターにいらっしやい、と言えおそらく困った女性たちも窓口に来ます。そういうふうに、アメで釣ってでもよいから、全員に届け出に来てもらう。そして、母子手帳を渡して、必要な人には支援があることを伝え、事情を聞いてきちっとフォローしていく、そんな取り組みがなぜ日本ではできないのか。だから子どもへの投資として、GDP比3%を目指さなければと思っています。そうでなければ、子どもの施策についていくら議論しても前には進みません。また、子ども家庭の領域で貢献されている資生堂さんのような企業が増えてくれたらいいのですが、そのスピードは遅い。だとするならば、消費税でも別の税でもいいので、子どもに向けられるお金を集めて支えられないか——。こういう場では共感を得やすいですが、社会全体では難しい。そこをどうしていくのか。

私たち、特に中高年世代は、高齢化が進む中で自分の老後…年金、医療、介護への心配が先に立ちがちです。国政選挙でも、社会保障は大きな焦点になりますが、それは自分のことが不安だから。でも、そこでとどまるのではなくて、社会のため、未来のため、子どもたちのために十分なことができていくのか、自分たちが協力し我慢すべきことはないのか。そう考えれば、100兆円の中から、もしくは社会全体でかなりのお金が子どもに向けて捻出できるはず。です。

まず、GDP比3%の子どもへの投資を。そこを一緒に考えて、早く動かないと、先ほどの人口減少のグラフ(グラフ3)にあった通り、私たち全員が沈んでいきます。そのためにやるべきことは多いと考えます。

第1部 / 子育ての現状と予防的支援のこれから

# 地域で子どもを育てる



ふじやぶ あゆみ  
NPO 白浜レスキューネットワーク、専門里親 藤藪亜由美

和歌山の白浜から参りました藤藪と申します。よろしく申し上げます。

このとても光栄なお話を頂き準備する中で、皆さまとは少し違う分野の者である私は、社会的養護の働きについて初めて知ったことがたくさんありました。今日ここにお集まりの方々、この分野で専門的に勉強されてこられた方々、あるいは専門職に就かれて日々格闘されておられる方々とお伺いし、この場に厳粛な思いで立たせていただいています。私の肩書きには、NPO 法人白浜レスキューネットワークの支援員、そして専門里親とありますが、私には、別にキリスト教会の牧師夫人という立場があります。今日は、主にこの立場から子どもたちに関わることになり、子どもたちに展開してきた活動について、報告させていただきたいと思えます。

私が夫とともに白浜に最初に参りましたのは1996年の4月でした。牧師である夫が故郷の白浜にある白浜バプテストキリスト教会に赴任することになったからです。当時、私は28歳でした。私たちは海外赴任を希望していたものですから、白浜に赴任することになり、いったい何をすることになるのだろうと考えていました。

宣教師には、二つの視点があります。一つはキリスト教を伝えるということ。そして、もう一つが“地域の必要に応える”ということです。ですから、まず白浜町をじっくり見るということから始めまし

た。白浜は、人口23,225人の観光地です。日本のマイアミビーチと言われる白良浜は、私たちの教会から徒歩5分のところにあります。そして、自殺の名所と言われる三段壁も近くにあります。教会は町内で一つ、全校250名ほどの白浜第一小学校と同150名ほどの白浜中学校の校区内にあります。高校はなく、学生は10～15キロ離れた隣町の高校まで自転車で通っています。観光地であるため、共働き家庭や一人親家庭が多く、母子生活支援施設があります。

## ●「三段壁活動」——共同生活しながら自立支援を

このような地域の状況の中で、いろいろなことが起こりますが、私たちはまず二つのことを展開することになりました。一つが、「三段壁活動」です。前任の江見太郎牧師が1979年に始めたもので、三段壁のそばに電話番号を記した「いのちの電話」の看板を掲示し、電話をかけてきた人を保護します。



三段壁近くの公衆電話脇に置かれた「いのちの電話」の看板

この活動を1999年の4月に受け継ぎましたが、初めは“保護”どまりだったものが、いろいろな事情を抱えて帰れない、帰る場所がないという方が多く、その方々と共同生活を営みながら自立支援を行うようになりました。この三段壁活動の延長として、2005年4月にNPO法人白浜レスキューネットワークを立ち上げ、前任の江見牧師の時代で672名、私たちが交代してから今年の5月までに約690名を保護、今も常時10～20名の方と共同生活を送っています。

●「日曜日の教会学校」から始まった「子ども活動」

二つ目に、「子ども活動」というものを展開いたしました。1996年当時、白浜第一小学校でアンケートをとったところ、約57%の小学生が親と晩ご飯を一緒に食べていない、という結果が出ました。観光地ですから、親たちには土・日もありません。働くのに精一杯です。夜も働かねばなりません。そこで私たちにできることがあるのではと考え、「日曜日の教会学校(昼食付き)」というものを始めました。白浜の子どもたちは、日曜も家で子どもだけで過ごすことが多いのです。始めた当初は、一人、二人と昼食目当てにやってくるという状態でしたが、だんだん

“日曜には教会がある”という認識が浸透し、多くの子どもたちが集まるようになりました。

この教会学校では、一緒に昼食を食べ、聖書のお話を聞いたり、遊んだりします。その中で、びっくりしたことがありました。普通にジャンプができな

## 1. 白浜パプテストキリスト教会の取り組み

### ■宣教師の視点

「地域の必要に応える」  
……1996年4月赴任

### ■近隣環境

白浜町人口23,225人、観光地、三段壁、日本のマイアミビーチ「白良浜」(徒歩5分)、教会は1つ、白浜第一小学校・白浜中学校の校区内、町内に高校はない。共働き、ひとり親家庭が多い。母子生活支援施設がある。



### 1) 三段壁活動

#### ●1999年4月

前任の江見太郎牧師から「いのちの電話」を受け継ぐ  
○保護活動 ○自立支援 ○共同生活

#### ●2005年4月

NPO法人白浜レスキューネットワークを立ち上げる

### 2) 子ども活動

- ①「日曜日の教会学校(昼食付き)」96年4月～
- ②「わわわキッズ」遊びと運動の企画(月2回)
- ③「勉強会」定期テスト前2週間の中学生勉強会
- ④「はじめ人間自然塾」  
大人と一緒に野外活動・生活体験
- ⑤「宿題クラブコペル君」  
おじさん・おばさんと一緒に勉強会  
(2006年から毎週火・木→2010年から毎週月～金)
- ⑥「コペルくん+」  
放課後から夜8時まで子どもを預かる
- ⑦「里親活動」
- ⑧白浜中学校「心の相談室専門員」

い、走らせるとまっすぐ走れない、そんな子どもが多くいたのです。これはマズいと、遊びと運動の活動「わわわキッズ」を月2回行うようになりました。小学校の体育館で思いっきり遊ぶ企画です。何でもいいんです。追いかけてっこをしたり、だるまさんが

ころんだをしたり。小さい子から大きい子まで、横だけではなく縦のつながりができるよう、いろいろ工夫しました。

子どもたちと触れ合う中で、子どもたちからとんでもない発言が飛び出すことがあります。私と主人は互いをヨウイチ先生、アユミ先生と名前で呼びますが、ある時、教会学校に来て半年もたった子が「えっ、先生たち夫婦なの!？」というので、何をいまさらと驚くと「仲がいいのに夫婦なの!？」と言うのです。子どもたちはそういう現実の中で生きているんだな、と考えさせられました。「今のパパは3人目」とか「お母さんは夜の仕事だから、男の人と出かけなくちゃいけない」とか、いろいろな言葉が飛び出します。そういう言葉に出会うたびに、仲の良い家庭のモデルの必要を感じ、この子どもたちのために果たさなければいけない責任があると思うようになりました。

### ●「勉強会」「宿題クラブコベル君」…、

#### そして里親活動へ

そんな子どもたちもやがて中学校へ進みます。そこで出てきた言葉が「中学校になったら急に定期テストというのがあって、何をしたらよいかわからない」というものでした。そこで始めたのが「勉強会」。定期テスト前2週間、教会にカンヅメにして勉強するというものです。素行が「悪い」と言われている子どもも一生懸命勉強します。そして結果が出ると、本当に喜びます。始めた当初の子どもは、今22、3歳になっていますが、学校の先生になった子もいます。皆それぞれの場所で頑張っていて、いろいろな折に訪ねてくれます。

次に始めたのが「はじめ人間自然塾」です。これは、息子が小学1年生の時の、親も参加する生活体験の授業がきっかけでした。先生が「子どもたちは授業をしていますから、お母さん方は焼き芋ができたら呼んでください。一緒に食べましょう」。親た



「コベルくん」で勉強する子どもたち

ち一同、えっ、これが生活体験!?!と疑問を持ちました。そこで、親たちみんなで協力して、子どもたちに火を熾したり、ナイフを使ったり、といったことをとことん経験させる野外活動「はじめ人間自然塾」を始めたのです。これには、実際の生活体験を積みせると同時に、尊敬できる、信頼できる大人と継続的に関われる場を提供しようというねらいもありました。

この「はじめ人間〜」と同じように周囲の大人の協力を得て始めたのが「宿題クラブコベルくん」です。県の「団塊の世代活用プログラム」の委託事業として2006年から始めました。火・木曜日の学校帰りから夕方6時まで、おじさん・おばさんボランティアと一緒におやつを食べて、宿題をして、遊ぶ。学力の低さをどうにかしようと思った、しっかり家庭学習に取り組み学力をつけるための学習支援です。

そうするうちに「夕方、親が帰れない」というひとり親家庭の子どもにケースに合わせて「コベルくん+」が始まりました。学校帰りから夜の8時頃まで預かり、こちらは宿題・お風呂・晩ご飯を合言葉に支援します。そのご家庭の育児に協力して、夜、親子の時間を大切にしてもらうことがねらいでした。

そんな中、「コベルくん+」を利用している男の子を継続して預かることになり、児童相談所から専門里親への登録を勧められ、里親活動も始めることになりました。

また、白浜中学校では、「心の相談員活動」—今で言うSSW(スクールソーシャルワーカー)のような働きもさせていただいております。そして「宿題クラブコベルくん」は、火・木曜日だけでは足りない、10年からは月～金曜日まで毎日行う「放課後クラブコベルくん」になりました。

これらの活動に合わせて、現在では春・夏企画などのさまざまなイベントも、高校を卒業した子どもたちや大学生のボランティアに入ってもらって行っています。私たちは、このような子ども活動を母体として里親活動を行っていますので、一般の里親さんの活動とはだいぶ違うと思います。

### ●忘れられない兄妹のこと

私たちの教会にはいろいろなことが持ち込まれます。カメが飼えなくなったから飼ってほしい、とか、鳥のひなが落ちていたのでお願いします、とか。その中で、「小学1年生の男の子と幼稚園児の女の子がいつも外で立っているよ」という話が持ち込まれました。夏なのに1日中、外にいるというのです。すでに児童相談所の指導が入ってはいたのですが、生命に危険が及ばない状況ではなかなか措置とまではいきません。そこで、地域でこの兄妹を毎日見守ることになりました。おにぎりをあげたり、おむつを替えてあげたり、シャワーを浴びさせたり、それぞれの家で見ていたのですが、そうすると、当たりまえですが、この子たちは期待するようになってきたのです。ご飯の時間になったら、何かくれるんじゃないかと玄関前で待っていたり、「いいよ」と初めに言ってくれたお家に上がって冷蔵庫を勝手に開けたり、とか。すると今度は地域の人たちに迷いが出てきました。本当は親がすべきことを私たちが代わりにやっている。それが却ってよくないのでは、

## 2. 活動を通して見えてきたもの

- 1) 忘れられない経験
- 2) 預かった里子たち
- 3) 支援する側と支援される側の間にあるもの

と。凶々しい子たちだな、と嫌悪感を催す人も現れました。二次被害のようなものだと思うのですが、周りの大人がある時は手をさしのべてみたり、ある時は拒絶してみたり、といった状態になったのです。ある日、その家族の夜逃げというカタチで終わったのですが…。

兄妹がいなくなった後、地域の人たちには大変な痛みが残りました。あの子たちにとって私たちはどんな大人だったんだろう、どんな大人として映ったんだろうか、と。でも、この痛みを味わったことが、地域で子どもを支えることへの原動力になったのだと思います。

### ●二つの失敗から学んだこと

私たちは短期・長期合わせて5人の里親になりました。短期では高1女子と中1男子、長期では先ほどの「クラブコベルくん+」を通して預かることになった小2男子を小5まで、高1女子を高3まで。そしてあともう一人は小5男子を継続中で、現在小6になります。少し特殊ですが、その内の2人の里子をご近所に親がいる中で育てることになりました。私は、最初すごく自信を持っていて、「よし、新しい形の里親を展開しよう」と張り切っておりました。でも大失敗に終わりました。

子どもは生活が安定すると激変します。すっかり落ち着いて、元気になります。そして、自信を持ってこれなら親と一緒に頑張れると思うようになりま

す。親の方もそんな子どもの様子を見て、頑張れると言うのです。そこで、やはり親と一緒に暮らしたいんだろうな、親といるのがいちばん、と、2人の子どもを家庭復帰させたのです。ところが、高3で帰った女子は2カ月でいなくなっていました。小5で帰った男の子は4カ月しか持たず、今施設で生活しています。子どもは変わったけれど、親は変わらない。そして子どももまた大人に失望して元に戻ってしまうのです。

私たちは後悔しました。家庭復帰を目標にするけれど、「親と暮らすのがいちばん」ということに負けず、一生この子どもの後ろ盾になるという覚悟を持って、子どもが社会の中で生きていく力をつける、親との関係の中で生きていく力をつけさせるという所に徹底してポイントを置くべきだった、と。

また、この二人の事例を通して、支援する側と支援される側の間にあるものについて、深く考えさせられました。支援する側からは、親の行動は非常識に見えたり、まともじゃないと思えるのですが、そんな理解だけでよいのだろうか、別の可能性もあるのでは、と思うようになりました。文化の違い、と言えるのではないかと思うのですが、彼らは常識とか人間関係の結び方、問題解決の仕方、恥の概念とか、私たちとはちょっと違うものを持っているように見えるのです。例えば、“ありがとう”を言わない。でもそれは、ありがとうと思っていない訳ではなくて、言葉に表す習慣がないとか、あるいはそもそも感謝の感情が乏しい場合があります。問題解決の仕方も、ごめんなさいと謝ってしっかり問題を見据えて解決していくという方法ではなく、時が過ぎて元に戻るのをひたすら待つ、という方法を持っている。責められるとか、指摘されるとか、失敗するとかにメチャクチャ弱くて、そんな目に遭うなら全てやめてしまう、とか、ウソをついてその場を乗り切るとか…。それを私たちも最初は、何という親だ、

### 3. 今、考えていること

- ① まず、与える
- ② ハードルを低く、在宅で
- ③ 親が喜んで自ら利用しようとする支援の形を
- ④ 「寄り添う」のではなく、  
良い環境に「巻き込む」支援を
- ⑤ 人は群れの中でしか育たない
- ⑥ 実質的な協力者

と否定的にしか見ていなかったのですが、そうではなくて私たちと彼らの“違い”をしっかりと見ないと、支援しているつもりが、常に平行線になってしまっただけで支援は届かないと思うようになりました。

#### ●今、考えていること

これらの経験から、私たちは、無償で、条件付きではなく、まず与えることを考えるようになりました。児童館などでは、年少の子どもは保護者付きで、と条件が付きますが、保護者付きで来ることのできる子どもはまだいいのです。保護者付きで来ることのできない子どもにこそ、私たちは手を差し伸べなくてはいけないのではないのでしょうか。それから、親への教育的なアプローチは一切考えず、とにかく子どもたちに届く企画をしよう、親が抵抗を感じるようなことはしないようにしようと考えています。それから、里親委託も施設入所も、本当に親にとってハードルが高いので、ハードルの低い在宅の段階での支援、例えば一校区に一里親を配置して、在宅のまま短期利用ができるような、「コベルくん+」のような、とりあえず具体的に預かってあげられる育児支援をもっと地域でできないか。今、私たちは、在宅型のセカンドファミリーというようなものができるか、ということ視野に入れて「お泊りコベルくん」も始めています。

また、親が喜んで利用しようとする支援の形とは

どんなものか。「コペルくん+」では、本当に手を差し伸べたいターゲットの子どもは2～3人ですが、学校でチラシを全家庭に配ってもらい、誰でも参加できるという設定にしています。そうすることで、その子どもたちの親は“自分の意思で参加する”ことができます。支援している子どもから「お父さんと仲良くなって」と泣かれたことがあるのですが、支援する側される側の垣根をとって、そのお父さん、お母さんと友人になる、ということも重要ではないかと思っています。

そして、寄り添うのではなくよい環境に巻き込む、そんな支援ができないか、ということも考えています。支援を必要としている子どもをこちら側に巻き込むためには、比率が重要です。難しい子どもだけを集めるのではなく、いろんな子どもたちの中にその子どもを点在させて様々な可能性を持たせる、そんな視点も必要ではないかと考えています。これは地域だからこそできることだと思います。

これまで「人は一人では生きられない」という言葉をよく耳にしました。この言葉について、私たちが自殺を考えた人の自立支援を通して考えるようになったことは、人は一人では生きていけない、だから感謝しなさい、いろんな人がいて助けられているのよ、ということだけではなく、「実際的に、人は群れの中でないと生きていけない生物なんだ」ということでした。人は安定した特定の群れに長時間属する必要があります。ある権威のもとで生活する必要があります。その中で「群れの中にい続ける力」を身に付けていくのだと思います。資格をとるとか英語が話せるようになるとか、そういうことも大事ですが、同時に「人と生きる力」をしっかり身につけさせるためには、群れの中に置き続ける必要があると実感しています。家庭、学校やクラブ活動、地域活動…何でもいいですから、長期間一つの権威の

#### 4. 社会的養護を必要とする子どもにとって どんな大人になってあげられるか？

- この世界のすばらしさを見せてくれる大人
- 自分を好きでいてくれる大人
- 協力してくれて助けてくれる大人
- 教えてくれる大人
- 頑張った夢は叶うと言い続けてくれる大人
- 自分が頑張っていることを喜んでくれる大人

もとに置くことが重要なのではないかと思います。

#### ●さいごに

私たちは子ども活動を展開するに当たって、様々な関係機関と連携していますが、具体的に協力し力になってくれたのは、地域の大人たちでした。子どもの同級生の親たち、学校の先生方、ご近所、商店街のおじさん・おばさん、お医者さんや薬剤師さん、塾の先生やピアノの先生などに、実子や里子たちの課題を共有していただきました。課題を共有すると情報がいろいろ入ってきます。そして、課題をクリアした時、喜びもまた共有することになります。このつながりが“地域で子どもを育てること”を容易にするのだと思います。子ども活動をスタートさせた時には、問題のある地域という理解でしたが、逆に問題に強い地域でもあるということに気づかされました。

私たちは、この地域の大人たちとともに子ども活動を続けていますが、社会的養護を必要とする子どもたちにとって、どんな大人になってあげられるかがいちばんのテーマだと思っています。この世界のすばらしさを見せてくれる大人、自分を好きでいてくれる大人、協力してくれて助けてくれる大人、頑張ったら夢は叶うと言い続けてくれる大人、自分が頑張っていることを喜んでくれる大人。子どもは、どんな大人を必要としているのでしょうか。私たち

は、地域で、それぞれのポジションでそれぞれの仕事をしていますが、出会う子ども一人ひとりに私たち大人は責任があると思います。その大人が、その子どもに何をするのか、どんな存在でいるのか——これが地域が担える一番大きな役割ではないか、と思います。拙い話でしたが、私からの報告を終わらせていただきます。ありがとうございます。

第1部(シンポジウム)の終わり、コーディネーター増沢先生からの質問——お話いただいたような、地域での優れた子育て支援を全国に広げていくためには、そしてより充実にしたものにするためには何が必要か——に答えて

#### ●学校の先生方との密接な連携

白浜町は先ほど申しあげました通り、人口23,225人の小さな町です。このコンパクトさがいちばんの強みで、子どもに関わる全ての人——警察や市の福祉課といった公的な機関の人も含めて、皆が一緒になって動いています。このことは子育て支援を行う上で理想的なことですが、町が小さいという条件に当てはまらない、今ここにお集まりの方にとっては参考にならないかもしれません。ただ、二つほど思い当たることがあります。

一つは学校との連携です。子どもが親の次に会う大人はやはり学校の先生だと思います。その先生方が、この子はしんどそうだな、とか、何かありそうだな、とか思うと、主任の先生、教頭先生、校長先生が相談して、私たちのところへ連絡してきます。ですから、先生たちと問題を共有しやすい。もちろん、守秘義務の問題もあるのですが。そして、例えばその子が道を歩いていたら声をかけるとか、クラブ活動中に出かけていって関わりを持つとかしながら、徐々に子どもと関係を結んでいき、問題解決につなげています。また、1学期に2回ほど担任の先生方が私たちの活動を見学にいらっしゃるので、親



子ども活動の成果をクリスマスで発表

御さんはさらに安心して子どもを私たちの活動に参加させやすい、という側面もあります。このように学校と私たちの子ども活動が密接に連携し合っている点は、この地域ならではのことと思います。

#### ●子どもが進んで来られる子ども活動

もう一つ。私たちの子ども活動では、子どもが自分の意志で来られる、主体的に参加できるものになっています。ですからほとんどの活動が無料です。お金を持って来なければ参加できないとなると、来られない子どもが出てきますから。親が付いて来ないとダメ、というのも一切しておりません。ただ、親御さんが、子どもが私たちのところへ来ていることを知らないといけませんので、こちらから発信はしています。それから、子どもが来たくて来たくて来られない企画を立てるようにしています。親が放り込む場所ではなく、子どもが自ら進んで来る場所…だから、居場所がない子どもや苦しんでいる子どもをキャッチしやすい、そんな場所になっていると思います。

以上の2点が参考になるのでは、と思います。

第1部 / 子育ての現状と予防的支援のこれから

# 地域における社会的養護のあり方を考える



つるかずみつ  
都留和光  
社会福祉法人二葉保育園 二葉乳児院 院長、地域子育て支援センター二葉 施設長

「二葉乳児院」院長、および「地域子育て支援センター二葉」の施設長をしております都留と申します。よろしくお願ひします。今回、社会的養護の施設の代表としてお話させていただく機会を与えていただき、とても感謝しております。私は、具体的にどんなことを行っているかということについてお話したいと思ひます。

ところで皆さん、突然ですが生後3カ月の赤ちゃんを腕に抱いてもらえますでしょうか。皆さん、昔抱いたことがあると思ひます。こんな感じだったかなと思ひ出しながら、想像しながら、抱いてみてください。3カ月といえはやっと首がすわるぐらいかな。とても愛おしい気持ちになりますね。隣の人と見せっこしてください。(会場笑いに包まれる)…ありがとうございます。

乳児院は、全国で130カ所、今度131カ所目がかかりますが(平成25年7月時点)、平均で3.1カ月ほどの、ちょうど今皆さんが腕に抱かれたような赤ちゃんが乳児院に入ってきます。ただ現場では、生後5日~1週間の赤ちゃんが入ってくるケースも少なくありません。

## ●二葉乳児院の歴史

二葉乳児院の届け出は新宿区です。新宿区の人口は32万人ちょっと、その約10%、3万3千人は外国籍の人たちです。そのような新宿区民を主な対象に

## 〈表1〉二葉乳児院の歴史

- 1946年(昭和21年) 新宿区旭町分園にて乳児部を開始
- 1986年(昭和61年) 二葉乳児院養育家庭センター開設
- 2000年(平成12年) 新宿区との子どもショートステイ事業開始
- 2002年(平成14年) 二葉乳児院新築完成
- 2003年(平成15年) 乳児院2階に「地域子育て支援センター二葉」付設事業開始
- 2007年(平成19年) 中央区との子どもショートステイ事業開始
- 2008年(平成20年) 墨田区との子どもショートステイ事業開始
- 2009年(平成21年) 東京都から委託、児相センターにて「里親支援機関事業」開始
- 2011年(平成23年) 「地域子育て支援センター二葉」にてホームスタート事業を新宿区との協働事業で実施
- 2012年(平成24年) 千代田区・文京区との子どもショートステイ事業開始  
「里親支援機関事業」を東部ブロック4カ所の児童相談所に4名の職員を配置して開始  
子どもショートステイ事業(新宿区)の窓口業務を「地域子育て支援センター二葉」2階にて実施
- 2013年(平成25年) 子どもショートステイ事業の5区全ての窓口業務を「地域子育て支援センター二葉」2階にて実施

スタートした乳児院、「地域子育て支援センター二葉」ということになります。

こちら(表1)に近年の歴史を、子育てに関わる主要な部分を抽出して掲示しております。平成14年に二葉乳児院を新築、翌15年から2階に「地域子育て支援センター二葉」を設け、付設事業として開始しております。

12年に新宿区との間でショートステイ事業を開始していましたが、新たにこのセンターで、19年の中央区、20年の墨田区、そして24年の千代田区・文京区とのショートステイ事業を開始しております。ですから、当事業については新宿区ばかりではない、かなり広いエリアのお子さんを預かっていることとなります。この5区に対応する窓口業務は、25年度から2階のセンターで行っています。

23年には、センターに来所できない親子さんたちを支えるためにはホームスタートが有効ということで、ホームスタート事業を新宿区との協働事業として始めています。

翌24年には東京都から里親支援機関事業を受託、東部ブロック4カ所の児童相談所に4名の職員を配置してスタートしています。乳児院にとって里親委託はとても重要な仕事で、私どもには里親支援に力を入れてきた歴史があります。昭和61年には、東京都の、里親さんを支援する「養育家庭センター」を乳児院では初めて併設。この里親支援機関事業も、これまでに積み立てられた経験や知識に裏打ちされているものと自負しています。

### ●ショートステイ事業の実際

では、ショートステイ事業の考え方と実際についてお話ししましょう。こちら(表2)をご覧ください。

当事業は親のレスパイトや入院等に対応して最長7日間、お子さんを乳児院やセンターで預かるというもので、職員会議等で養育体制を十分に検討しながら進めてきました。当初は、ちょっと大きめの子どもたち—新宿区とは6歳までの子どもを預かる契約になっていますので、4歳とか5歳とかの年長の子どもたちと乳児院の子どもたちは一緒に生活していました。ところが乳児院の子どもはおよそ3歳までです。家庭復帰や里親委託とならなかった場合、多くの子どもがその後児童養護施設への措置変更となります。その3歳までの小さな子どもたちが、年

〈表2〉ショートステイ事業の考え方と実際

- 入所に至らない7日までの間にレスパイトや入院などの対応を乳児院およびセンターにて預かることの必要性
  - さまざまな意見があった。中でも「ショートステイ児の出入りがある中で入所児が不安になる」との懸念から、別立て対応を行うこととした。2歳以上や兄弟ケースなど。
  - 現在、新宿・墨田・中央・千代田・文京区と契約。
  - 新宿区は0歳～6歳。学童は同区内のショートステイ事業協力家庭へお願いする。  
※協力家庭の養成講座、マッチング、フォローについては同区の子育て支援センターと共同で実施。
  - 中央・墨田区は0歳～2歳。  
文京・千代田区は0歳～6歳。
  - 新宿・文京・千代田区については、保育園の送迎にも対応可能と伝えている。
- 
- 平成24年度のショートステイ事業の利用状況
    - ・新宿区61人(238日)／協力家庭8人(12日)
    - ・中央区3人(12日)
    - ・墨田区3人(6日)
    - ・千代田区25人(94日)
    - ・文京区0人(0日) 相談までで、利用はなし
  - 利用理由
    - 第1位 疾病(38%)
    - 第2位 育児疲れ(18%)
    - 第3位 出産(12%)
    - その他…介護、冠婚葬祭、転勤など
  - 入所に至ったケース…新宿区5人

長の子どもたちが来院しては1週間内に迎えが来て帰って行く、その繰り返しを見聞きして抱く不安は、解消してあげたいと、2歳以上、または兄弟で預かるケースなど別立てで対応するようになりました。

現在(平成25年7月時点)、5区と8名の子どもさんを契約していますが、新宿・千代田・文京区は0～6歳、中央・墨田区は0～2歳の年齢制限があります。ただ、「～2歳」といっても2歳未満なのか2歳10カ月なのか厳密ではないため、その時々で対応しています。新宿・千代田・文京区については保育園への送迎も対応可能としています。

こちら(表2)の下半分は、平成24年度の実績となります。新宿区からは61人の子どもを述べ238日間預かっています。この協力家庭というのは、新

宿区内の家庭で12歳までの学童を預かるというもので、8人の子どもが12日間利用しました。センターでは、この協力家庭を養成するための研修を行っています。中央・墨田・千代田・文京区については表の通りです。利用理由ですが、4割が「疾病」です。これには精神疾患も含まれています。次いで「育児疲れ」、「出産」の順になっております。当事業で、入所に至ったケースが新宿区で5件ありました。

●「養子縁組サロン」「ふたばっこ、みつばっこ」  
「ほやほやサロン」…

必要に応じてさまざまな取り組みを推進

「地域子育て支援センター二葉」では、里親支援機関事業の一環として養子縁組サロンというものも行っていきます。こちら(表3)にまとめてあります。

里親さんたちには封書で参加を呼びかけますが、「乳児院」の名称が印刷された封筒では抵抗があるという方もいらっしゃいますので、「地域子育て支援センター二葉」名で発送しております。サロンでは、子どもをお預かりしながら、養子縁組ならではの悩みや話を伺っています。月に一度、2～8組のご参加があります。このサロンに加えて、24年度から火・金・土曜日の17：45～22：00に「夜間・休日電話相談」も行っていきます。

その他の取り組みとして、「ふたばっこ、みつばっこ」があります。「ふたばっこ」というのは、3年保育を予定している地域のお母さんとそのお子さんの子離れ・親離れの訓練を行うもので、月・水・木曜日に設定しています。10：00に一緒に登園していただいたお子さんを12：30までセンターでお預かりし、お弁当を食べ終わったころお母さんが迎えにいらっしゃる、というもので、子どもが初めて集団に入っていく、という点で、とてもお母さんたちに人気のある少人数集団保育になっています。25年度からは、3年保育を予定していたけれども幼稚

〈表3〉 乳児院・子育て支援センターの実際

● 里親支援機関事業の養子縁組サロン

- ・養育里親支援と養子縁組サロンについてさまざまなカタチの家族へのアプローチ
- ・乳児院・児童相談所名ではなくセンター名で案内を送付。
- ・サロン中は、子どもをひろば内に預けて、養子縁組ならではの悩みを聴き、話を行う。
- ・月に1度、2～8組の参加
- ・夜間・休日電話相談／  
火・金・土17：45～22：00

● 必要に応じてのさまざまな取り組み

- ・プレ保育(ふたばっこ、みつばっこ)
- ・ほやほやサロン(ママ成り立てサロン)
- ・1歳児親子の会(月に1度)
- ・保育園学習会・幼稚園学習会
- ・産前産後ヨガ、一時保育など

※乳児院＝措置施設、センター＝予防的な取り組み

園に入れなかった親子さんを対象に「みつばっこ」をスタートさせました。金曜日に設定、現在6名が参加されています(平成25年7月時点)。内容は「ふたばっこ」と同じですが、こちらには乳児院の年長さんも加わる保育プログラムとなっています。

「ほやほやサロン」はママ成り立てサロンというものです。「1歳児親子の会」は月に一度実施しています。「保育園学習会・幼稚園学習会」では、地域の先輩ママさんたちが保育園・幼稚園選びの際に役立つよう、園の実際の様子を新米ママに教えていきます(写真1)。産前産後ヨガや一時保育も行っています。また夏には、「水遊びさせたいけれど家ではなかなか難しい」という声に応えるために、プールを用意して地域の親子さんに解放しています(写真2)。後片づけが大変、とスタッフはこぼしますが、どこまで支援を行えばよいか、はスタッフといつも話題になるところです。が、その都度、やはり必要でしょうと、お母さん方の声に応じてセンターではさまざまな取り組みを行っています。

センターは乳児院の2階にありますが、乳児院で

は入りにくい、というご意見がありましたので、センターの看板をこのように入りに掲げています(写真3)。

### ●有意義なホームスタート事業

こちら(表4)をご覧ください。先ほど新宿区との協働事業としてホームスタート事業を開始したと申しましたが、その担い手はビジターと呼ばれる、子育て経験のある地域のお母さんボランティアです。そのビジターを養成するために8日間の研修をセンターでは行っています。こちら(写真4)はその様子です。1年目13名、2年目9名のビジターが誕生、そして25年度には13名のビジターが誕生予定です。

ほかにオーガナイザーという当事業の調整担当スタッフ3名をセンターでは配置しています。保健師さんの生後4カ月訪問事業を通して案内チラシを配っていただいておりますが、その保健師さんからの情報や利用したいというお母さんの要請に応じて、日程やビジターの配置等を調整しながら行っております。

24年度実績で、利用件数32件・訪問回数152回でした。利用年齢はやはり「0歳」が全体利用件数の40%といちばん多く、生後まもなくで少し不安になっているお母さんのもとに先輩ママさんが訪問するということは、とても有意義なことだと思っております。

### ●地域にひろく社会的養護のために

#### —四子連の示唆するもの

最後に、「四谷地区乳幼児支援機関関係者連絡会」、通称「四子連」について(表5参照)。これは公立・



〈写真1〉 保育園学習会・幼稚園学習会



〈写真2〉 プールをセットしての水遊び



〈写真3〉 センターの看板



〈写真4〉 ホームビジター研修

### 〈表4〉 ホームスタート事業の概要

#### 今、必要な支援を…

#### ●ホームスタート事業(家庭訪問型子育て支援)

- ・平成23年から2年間、協働提案事業として始まり、新宿区との協働事業として実施。
- ・ホームビジター(8日間の研修を終えた地域にお住まいのボランティアさん)
  - ①13名(23年度) ②9名(24年度)
  - ③13名誕生予定(25年度)
- ・オーガナイザー(ホームスタートの調整担当スタッフ)3名の職員(センター職員)
- ・24年度の利用状況32件、訪問回数152回
- ・利用年齢0歳(40%)、1歳(15%)、2歳(19%)、3歳(9%)、双子3組

民間機関入り混じって情報の共有や合同イベントを行い、関係者の連携を深化させる目的で立ち上げたもので、私どものセンターが事務局を担っています。乳幼児支援を各機関がバラバラに行うのではなく、どこでどんなプログラムが行われるかを公開し、協力体制を築きながら全員一丸となって多面的に乳幼児支援を行っていこうというものです。

〈表5〉四谷地区乳幼児支援機関関係者連絡会の概要

<p>支援できる喜び…</p> <p>● 四谷地区乳幼児支援機関関係者連絡会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立・民間入り混じっての情報の共有や合同イベントを実施。関係者の連携深化を図る。</li> <li>・ 定期便など配布物の流通を通して四谷地区の乳幼児支援の協力体制を構築。</li> <li>・ 事務局をセンター職員が担当。</li> <li>・ ショートステイ協力家庭、ホームスタートビジター養成に際しての研修講師などの派遣。</li> <li>・ 地域の中での住民参加による子育て支援。</li> <li>・ シルバー世代への働きかけ。</li> <li>・ 社会的養護への理解</li> <li>・ 乳児院というベースあつての「地域子育て支援センター二葉」である。</li> </ul> <p>“子どもを育む人”を育む…</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 社会的養護の乳児院</li> <li>・ 専門職の活用／看護師、臨床心理士、栄養士、社会福祉士、調理師、精神保健福祉士、保育士、児童指導員など</li> <li>・ 地域の特性もあるが、連携協働を進めることが家族の全体像などをつかむきっかけにならないか。(ホームスタート、ショートステイなど)</li> <li>・ この地に住む職員が増えてくるのが望みであるが…難しい。</li> <li>・ この地に住む人に子育て全般に参加してもらうために、その人たちが自身の力に気付くきっかけを作るなどの仕組み作りを。</li> </ul>
---

そういう多彩な機会を捉えてショートステイ事業協力家庭を募ったり、ホームスタート事業のビジター養成の講師を他の機関に派遣したりと、センター内外で互いに相乗効果を上げています。また、この四子連主催のイベントを通じて地域の住民による子育て支援への参加を呼びかけたり、寿会などのお年寄りの集まりにお邪魔してシルバー世代へ働きかけてセンターに来ていただいたりということも行っています。これも社会的養護の乳児院がベースにあつてのことかなと思いますが、こういう活動を通して、社会的養護への理解が深まり、互いに顔を見知るよ

うになれば、看護師や心理士、社会福祉士ほか多くの専門職活用も十分にできるようになるのではないかと。そして、センターの行うさまざまな取り組みに止まらず、これらの連携協働を通して、より広くよりきめ細かに家族の全体像をつかむ契機になるのではないかと考えております。

自分も何か関わっていききたい、研修を受けて自分もある部分を引き受けたい、そんな地域に住む人々が子育て全般に参加する仕組みを作ることが「子どもを育む人」を育む」ことに、「地域にひろく社会的養護」につながる、そしてこの四子連の活動がその可能性を大いに広げてくれるものと考えます。

ご清聴ありがとうございました。

第1部(シンポジウム)の終わり、コーディネーター増沢先生からの質問——地域での乳幼児支援をさらに広げていくためには何が必要か——に答えて

●退職された方々をも巻き込むカタチに

毎年、四谷地区では100人近い赤ちゃんが生まれています。その子どもたちを育てていく上での育児不安や悩みに、地域子育て支援センター二葉が、そして四子連との協働が、“地域のひろば”となって応えていると思います。

その可能性を広げつつ、加えて、乳児院にしる児童養護施設にしる、社会的養護の関係施設を退職された方々、あるいは地域で子育てをされて仕事を退職された方々をも巻き込んでいけるようなカタチがあると、そして各施設に地域活動ワーカーのようなスタッフを配置できれば、社会的養護はより社会にひらかれるのではないかと考えます。

第1部 / 子育ての現状と予防的支援のこれから

# 妊娠期からの 子ども虐待予防



大阪府立母子保健総合医療センター 企画調査部長 佐藤拓代

ご紹介に預かりました佐藤です。よろしくお願います。

これまでお話された方々が対象とされた“子ども”とは異なり、生命(いのち)ができる、それぐらいの段階からが私の話になります。私は、医師としてはかなり異色な経歴を持っており、人間を診たのが10年間、後は地域を診る公衆衛生医師を務めてまいりました。公衆衛生医師の仕事は、法律に基づいた、食中毒が出た時の処分とか医療機関ができる際の許認可業務とかです。そういうハードな部分ばかりでなく、ソフトの部分—地域全体の健康度を上げるといったことも私たちの仕事です。例えば、健診の結果、状況の悪い人たちには病院に行っていた、あるいは病気になる前に健康づくりに取り組んでいただく、といった大人の健康作りを担っています。また、大人だけではなく、妊娠や出産、子どもの発育や発達への支援も行っています。

ところで、地域保健に身を置く立場で言いますと、児童福祉の領域にいらっしゃる皆さんにとって、保健所と保健センターの仕事の違いがちょっと分かりにくいのではないかと思います。

私は都道府県型の保健所におりましたが、先ほど言いました通り、法律に基づいたハードな部分が保健所の仕事のかなりの部分を占めます。併せてソフトの部分では、母子保健事業の未熟児家庭訪問が平成25年4月から市町村に移管されましたので、小

児慢性特定疾患の子ども、あるいは高度医療を必要とする子どもへの支援、つまり具体的にはそのご家庭に訪問するというのも保健所の仕事になります。

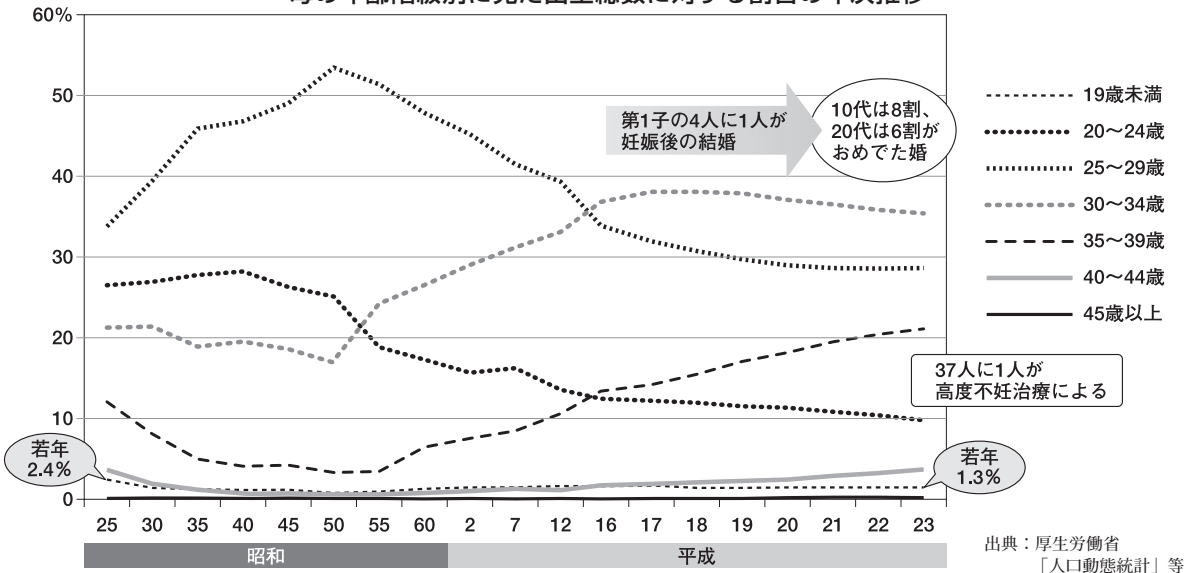
市町村の保健センターでは、乳幼児健診、予防接種、それから大人の健診、生活習慣病予防指導というように、広く健康づくりの部分を担当しています。

ただややこしいのは、東京の特別区、政令指定都市や中核市の中には、保健所業務と保健センター業務を併せて行っているところがあります。名称も保健福祉センター、福祉保健センターと統一されておりません。ですから他機関の人が連携協働を図る際には、どこに相談したらよいか分からない、といった状況があるのではと思っています。

でも、養育支援訪問事業というような乳児期からの支援が市町村事業になり、また、要保護児童対策地域協議会というネットワークの支援を市町村単位で行っている訳です。ですから保健師さんに支援してもらいたいけどどこに相談してよいか分からないという時には、まず市町村の子育て支援を行っているところにお聞きしてから連携されたらよいと思います。

今日、ご参加の皆さんが児童福祉の分野で専門的に活躍されている方々だということをお聞きしましたので、前置きとして申し上げます。

〈グラフ1〉 出生の状況  
—母の年齢階級別に見た出生総数に対する割合の年次推移



●母親の年齢階級別出生の状況から見えるもの

私は、今は大阪府立母子保健総合医療センターという医療機関にありますが、20数年間保健師さんと一緒に虐待事例に関わってまいりました。そして保健師さんのがんばりように子どもを支えて行く上でのいろいろなことを教えていただきました。その中で、やはり妊娠期からの問題がとても大きい、と感じておりました。それが、さまざまな報告からここ5、6年の間に出ておりますが、中でも虐待死亡事例を究極の虐待として捉え、その背景分析を通して、では妊娠期からお母さんたちにどのような支援をすればよいのか、について話を進めたいと思います。

まず、数値から俯瞰的に地域を見るとということから説明したいと思います。こちら(グラフ1)は、昭和25年からのお母さんたちの出産年齢を表したものです。昭和25年には19歳未満の若年は2.4%でした。この10代のお母さんたちは平成23年で1.3%とちょっとは減ったものの、昔の10代のお母さんたちが親や地域のさまざまな支援を受けて子育てしたのに対し、現代の10代のお母さんたちは、むしろ自分から親元を離れて、一度だけの性行為な

のか、あるいは相手に収入があるかもよく分からないままに結婚してお母さんになっている、というたいへんな状況にあります。数は少ないですが、これは若年特有の問題です。

ここで「おめでた婚」という言葉を使っていますが、妊娠してから結婚する人の割合です。平成10年ぐらいから増え続け、それまで12%前後だったものが16年頃から4人に1人が「おめでた婚」という状況になっています。これを詳細に見ると、10代のお母さんの8割が、20代前半も6割が「おめでた婚」でした。彼女たちは、相手のことがよく分からないままに、イケメン男子をゲットしたくて大丈夫よと身体を許して妊娠するとかです。後で触れませんが、私たちの窓口—大阪府から委託を受けて都道府県では初めて設置された“にんしんSOS”には、公的な保健センターには相談しにくい、本音の相談がいっぱい来ます。騙す男あり、騙される女あり、で本当にさまざまです。よく分からないまま結婚して、妊娠したけれど離婚したり、というお母さんたちが20代前半にとっても多い傾向にあると思っています。

では年齢の若くないお母さんたちは大丈夫かといえますと、そうではなくて37人に1人が高度不妊治療による妊娠です。平成22年には107万人の赤ちゃんが生まれましたが、このうち2万9,203人が高度不妊治療によるものです。この高度不妊治療というのは、“山下さんちの5つ子ちゃん”の頃のような、排卵誘発剤で卵子をいっぱい作って受精しやすくするという、昔の不妊治療のレベルではありません。試験管ベビーという言葉がありました。卵子と精子を体外で受精させて、安定期に入ってから母親の子宮に戻す、というような方法です。これが実はとても過酷なもので、母体から卵子をとり出すのは痛みを伴いますし、卵子を成熟させるためにホルモン剤を使いますから体調が崩れてしんどい。お金も20～30万円もかかり、そうやって受精したとしても着床せず、生理が来たらまた一からやり直しです。こういうつらい思いを何回も何回も繰り返して、ようやく赤ちゃんができる、というようなお母さんたちが増えているのです。

次に、この40～44歳のグラフを見ていただきたいのですが、確かに昔も3～4%ほどありますが、当時のお母さんたちは、複数の子どもを産み、最後の子どもを40代になって授かったというものでした。ところが、今は1人目の子どもを40代で、というお母さんによく出会います。つまり、昔と比べてお母さんの年齢が高年齢化しているのです。昔多かった20代後半はすでに30代前半に追い越され、今は30代後半がものすごい勢いで増えています。このまま行きますと、おそらく平成35年頃には、30代後半が30代前半を追い越しかねない、という状況です。若いお母さんたちも支援を要する状態ですが、年齢が高くなり知識のあるお母さんたちもやはり大変な状況にある、つまり両極が大変な状況にあり、そういうお母さんたちが増えているのです。ほどほどに丁度いいくらいのお母さんたちが減っているのですね。

## ●中絶児 20万人が問いかけるもの

グラフにはしていませんが、平成23年に105万人の赤ちゃんが生まれています。中絶された子どもは20万人です。因みに、昭和25年には200万人弱の赤ちゃんが生まれ、中絶児はその7割に当たる140万人です。昔は優生保護法のもとで経済的な理由や不良な子孫の生出を防止する理由で中絶が行われましたが、平成8年の法改正で母体保護法となり、経済的な理由に加え、お母さんの体調不良でも中絶できるようになりました。そういう産めない理由にまで寄り添った支援が求められていると思います。後にも触れますが、中絶をした母親は大きな喪失感を感じています。

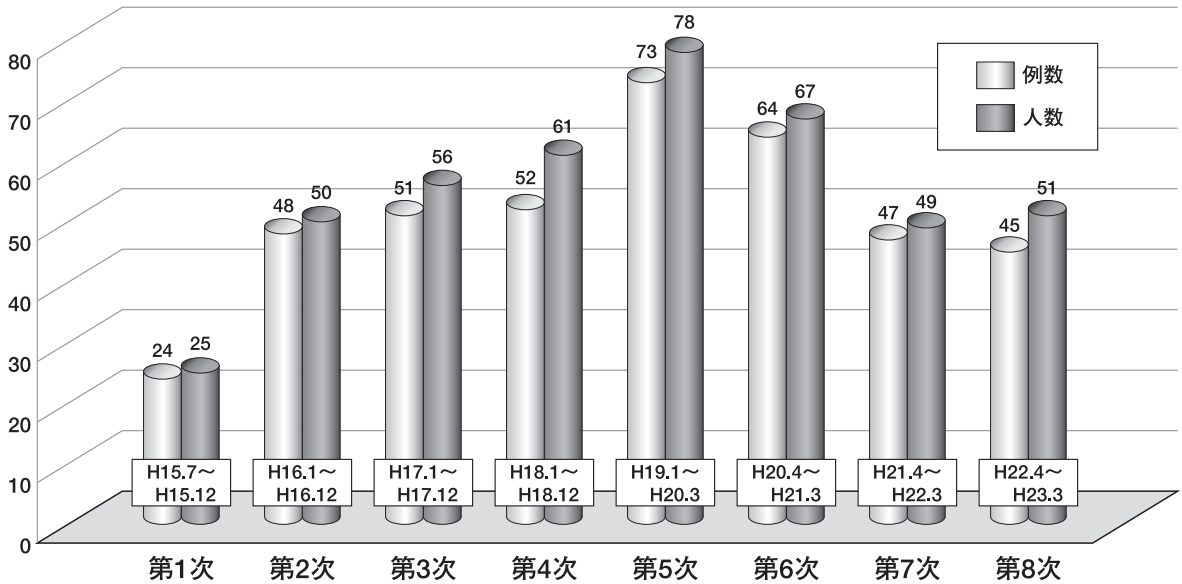
“にんしんSOS”に妊娠した10代の女の子から電話がありました。相手も10代の中学生、だから産めないのは分かっている。納得して明日中絶するんだと電話口で泣いて泣いて…。そういう子どもたちが、どうすれば産めるのか。中絶するにしても命を失わせることに対する後ろめたさをどうすれば救えるのか。特別養子縁組制度を利用するとか、あるいは、住んでいるところから離れて産むとか、今までにない新たな方法を用意しないといけない。それには、この20万人の母親がどういう事情から中絶を選択したか、そのイメージを膨らませないといけないと思います。

わが国は合計特殊出生率が下がっていますが、先ほど榊原さんがおっしゃったように、シングルマザーに対するケアとかいろいろな社会制度というものが、母親と父親が一緒にいる普通の家族よりは少ないのが現状です。このような状況では、自分はずごく悪いことをしてしまったという母親を何人も作り出し、この母親たちを救うことはできません。

## ●「うちには妹なんかおらへんで」

実際に出会う妊娠しているお母さんたちは、本当にキレイ事ではない経過を経て妊娠している人がい

〈グラフ2〉死亡事例数および人数の推移(心中を除く)

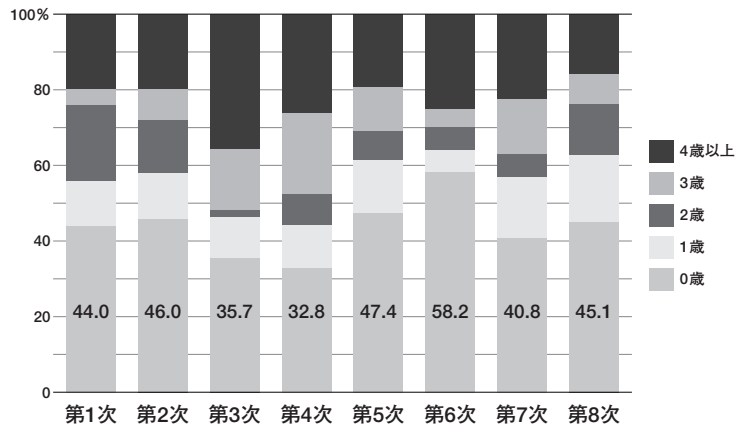


出典：社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果」

っばいいます。中でも、お腹の子どもは自分の夫の子ではないという人たちがたくさんいます。この人たちは、夫に相談できず、妊婦健診に行けなければ母子健康手帳を受け取りにも来ません。

大阪でも本当に残念な例がありました。児童手当をもらっている、4月に入学予定の6歳の女の子が事前の就学前健診や説明会に来ないので、先生が同じ小学校に通う兄に声をかけました。「今度、妹が小学1年生やな」と。するとその兄が「うちには妹なんかおらへんで」と答えたことで発覚し、その妹は不存在だと分かった事件です。その女の子は夫の子どもではなかったんですね。夫も自分の子どもでないと分かっているから中絶しろ、と。でも中絶するには時間が経過していたため、医療機関で無事女の子を産んでいます。そして出生証明書までもらったのに、病院から家に帰るまでの間に殺してしまった…。この事件ではマスコミにず

〈グラフ3〉虐待死した子どもの年齢



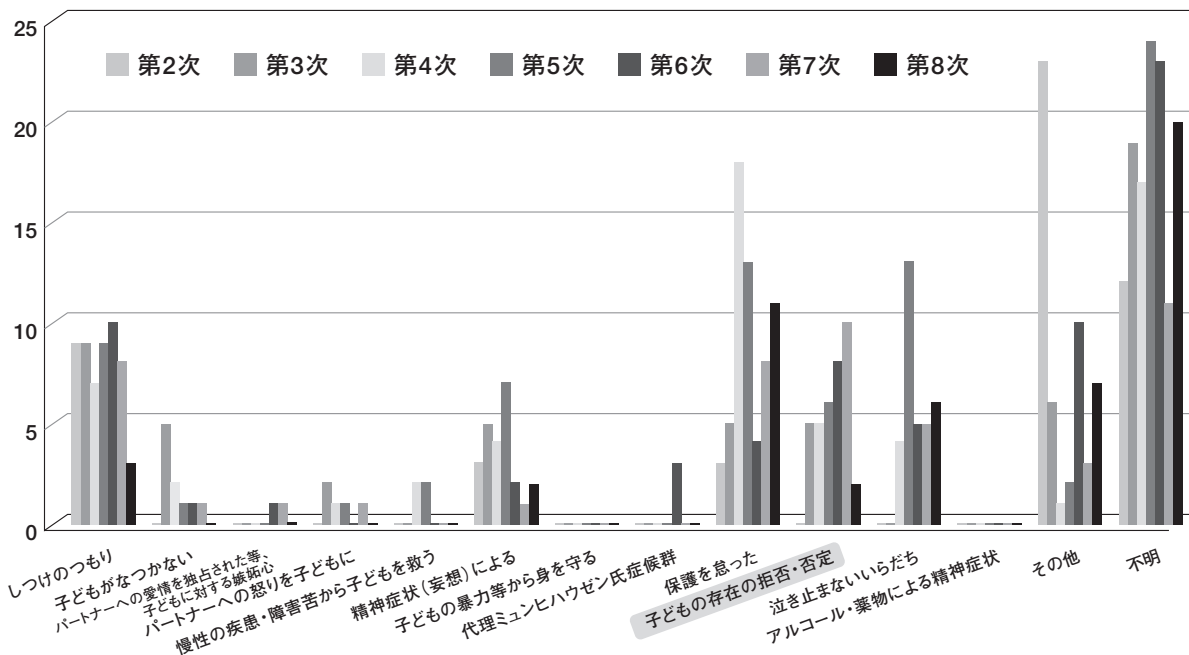
いぶんと追いかけられましたが、夫以外の子どもでも子育て支援していくにはどのようなことができたのか、ということを考えさせられた事例でした。

●死亡事例から見えてくるもの

— 3歳までに虐待死児童の8割が死亡

同じような死亡事例に対する厚労省の検証結果から、妊婦健診から周産期にまたがるさまざまな問題が見えてきます。こちら(グラフ2)は、第1次から

〈グラフ4〉加害の動機



第8次までの死亡事例の検証報告です。第1次は期間が半年間のため20例ほど、第5次は逆に3カ月ほど長いので多くなっていますが、だいたい1年間に50例ほどです。心中による死亡事例もおよそ同じくらいありますので、1年間に100人ほどの子どもが死亡していることとなりますが、これは分かっているものだけで本当はもっと多いと思います。

こちら(グラフ3)は、虐待死した子どもの年齢の割合を表したのですが、0歳児がいちばん多くなっています。抵抗できない子どもはたやすく死んでしまう訳で、3歳までの死亡事例がおよそ8割を占めています。

次(グラフ4)は、死亡させた加害の動機を表したものです。第1次は、厚労省で他の時期の検証と同じ訊き方をしていないため把握できていませんが、「しつけのつもり」とか「子どもがなつかない」とかいろいろな動機があります。いちばん多いのが「保護を怠った」というネグレクトです。注目していただきたいのは「子の存在の拒否・否定」です。第2次から第7次までだんだん多くなっており、妊

娠期の問題を反映しているなあ、と思いました。第8次はたまたま少なくなっています。

●死亡事例から見えてくるもの

—リスクの高い「望まない妊娠」

「母子健康手帳の未発行」「妊婦健診未受診」

こちらの表(表1)は、第8次の虐待死51人についての妊娠期・周産期の問題の報告です。「未記入・不明」とありますのは、市町村自治体の児童福祉部局が記入しますが、母子保健担当に訊いて分かれば記入しますがなかなかできていません。そこで、それぞれの項目の「未記入・不明」を除いた数を母数として、「あり」と回答した割合を計算してみました。

「切迫流産・早産」が17.4%ですが、普通の妊娠では早産は6%ほどしかありません。早産は母親が子どもを受容するプロセスの中断を意味しています。生まれた子どもは小さくていろいろなメッセージを送る力が弱く、体温の調節も不安定で特有の育てにくさを持っています。この「切迫流産・早産」

17.4%から「切迫流産」を差し引いても、死亡事例に見る早産は多いと考えられますから、早産の子どもは虐待を受けるリスクが高いと言えます。

あと重要なところだけ見てみますと、「喫煙の常習」です。46.7%もあります。一般の20代を対象とした国民健康栄養調査では喫煙者の割合は1～2割程度ですから、倍以上です。赤ちゃんに悪いと思いながらやめられない、そういう人たちも要注意だと思います。「マタニティブルー」は第8次ではたまたまありませんでした。「望まない妊娠／計画していない妊娠」は55.6%と、半数以上です。「若年(10代)妊娠」も40.0%と高く、グラフ1で1.3%で

したから30倍ほど高い。やはり10代は要注意です。

「母子健康手帳の未発行」が27.3%ですが、一般の母親の99%は赤ちゃんが生まれるまでに、86%は11週までに母子健康手帳を取りにきています。このことからすると、本当に妊娠に気がつかなかったのか、あるいはお腹の子どもに思いがいかないのか、というハイリスクの人たちです。

「妊婦健診未受診」は40.7%。14回行われる妊婦健診はその受診券を母子健康手帳を取りに行った時に貰えます。補助率が低いと言われる大阪府でも、3分の2ほどの自治体が10万円以上を補助していま

〈表1〉第8次報告／妊娠期・周産期の問題

	虐待死 N=51			記入例に占める割合
	あり	なし	未記入・不明	
切迫流産・早産	4 (7.8%)	19 (37.3%)	28 (54.9%)	17.4%
妊娠高血圧症候群	2 (3.9%)	21 (41.2%)	28 (54.9%)	8.7%
喫煙の常習	7 (13.7%)	8 (15.7%)	36 (70.6%)	46.7%
アルコールの常習	1 (2.0%)	12 (23.5%)	38 (74.5%)	7.7%
マタニティブルー	0 (0.0%)	9 (17.6%)	42 (82.4%)	0.0%
望まない妊娠／計画していない妊娠	10 (19.6%)	8 (15.7%)	33 (64.7%)	55.6%
若年(10代)妊娠	14 (27.5%)	21 (41.2%)	16 (31.4%)	40.0%
母子健康手帳の未発行	9 (17.6%)	24 (47.1%)	18 (35.3%)	27.3%
妊婦健診未受診	11 (21.6%)	16 (31.4%)	24 (47.1%)	40.7%
胎児虐待	5 (9.8%)	11 (21.6%)	35 (68.6%)	31.3%

〈表2〉第8次報告／概要

- 乳児23人(45.1%)、そのうち0カ月児12人(52.2%)
- 主たる加害者  
実母30人(58.8%)：0カ月児で100%、1～11カ月児50.0%  
1歳～3歳未満では実母37.5%、実母の交際相手25.0%
- 実母の心理的・精神的問題  
育児不安31.8%、養育能力の低さ25.0%、精神障害(医師診断)15.9%、衝動性・うつ状態・感情の起伏が激しい13.6%
- 関与 児童相談所15.6%、市町村児童福祉22.2%、市町村母子保健44.4%(第4次～8次報告でどこも全く関わっていない事例1～2割)
- 情緒・行動上の問題あり9.8%(5人) 激しい泣き2人、夜泣き3人
- 「望まない妊娠／計画していない妊娠」では  
0日死亡で「母子健康手帳未発行・妊婦健診未受診」66.7%、
- 「健診未受診」が多い  
3～4カ月児で8.7%(全国4.7%)、1歳6カ月児健診で47.1%(全国6.0%)、3歳児で37.5%(全国8.7%)

す。10万円以上の価値のある受診券ですが、母子健康手帳を取りに来ないので、そういうものがあると分からないんでしょうね。受診券を手にしても受診しないのかも知れませんが…。この状況が何を意味するのか、というのはこの厚労省のデータからストレートには読みとれませんが、後で触れる大阪産婦人科医会のデータから、一般の妊婦で未受診は0.3%ほどと考えられますので、この40.7%という数値の異常な高さが窺われると思います。こちらもハイリスクな人たちです。

●「望まない妊娠」の実母に多い0日死亡児事例

こちらの表(表2)は第8次の概要をまとめたものです。虐待死した子どものうち、0歳までの乳児が23人、全体の45.1%でしたが、そのうち0カ月児の新生児が半数を占めています。この新生児を殺したのは100%実母です。1歳以上3歳未満になると実母の交際相手が25.0%と多くなっています。

実母の心理的・精神的問題では、これは複数回答ですが、「育児不安」31.8%、「養育能力の低さ」25.0%というお母さん自身に問題があったり心の病気を抱えていたり生育歴に問題があったりとかです。「精神障害」—医師の診断に移ったものに限っても15.9%、6人に1人です。その周辺の「衝動性・うつ状態・感情の起伏が激しい」も13.6%で、今まで言われてきたようなりスクのある母親が、子どもを殺していると言えると思います。

こういう母親を何とかキャッチして支援していかなくてはならないのですが、児童相談所は関わる機会が限られていますし、母子健康手帳を取りに来なければ市町村の母子保健も関わるできません。全くどこも関わっていない事例が1~2割ある、という状況です。

子ども自身に問題はありません。泣きやまない、夜泣きがわずか1割あったに過ぎません。この子どもたちはおそらく揺さぶられ症候群につながっていると思われる。

さきほど「望まない妊娠/計画していない妊娠」は6割と言いましたが、さらに0日死亡に限って見ますと「母子健康手帳未発行・妊婦健診未受診」は7割です。赤ちゃんがもう少し大きくなってからも健診未受診が多く、3~4カ月児健診で全国平均の2倍、1歳6カ月児健診は全国の8倍近く、3歳児健診で全国の4倍という状況です。こういう公的なサービスを受けない子どもたちへの対策というのは今非常に大きな問題です。

0日死亡児の問題は第1次~第8次をまとめると

〈表3〉 第1次~第8次報告

● 0日での死亡児の実母の状況	
望まない妊娠	76.3%
精神的問題	5.3%
経済的問題	23.7%
若年出産経験	38.2%
過去の遺棄	17.1%
● 0カ月以内の死亡時の実母の状況	
望まない妊娠	30.8%
精神的問題	30.8%
経済的問題	15.4%
若年出産経験	61.5%
過去の遺棄	7.7%

(表3)、「望まない妊娠」をした実母が0日に殺しているのが76.3%と如実に分かります。次に数値の高い「若年出産経験」。若年の時に1人目で家庭を持つというのは、親元から離れたり、あるいは家庭基盤が不安定といったいろいろな問題を抱えています。1人目は何とか乗り越えても、2、3人目となる20代・30代まで同じ問題を引きずっていて、やはりしんどいのだな、ということが分かります。

●大阪産婦人科医会の報告から

—生まれる時から不利益を受ける子どもたち

こちら(表4)は、大阪産婦人科医会の報告です。「未受診」の定義が一定でないので、表記の通りに定義して、大阪府内の分娩を扱う150~160の施設で4年間にわたって調査しています。結果、未受診の件数は、年々増え続け、2013年は3年前の倍になっています。250人に1人ですから0.4%です。

2013年の未受診の人の年齢は、13歳~46歳。未成年と30代後半にピークがあり、未成年は中学生・高校生が誰にも相談できずに産んでしまうという層です。30代後半はリピーターです。1人目も未受診だったけれどちゃんと生まれた、だから大丈夫という確信犯の人たちが30代後半には多いように思います。でも、やはりお金がないから妊婦健診を

〈表4〉妊婦健診未受診や飛び込みによる  
出産等実態調査報告書

大阪産婦人科医会(2010、2011、2012、2013)

- 未受診は受診回数3回以下または最終受診日から3カ月以上の受診がない妊婦と定義。飛び込み分娩も当然含まれる。
- 大阪府内の分娩を扱うすべての施設に調査
- 回答数 2010年29施設152件、2011年31施設148件、2012年27施設254件、2013年30施設307件(分娩約250対1件)

2013年調査結果

- 年齢13歳から46歳。未成年と30歳後半にピーク。未成年19.0%。中学・高校在学中12名。未成年のパートナーも未成年69.0%
- 4回以上の多産婦12.3%(うち35歳以上51.4%)。初産婦41.3%(うち未婚67.6%)
- 職業は妊婦の27.7%が不明、68.1%が無職または非正規雇用、パートナーの50.5%が不明、41.6%が同様。生活保護受給率27.7%。
- 未受診となった理由(不明除く)は、経済的問題29%、知識の欠如21%、妊娠に対する認識の甘さ16%、妊娠の事実の受容困難11%、家庭事情9%、多忙5%、受診機会の消失5%、社会的孤立4%。
- 10代の理由は、家族に言えず、どうしたらよいか分からなかった26%、妊娠に対する認識の問題24%、妊娠に気づかなかった24%、経済的問題18%、パートナーの問題8%。
- 母の被虐待歴あり12人(3.9%)
- 妊娠高血圧症候群28.0%、母の精神疾患9.4%、妊娠糖尿病2.6%
- 死産6例(周産期死亡率19.5、全国H21年4.2)

4回の調査の出生児(2010、2011、2012、2013)

	2010	2011	2012	2013
新生児合併症	33.6%	7.4%	6.8%	5.3%
NICU入院	31.7%	27.8%	23.1%	19.5%
5分後アプガー7点以下	9.5%	9.5%	3.2%	2.3%

受けていないんですね。職業不明、無職がやはり多い。パートナーも同様です。生活保護受給率も27.7%。全国平均が3%ぐらいですからいかに高いかが分かります。

未受診で、経済的な問題も抱えている。また、妊娠そのものに対する知識が乏しかったり、認識が甘かったり…、そして周りに言えないような経過—不倫とか相手が不明とか、そういう人たちです。10代には、妊娠したことを家族にどう伝えたらよいか分からなかった、という人が多い。中には被虐待歴

のある人たちもいました。精神疾患は前年調査の1割とほぼ同じ9.4%でしたが、大変なことを抱えている人たちが、サービスを利用しにくくて、こんな状況になっているのだと思います。

でも、そのことで子どもは不利益を受けています。周産期死亡率は出産1,000に対し妊娠22週から出生後1週までに死産・死亡している割合を示すものですが、全国平均が4.2なのに、この人たちは19.5です。せっかく生を受けたのにみすみす死亡しています。また、新生児合併症は、産婦人科医が気をつけることでかなり減少してきていますが、それでもNICUに入院するような子どもが2割いますし、赤ちゃんが生まれた時に元気かどうかを見るアプガースコアというものも、やはり低い。減少はしてますがそういう赤ちゃんが多い。タバコをやめられないといったお母さんの健康行動—お腹の子どものことを推し量って予知するといった行動ができないと、子どもに生まれる時から不利益を与えているということです。このことを何とかしたいと思う訳です。

●もっと早い段階で相談を

—平成23年10月、“にんしんSOS”を開設

こちら(表5)は、周産期における子ども虐待のリスクをまとめたものです。「妊娠の自覚がない」「知識がない」…飛び込み分娩の人たち、妊婦健診を受診しない人たちです。「分娩費用がない」、こちらもそういう人たちです。「育てられない」「世間的に受け入れられない出産」とかもそうです。

できれば、こういうことがお産の時になって分かるよりは、もっと以前から相談してほしい訳で、そのための窓口が“にんしんSOS”です。

パートナーとは別れようと思っていたけど彼の子ができたとか、男の子はいらないとか、子どもに愛着がないといったことが、生まれてから初めて分かる。育児の負担が大きすぎる、ということも、期待

はずれの子ども—障害児や未熟児といったことも生まれてから分かる。そうではなくて、もっと早い時期から支援したい、予防的な所で何とかしたい、そういう思いで“にんしんSOS”を始めました。中絶しなさい、産みなさい、ということではなくて、どうして中絶しようと思っているのか、なぜ産めないと思っているのか、聞き出しながら寄り添いながら、「あなた自身が選択しなさい」ということで進めています。

“にんしんSOS”は平成23年の10月3日に都道府県レベルでは初めて設置されました(表6)。メール相談は365日受け付け、「すぐにお返事できないことがあります…」と断っていますが、それが分かっても年末年始にもメールがありますので、4日には返信メールを送っています。電話相談は月～金曜日の10～16時に、保健師と助産師の二人で受け付けています。大阪府広報によるPRでしたので、始めたころは大阪府内の相談が多かったのですが、すごい勢いで増えていて(グラフ5)、最近では全国から、府内は7割ぐらいという状況です。海外から、というのもありました。メール相談から電話相談へ誘導ということもしていますが、実人数にして1年半で1,010件の相談がありました(表7)。相手に捨てられたとか、本当に産めないとか、最たる事例では、出産直前になっても妊婦健診を受けていない、どうしたらよいか分からない、という相談でした。こういう飛び込み分娩や新生児死亡につながりかねない状況を防止できたのは140例、全体の13.9%と私たちは思っています。

〈表5〉 周産期の子ども虐待のリスク

	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 妊娠の自覚がない・知識がない： 若年、こころの問題、知的問題など</li> <li>● 分娩費用がない：経済的問題、支援者がいない</li> <li>● 育てられない(との思い込み)： 世間的に受け入れられない出産、こころの問題、知的問題、経済的問題、支援者がいないなど</li> <li>● 子どもに愛着がない： パートナーとの関係に問題、生育歴に問題など</li> <li>● (育てる意識はあるが)育児の負担が大きい： 多胎、こころの問題(特に産後うつ)、知的問題、支援者がいない</li> <li>● 期待はずれの子ども： 未熟児、障害児、疾病を持つ児、育てにくい子、期待はずれの性など</li> </ul>
--	---

〈表6〉 “にんしんSOS”の概要

母子健康手帳の交付などの既存のサービスに乗りにくい方をターゲットにした、都道府県レベルで初めての思いがけない妊娠に関する相談窓口

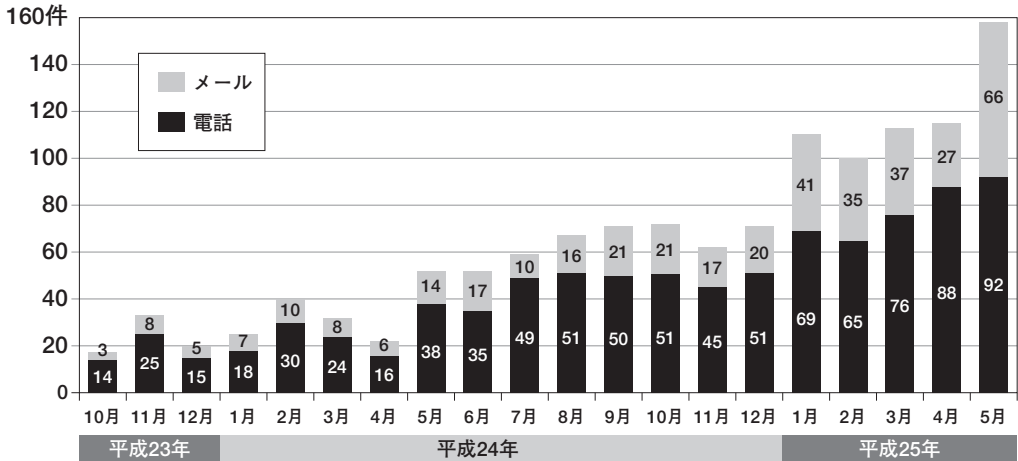
情報をHPで提供し、メール相談と電話相談で対応する“にんしんSOS”を開設

対応を指示するのではなく、客観的な情報を提供し、これからの人生を見据えた主体的な選択を推進させるようサポート

- 大阪府が当センターに委託  
相談窓口：企画調査部地域保健室に設置
- H 23年10月3日(月) 開設
- 対応者：非常勤保健師、助産師が当初は1日1名だったが現在2名
- メールは365日受付。  
ただし、「すぐにお返事できないことや、内容によってはお答えできないことがあります。ご理解ください」としている。
- 電話は月～金曜の10時～16時
- 啓発：大阪府広報 H 23年10月号  
にんしんSOSカード配布：ドラッグストア・産科医療機関・市町村窓口など  
FM802放送、駅配布遊びマップ、近鉄・南海・阪急バス内広告、Yahoo バナー広告、駅広告、南海難波駅ポケット時刻表など

この“にんしんSOS”から見えてきたものは何か(表8)。相談できないことが問題だ、と私たちは思

〈グラフ5〉新規相談件数の推移



出典：大阪府立母子保健総合医療センター“にんしんSOS”

〈表7〉相談の概要：開始後1年半(23.10～25.3)

〈実人数1,010人〉

- 半年ごとの相談件数：167件、304件、539件。一人平均1.27回。最高14回の相談。
- 相談方法：電話70.0%、メール30.0%(内容により電話に誘導)
  - ・電話は本人72.3%、20代35.8%、10代21.9%、インターネットから53.7%
  - ・メールは本人86.8%、20代37.6%、10代34.3%、インターネットから60.1%
- 他への相談：なし42.7%
- パートナーの状況：交際中40.1%、結婚21.6%、別れた8.0%、関係有りも別居3.9%、相手わからず1.9%
- 主な相談内容：妊娠判定22.4%、現在の体の状況21.0%、産もうかどうか9.7%、中絶9.4%、費用4.7%、医療機関3.0%、未妊娠3.2%、パートナー1.6%、DV・性被害1.5%、出産後1.0%など
- 飛び込み分娩や新生児死亡に至りかねない状況を防止できたと考えられたのは140例(13.9%)

っていますが、親から愛されたという思いがないために親に相談できないのではないか、ということをつくづく感じています。相談できず、どうしようどうしようと思っている間にも胎児はどんどん大きくなる、そしてますます追い込まれる。そういう追いつめられた人を良い方向へとプッシュしてあげるのが私たちの仕事だと考えています。

●相談者を受容して、  
産み、育てる準備への支援を

こちら(表9)は妊娠と感情の変化をまとめたものです。妊娠しても普通の人でもずっと喜びだけではありません。不安を乗り越えて子どもを育てる準備を整え産む覚悟をしますが、早産ではその

〈表8〉“にんしんSOS”から見てきた重要な視点

- 社会的に認知されない妊娠は、相談する相手がないというつづきの状況を引き起こす  
これまで受け入れられた思いがない妊婦ほど、相談できる力を持っていない
- ▼  
これは、子ども虐待の背景要因である「親から愛された思いがない」ことと同様に注意が必要
- 納得した中絶でも喪失感、罪悪感がある
- ▼  
中絶のアフターケアが必要な場合、どこが行うか

プロセスが中断されてしまいます。また、そもそもこのプロセスができていない人がいます。子どもを迎える心理的な状態はどうか、子どもを迎える準備はできているのか、このプロセスを踏まえた細やかな支援が必要です。

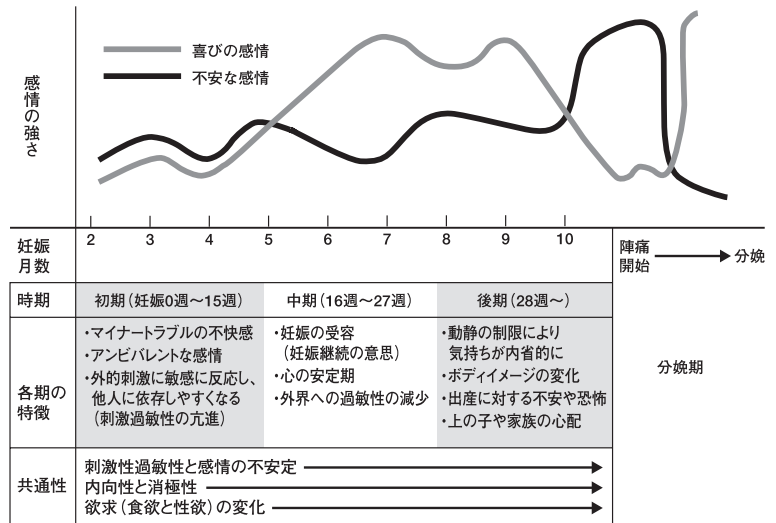
妊娠・出産・子育ては、まさしく自分の親、特に母親との関係を振り返る時期です(表10)。関係を肯定的に捉えられない場合は、いろいろと要求する我が子の姿が親から満たされなかった過去の自分を思い出させる場合があります。また、生育歴に問題があり社会的に未熟な親では、人との関係性をうまく作れない問題があったりします。夫婦二人と胎児の時は二方向の関係性ですが、赤ちゃんが生まれると六方向の関係性になります。二人の時にはうまくやれて

いても、赤ちゃんが生まれるとお母さんを赤ちゃんにとられた気がして、お父さんが子どもに暴力を振るうこともあります。しっかり一人目の子育てで支援を行う必要があります。

思いがけない妊娠の背景をまとめました(表11)。子どもの父親がわかっている場合や、関係が続いているが結婚できない・学生や若すぎるなどで子育て環境が整わない・経済問題がある場合があり、これとはまったく性質の異なる誰の子かわからないという問題がある場合が考えられます。特に誰の子かわからない場合は、母子健康手帳を取りに行かない、ましてや保健センターに相談に行けないことが容易に考えられます。シングルマザーが勇気を振り絞って福祉に相談に行かれても、「どうして次の子どもができるのか」と言われると、どこにも相談できなくなるのです。そうではなくて、シングルマザーでもどんな思いで妊娠・出産に至ったのかというところまで寄り添わないと本当の支援はできないと思います。

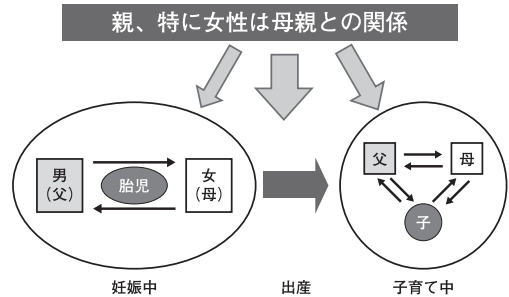
まとめです(表12)。妊娠出産は病気ではありませんが、先を見据えて準備できる能力がないと対応できません。子どもに人生の良いスタートを切って

〈表9〉 妊娠と感情の変化



佐藤：子ども虐待予防のための妊娠支援マニュアル 2008

〈表10〉 生育歴と妊娠・出産・子育て



親との関係を振り返る時期であり、そこに視点を置いた支援がどこでも行われることが重要

〈表11〉 思いがけない妊娠の背景

- 父親がわかっている
  - 現在は関係がない：離婚、逃げられたなど
  - 現在も関係がある
    - 一緒に子育て、または結婚予定はない
    - 学業や仕事など子育て環境が整わない
    - 経済問題がある
    - 若すぎる
- 誰の子かわからない
  - 出産児、中絶児に占める割合が少なくないのではなからうか
  - この相談は公的などころにはしにくいようである

偏見を持たずに真に相談者を  
受容することが必要

もらうためには、妊娠期からサービスに乗りにくい妊婦に気づき、しっかり支援を行わなければなりません。それには、母子健康手帳発行からではなく、行政サービスにのらない妊婦をすくい上げる知恵をこらした取り組みが必要です。回数が少なくても妊婦健診を受けていたら、医療機関でこのような妊婦が把握できるよう見抜く力をつけることも大切です。何よりも妊娠期の重要性をネットワークが認識し、妊娠期の情報を共有し支援する必要があります。

妊娠期からの虐待予防(表13)は、子育てのリスクがある人に気づき、妊娠中から胎動の自覚と胎児の受容を促し、巣作りに向けた支援を関係機関が連携して行うことが重要です。そしてその中で自分の親との問題があるのならそれに気づき、そして乗り越えて主体的なお産をして自尊心や自己効力感を持てるよう支援していく必要があります。長い人生の中で妊娠期間は短いですが、行動変容が期待できる時期なのです。とんでもないお母さんだと思わず、温かい目で見守りながら支援していただきたい、ということを最後に述べて終わります。

第1部(シンポジウム)の終わり、コーディネーター増沢先生からの質問——妊娠期からの支援を進めていくためには他にどんな取り組みが必要か——に答えて

●三つのお願い

先ほど申しました通り、社会制度は時代に追いついていません。多様なものに変えて行く必要がありますが、加えて三つのことを言わせてください。

「おめでた婚」の割合を見ますと、全国平均が約25%のところ、沖縄県が約42%と全国でいちばん高い。妊娠したら、周りが結婚を促すような、結婚しやすいといった地域性があります。おそらく子育てもしやすいと思います。次いで佐賀県の38%、福島県37%と続きますが、どちらかというと裕福

〈表12〉 妊娠期から機関連携による虐待予防を

- 妊娠・出産は病気ではないが、疾病予防と先を見通した変化への対応がより求められる時期。こだわりがあり許容範囲が狭い、他者のニーズをくみ取れない、アクションができない、価値観に問題がある等を把握することができ、子育てリスクの予想が可能である
- 妊娠中は関心の範囲が広がり、情報を求め、もの見方が変わる時期でもあり、行動変容が期待できる
- 周産期に関わるチャンスに支援できているか評価を行い、保健・医療・福祉が連携して取り組みの強化を行う必要がある
- 母子健康手帳未取得など、行政サービスにのらない妊婦こそ支援が必要である。知恵を工夫をこらした取り組みが求められている
- 何よりも、妊娠期の情報の重要性をネットワークが認識し、アセスメントを行い、それを踏まえた支援を行う必要がある

〈表13〉 妊婦への虐待予防の支援

- 胎児の受容  
不安を出せるように傾聴、不安を否定するのではなくどうしてそう感じるのか聴くプロセスで生育歴等の問題を把握することができる。胎動の自覚が愛着形成を促進するという報告がある。
- 巣作りの支援  
具体的な生活のイメージと用意を支援。生活能力が把握でき、子育ての問題の予測ができる。手作業で作出す物を語り合いながら一緒に用意することで、親との問題も整理することができる。

親との関係の気づきと整理への支援

主体的なお産への支援

夫・親を巻き込む

自尊心、自己効力感を育てる

な県ではありません。逆に「おめでた婚」の低いのが東京都です。結婚には、経済的要因が大きなウェイトを占めることも確かですが、“妊娠しても何とかかなるさー”と地域全体で“お節介”を焼く、といった地域力が今とても求められていると感じます。“泣き声通告”にしても、通告したからといって子

育て支援できる訳ではありません。通告する前にひと声かけるといった“お節介”を、と一つ申し上げたい。

二つ目は…。 “にんしんSOS” にいちばん最初にかかってきた電話は、若い女性からでした。すごく怒っています。妊娠して、初めは優しくしていた彼がいなくなった。彼のアパートはもぬけのカラ、実家のこともよく分からない。中絶するにしても産むにしてもお金がいる。だから捜してくれ、と家出人捜索に近いことを警察に頼んだ。警察が困って、こういうところがあるから相談してみても、と私たちの“にんしんSOS”へ電話してきた—。何週目なのか、親に相談することが大切だ、と支援しましたが、こういう相談を女性からも男性からもよく受け

る度に、もう少し前の思春期のところで、しっかり伝えるべきメッセージがあるのではないかとつくづく思います。性感染症予防ばかりではない、と言って“寝た子を起こす”でもない、もっときちんと人が生きていく基本としての性を伝えてほしい…これが二つ目です。

そして三つ目は、先ほどの表(表8)にありました通り、虐待死亡事例の背景には、親との関係が大きく関わっています。皆さんは日々子どもと接しておられると思いますが、目の前の子どもの母親がどのようないきさつでこの子を産んだのか、そういうところまで知ってほしい。そのことを踏まえることによって、親に一步近づいたところで支援ができるのではないかと思います。



佐藤先生の講演に熱心に耳を傾ける参加者たち

第2部 / 地域で支え合う社会的養護のこれから

# 社会的養護の現在と これからの可能性



よこほりまさこ  
青山学院女子短期大学子ども学科 教授 横堀昌子

ご紹介いただきました横堀です。どうぞよろしく  
お願いいたします。

## ●子どもたちのために、社会のために

### —関係者の祈りと働きの重なり

まずはこちらのスライド(図1)から話を起こして  
まいります。

私は現在、資生堂社会福祉事業財団(以下、財団)  
発行による、『世界の児童と母性』誌の編集長を微  
力ながらいたしております。私がこの誌面を初めて  
見たのは高校生の頃でした。私的な話になってしま  
うのですが、かつて児童養護施設に職員として勤務  
していた私の両親は、1980年代初頭に、国レベル  
ではまだ社会的養護の子どもたちのための小規模ケ  
ア、グループホームやファミリーホームの制度がな  
い中、地域で家族を基盤とした実質ファミリー・グ  
ループホームを立ち上げるべく、里親登録をし、家  
をつくり、地域で生活を始めておりました。その関  
係で、私の家にも『世界の児童と母性』をいただ  
いていました。その後、大学で学び始めると、何人も  
の教授陣が財団とつながって仕事をされており、誌  
面や研修等をつくり出す役割を担っていました。財  
団の歩まれた道のりと重なりあうこの国の社会的養  
護の歴史に刻まれた営みは、子どもや家族とかかわ  
る現場をはじめ、第一線のびびとの、多くの祈りと  
働きが折り重なって今日があると感じています。

〈図1〉

子どもたちのために、社会のために  
～関係者の祈りと働きの重なり



今から20年前、財団20周年の際、私は大学院の  
仲間と当時の熱海の資生堂研修所に入り、記念行事  
をお手伝いするとともに、記録をこの誌面に残す役  
割をいただきました。欧米、オセアニア、アジア各  
国からソーシャルワーカーやセラピストらを招き国  
際シンポジウムが開催されたのです。そのコーディネ  
ーターをされたのが、私の指導教授だった、福田  
垂穂先生という「大きな先生」でした。本誌初期の  
編集委員も長くされていたのです。

また、やはり以前編集委員であった高橋重宏先生  
は、この頃、カナダ版『子どもの権利ノート』を持  
って帰られました。財団によりその日本語訳が冊子  
化され、記念行事にあわせて社会的養護の子ども  
たちのための権利ノートのモデルとして初めて国内で  
配布されたのでした。各自治体のレベルで権利ノ

トの作成が始まっていくのはその後のことです。当時、日本は国連・子どもの権利条約に署名はしていたものの批准に至っていない時期でしたので、福田先生たち関係者は懸命にソーシャルアクションを重ねていました。そんな時期も、権利条約の理念を反映しようとする実践研究を後押しをされた、財団の存在があったのでした。

もう一つ、財団の働きで私がファシリテーターとして関係しておりますのが、日本キリスト教児童福祉連盟が財団と共催で毎年9月に行っている「子育てワークショップ」です。大矢理事長さんのお話の中にありました通り、全国のさまざまな種別の社会的養護施設職員のエンパワメントに徹したプログラムです。このワークショップは、福田先生たちの他に、この後話される私のもう一人の恩師、山崎先生もそのプログラム作成に力を注がれてきたもので、日本で初めてエコマップを用い、現場に紹介していくという先駆性を発揮されたことでも、日本のソーシャルワーク実践の歴史に刻まれています。

先ほど私は、シンポジストの皆さんのお話を胸を熱くしながらうかがいました。課題のあるところに取り組みがあると感じたからです。同時に、この領域の先人がそのときどきの時代に直面した課題にチャレンジしたように、私たちは今こそ、そしてこれから何を課題としてアセスメントし、認識しながらチャレンジしていかなければならないのか、構造的に確認させられたように思います。

### ●子どもの最善の利益と“well-being”のために

前述した長く明治学院大学で教鞭をとられていました福田先生ですが、徹底しておっしゃっていたことは、子どもの権利条約の理念、「子どもの最善の利益」でした。大人にとってでなく子どもにとって最善であれという意思表示がここにあります。『世界の児童と母性』誌の英題にも、早くから“well-being”を用いられました。「子どもたちが一人ひと

りありのままのいのちを生きていけるために」ということに徹底してこだわられた先生でありました。

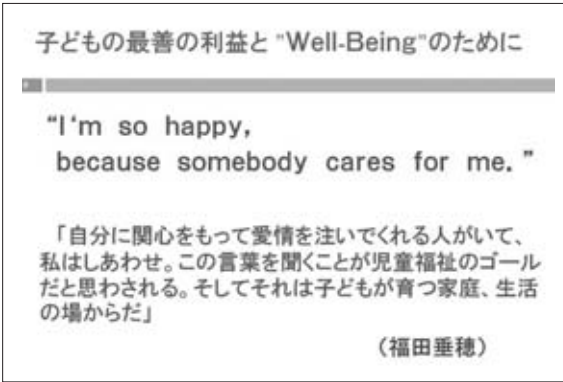
今日は先生への感謝もこめ、この言葉をお目にかけます(図2)。私が先生のご存命中、最後にお話をうかがった際に聞いた言葉でした。子ども家庭福祉のゴールについてです。“I’m so happy, because somebody cares for me.”—自分をケアしてくれる人があるから私は幸せ。そんな言葉を子どもから聞くことが児童福祉のゴールである、そしてそれは特別な場ではなく子どもの育つ生活の場、家庭からだ、という言葉です。私は豊かな泉からいのちの水があふれるように語られる先生のこの言葉を、以後心に響かせてまいりました。そして気づいたのです。“because”の後に“somebody”とあることに。“parent(s)”ではないのです。親・家族に加えて第三者が社会的に子どもたちをケアしようと関わる社会的養護は、血縁のない第三者、第三の大人が修復的人間関係の形成を含めて「ケアするチャンス」を子どもたちからもらっている。その第三者の責任とケアの役割が、子どもの権利を基盤に、“somebody”という言葉に入っている。息をのみました。「あれ、今頃気づいたの？」と天国の先生には笑われそうですが、ケアの可能性を描かれた、そのまなざしの深さに感じ入りました。

### ●ヤヌシュ・コルチャックの言葉から

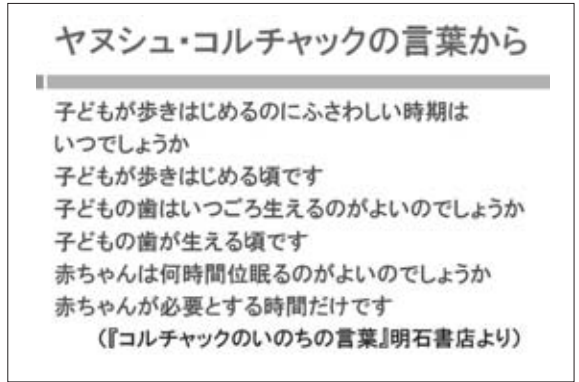
日本の子どもの権利条約批准の前に財団20周年が位置づき、そして本日を迎えていますので、この間日本の子ども家庭福祉に刻まれた言葉をふり返り、これからへの橋渡しを試みたいと思います。

まず、私が珠玉の一冊と思う文献からです。それは、『コルチャックのいのちの言葉』(明石書店)です。子どもの権利条約の草案ともなったポーランドの原案につながる言葉を遺したヤヌシュ・コルチャックによる著作で、日本語版は津崎哲雄先生の訳によるものです。最後はナチスの収容所で、「逃れる

〈図2〉



〈図3〉

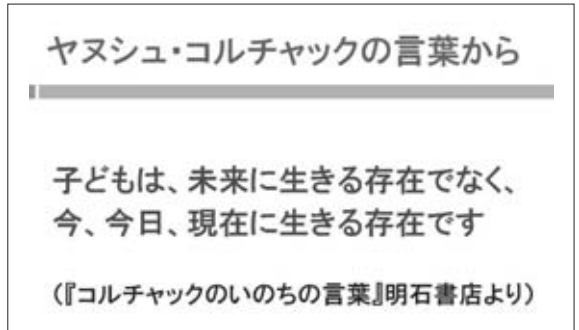


道」を示されながらも、孤児たちと一緒にガス室で亡くなる最期を選んだ人で、母国ポーランドで知らない人はいません。そんなコルチャックの言葉です。「子どもが歩きはじめるのにふさわしい時期はいつでしょうか。子どもが歩きはじめる頃です」…。図3にありますように、子どもにペーシングし、何よりもニーズをもった当事者、主人公である子どもの実像に沿っていく伴走者からあなたたちは始めなさい」との声が聴こえてきます。この言葉は、学生や子育て中の親たちと一緒に読むことがあるのですが、時には涙を流す人もいます。

私たちは、子どもの「発達」を支援しようと、ややもすると子どもを今いる階段から引きあげようとしてしまうことや、自立支援のその途上でイライラしてしまふことがあるものです。しかし、根本は子どものいま在るところから一緒に歩むことから。そんなプライマリーなスタンスとその価値を本質的に示し、間違わないよう足元を照らしていると感じます。“doing” から “being” へ、ですね。

図4をご覧ください。私たちは、今日が明日につながるように働くわけです。が、ややもすると、子どもたちは未来に生きる、「だから将来のために今、こうしなさい」という発想で大人は動かしがちです。自立支援計画書、リーヴィングケアはどうでしょうか。しかし、今日が明日につながっていく、だから今日をどのようにともに過ごすか、やは

〈図4〉



りそのことからではないか、と聴こえてきます。

### ●生活の中で紡がれる子どもの福祉

このように考えますと、“福祉”の漢字2文字には両方もしあわせという意味が入っていますが、子どもの福祉＝しあわせを考えると、子ども家庭福祉の営みほど子どもの生活の最も近くにあって欠かせないものはない、と思います。そして、その多くが自分の意思ではなく第三者に決められて生活の場が移った、社会的養護の子どもたちに、その移行のプロセスがたとえ納得できないものであったとしても、「あなたのことを待っていたよ」と言って迎える側でありたい。また、「あなたがここにいてくれてよかった」と言えるような関係を生活の中で紡いでいきたいと思うのです(図5)。

私は児童養護施設入所中の子どもたちの中に生まれてきまして、母のおなかの中にいる時から子ども

〈図5〉



たちとの関わりが与えられました。さまざまな痛みの中に生きながら、私というのちを無条件に受け入れてくれた人たちに、いろいろな形で恩返ししたいと思い、実践と研究の道を歩んでおります。

さて、社会福祉の法律の研究者であった許斐有先生は、子どもの権利保障に関する詳細な著作を遺されましたが、このようなやさしい言葉(図6)で描いてもおられます。「子どもの権利とは、自分が大事にされていることを、子ども自身が実感できることである」。この「実・感・できる」ということがこの分野のもつ最大の価値であり、実践上のヒントであると考えます。社会的養護はすべて、そこに生活者同士として大人と子どもがじかにかかわるという機会を与えられ、その中に「実・感」が積もっていくのではないか、と思うわけです。

### ●子どもを守り育む現場とは

この20年、私たちが子ども家庭福祉をどう進めてきたのかをふり返るとき、一つ避けて通れない言葉が胸をよぎります。今は学会になった、当時の日本子ども虐待防止研究会(JaSPCAN)が1996年4月に大阪で立ち上がった時、熊本大学法医学教室の医師であった恒成茂行先生が、シンポジウムでこう述べたのです(図7)。「自分は、事件や虐待死も含め変死した遺体の司法解剖をする職にある。亡くなったから自分の目の前に運ばれてくる子どもたちは、

〈図6〉



その体の隅々から大人や社会が聴くべきいろいろな叫び・痛みを声なき声で訴えている。私の仕事は、手を合わせ、解剖し、それを聴く。皆さんの働いている場は“生きている子どもに触れることのできる”現場なのでしょう？ならば、子どもを守り育む、とてつもない大きな可能性を持っているのですよ」。…この言葉が投げられたその瞬間、会場が水を打ったようにシーンとしたことを思い返します。本日の私の話のタイトルにある「可能性」という言葉は、この恒成先生の言葉から頂きました。先生は、遺体に頭を垂れ、丁寧に扱い、きれいに閉じて遺族にお返しする仕事ぶり、後進の医師たちに深く影響を与えられたそうです。

### ●社会的養護を創る～子どもたちとともに

さて、冒頭の大矢理事長さんのお話の中で、昨年の日韓の東アジア研修が紹介されました。私も参加しました。その時に持って行きましたスライドの1枚がこちら(図8)です。ここにありますが“A house is built of roof and beams, a home is built of love and dreams”という英文は、実はある学生がレポートに書いていた言葉で、私の目に留まったものでした。出典が書いてなかったものですから、“レポート作成違反じゃない？”とその学生に問うてみました。すると、“私の部屋に飾ってあるタペストリーに刺繍してある文言なので、どうしても出典が分

〈図7〉

### 子どもを守りはぐくむ現場とは

「亡くなってから自分の目の前に運ばれてくる子どもたちは、その体の隅々から、大人や社会が聴くべきいろいろな叫び・痛みを、声なき声で訴えている。みなさんの現場は生きている子どもにふれることのできる場だ。だから、子どもを守りはぐくむ、とてつもない大きな可能性をもっているのですよ」

(恒成茂行, 熊本大学名誉教授・法医学, 1996)

からない”と言うのです。私はこの言葉は社会的養護の歩みであり理念であると思いました。“House”=家は屋根と梁(柱)でできている、でも“Home”=家庭は愛と夢でできているという言葉なのです。

戦後の関係者は、日本復興の時代にまずは施設という器を作り衣食住を保障し、何とか子どもたちと生き抜く生活を始めました。いわゆる「屋根対策」と称された必死の営みから、戦後の児童養護施設は始まっています。そして今、施設にはケアのありようとその質にこだわるのが構造的に求められています。また、施設の中だけに終始するのではなく、家族の再統合、実家庭との連携、里親支援、地域と連携し、「その先」の予防的な観点までも推し進めていく拠点として期待されています。そのことをここに刻んでおきたいと思います。

もう一つ、私は施設養護から家庭養護へといった生活体験をたどりましたので、両方の生活の場に身を置く中で感じてきたことにふれてみます。私自身、施設関係者と家庭養護関係者とが、一緒に膝をつきあわせて社会的養護のことを語る時代が早く来たらしいのにと願っていました。子どもの状況とニーズにそって、専門職と仲間がいる施設体験も、養育者が替わらない家庭養育体験も意味をもって位置づくからです。

ただ、私が子どもの頃、同じ場で子ども時代を生きることをゆるされた私に、施設に暮らす子どもた

〈図8〉

### 社会的養護を創る～子どもたちとともに

“A house is built of  
roof and beams,  
a home is built of  
love and dreams.”

- 出典不詳



“There are all the great possibilities  
for children.” -Leo Tolstoy

- 韓国の養子縁組機関“HOLT”のカレンダー(2011)より

ちは時折こんな本音を語ってくれました。安心して施設に暮らす子どもでも、幼き私に“家族ってなあに?”“あなたは(家族と一緒にいられて)いいなあ”とつぶやくのです。イメージでなく実体験で家族体験を獲得していけることは、どの子にも必要なのではないかと感じた思いが今も息づいています。

#### ●社会的養護に育てられて

さて、日本は大変な震災を経験した国となりました。ここに韓国の養子縁組機関HOLTから頂いたカレンダーに震災当時書いてあった言葉を記しています(図8)。トルストイの「全ての子どもたちにはとてつもなく大きな可能性がある」という言葉です。私自身、震災の事実を前に大きな無力感を抱いていました。が、「子どもたちの大きな可能性」を信じて立ち上がらなければと励まされ、韓国ではこの言葉へのお礼を述べました。

自分の意思でなく家族分離を経験するに至った子どもたちから、「養育者の実子」の立場に位置づく私自身が教えられてきたことの意味を、大人になってからより深く考えるようになりました(図9)。人と人、人と社会の間で傷ついてきた人が、自己肯定感を抱き始め、人と社会との間で回復していく姿に、彼ら彼女らを「受け容れた」自分たちが励まされてきた意味深さを想うのです。

私は、先ほど登壇された都留先生の二葉乳児院の、

〈図9〉

### 社会的養護に育てられて

\*私自身が、親や家族と離れて暮らす子ども・大人  
たちに受け入れられ、育てられ、教えられて

\*暮らしあう者が創りあう「生活」のもつ力強さ  
\*人と人、人と社会との間で傷ついてきた人たちが、  
人と社会との間で回復していく姿

\*「愛着の根っこ」・自己肯定感がもたらす力  
\*「重要な他者」(G. H. ミード)のもつ意味

里親家庭訪問支援チームのソーシャルワーカーや臨床心理士たちのグループスーパーヴィジョンを担当しています。私自身関係の深い、その二葉乳児院に実習に行った私の学生が、あるとき、こんな素敵な言い回しに出会って帰ってきました。

乳児院の担当職員は、子どもとのアタッチメント形成に心を注ぎ、時には勤務時間が終わっても、休日を返上しても、子どもとの個別の関わりを深めることに心を注いでいます。そんな立場から学生にこう言われたというのです。「でも、そうやって得られた愛着形成だけがゴールではない。子ども自身の中にある“愛着の根っこ”(図9)を次の人に絶やさず渡していく、つまりこういうふうに誰かに思い切り身をゆだねていいんだという原体験=“愛着の根っこ”が枯れないようにして里親さんや措置変更先施設、実親さんに手渡していくために私たちは養育するんですよ」。私は、これぞ社会的養護だと思いました。職員の「個人の思い入れ」を反映した営みでありながら、社会的養護の“社会的”という意味が専門職として発揮されている、と。その学生はこの言葉を卒業論文に書き、乳児院に就職しました。

またあるとき、社会的養護に響きわたる言葉に出会いました。社会心理学者G.H.ミードの「重要な他者」というキーワードです(図9)。そして考えました。人間にとって、たった一人でもいい、“重要な他者”と思える存在があれば、私たちは絶望しな

くてすむ。ならば、子どもがこの“重要な他者”を得る機会があるのが社会的養護の現場ではないかと。「何があっても、あなたの行動がどんなに荒れても、私は決してあなたを見離さないよ」と言い続ける第三の大人との出会いが、子どもの自己肯定感、あるいはときに親である大人の自己肯定感に、じんわり働きかけていくのではないかと。

#### ●「この家に来て一番うれしかったことはね、…」

私の実家では、30年間に里親委託の形では約30人のお子さんをお預かりしました。小学6年生が、一緒に生活し始めて2年くらい経った頃、言った言葉です(図10)。「ぼくがこの家に来て一番うれしかったことはね、ぼくが学校から帰って来たとき、ただいまって言ったら、おかえりって言ってくれたことだよ」。子どもの幸せとは実感の中にある、それはこういうことだと思わされます。

#### ●耳をすますと聞こえてくる言葉がある(図11)

子ども時代から社会的養護の子どもたちのすぐ横で生きていた私は、社会的養護のもとから巣立ったケアリーヴァーの当事者団体が組織化され、各地域でいろいろな活動が展開される「よい時代」になったなと感じています。しかし、彼ら彼女らがまだ言葉にできていない思いや現実的に抱えている課題があり、行き詰まり感もあり、さまざまな思いが交錯している現状も、耳をすますと聞こえてきます。

当事者の語りを聴くイベントもこのところ各地で企画されるようになり喜ばしいと感じているのですが、気になることもあります。ある当事者がつぶやくように言っていました。「こういう会で何となく施設批判を期待されているんだよね。私はそんなことばかりしゃべりたいと思ってないのに」。ハッとしました。私たちは、彼ら彼女らに何かそういう文脈を期待していないか、それをインケアの質を変えていくための栄養にしようとしていないか…。たし

〈図 10〉

### 小学6年生(里親委託)

「ぼくがこの家に来て一番うれしかったことはね、ぼくが学校から帰ってきたとき、ただいまって言ったら、おかえりって言ってくれたことだよ」

〈図 11〉

### 耳をすますと聞こえてくる言葉がある

- \*「当事者」「関係者」の声に、「耳をすます」
- ・今かわかる子どもの声、元・子どもの声
- ・社会的養護を必要とする子どもの声
- ・実子の声
- ・子どもの養育にあたる(あたってきた)仲間の声
- ・関係者・関係機関の声
- ・社会の声、海外の関係者の声
- ・児童福祉先覚者の声、歴史から聞こえてくる声
- ・自身の内なる声…

かに聞かせてもらうことはフェアな意見表明であり貴重である。しかし彼ら彼女らは、そのときの「状態」にもよるけれど、話すことによって、単に抱えてきたものを放出するばかりでなく、語りを受けとめてもらうことで本人が気づき、人として成長する「リフレーム」の機会を望んでいるのではないかと。そして、さらに思ったのです。最も耳を傾けなければならないのは、今インケアの中にいる、支援が「難しい」子どもも含めて、一人ひとりが子どもが言葉にできない声、本当のニーズである、と。

我が身にもあてはめ、こうも思います。「耳をすますと聞こえてくる言葉がある」という前提が「支援」の根本に据えられていないと、ケアはまちがう、と。自死対策の活動をするNPO法人ライフリンクの清水康之氏が、こう言っていたことも思い出します。「聴く人がいて、聴く社会があって『物語る力』が生まれる」。

〈図 12〉

### 間もなく還暦の人のことば

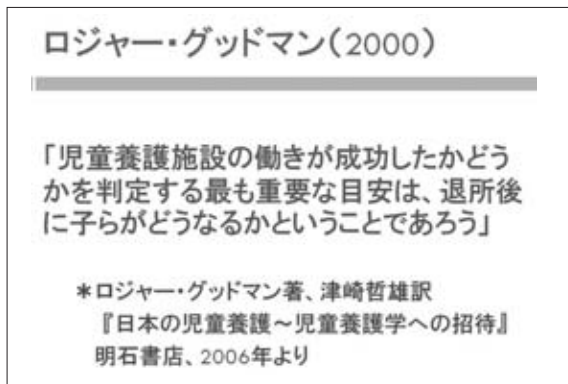
「私たちは、努力しないとふつうの生活ができないんだよ」

(横堀誕生時、産湯につけてくれた看護師。施設で生活した体験者/ケアリーバー)

#### ●まもなく還暦になる人の言葉(図12)

実は、私は大変な難産で生まれたそうです。産湯につけてくれた看護師さんはそのときまだ10代。私の両親が施設で養育した方でした。社会的養護の子ども、元・子どもに、私は何とお世話になってきたことでしょう。その女性に、数年前に会いました。努力家で専門職としての職を得、よき結婚もして、お子さんたちも皆自立し、すばらしいと感じる方でした。その方は、「でも、施設から出るとき私は高校に行かせてもらえなかった。だから自力で頑張って道を作った」と語られました。そして「私たち社会的養護経験者は、努力しないと普通の生活ができないんだよ」「社会は甘くない。施設で生活していた頃があると告白すると、一生の友人だと思っていた人でも距離を置かれたりして」と泣かれたのですね。その涙を見ながら、私は福田先生の顔を思い出していました。これから児童養護施設に就職するという私に、先生はこんなことをおっしゃいました。「横堀さん、ケアが目の前の子どもの間だけで終わってはいけないよ。精一杯心を注ぎつつも、この子どもたちが生きていく社会をより良くしていくことが本当のゴールだからね」と。そして、「ソーシャルワーカーの“ソーシャル”はそこを含むのだということを決して忘れないように」と。その言葉の重みと強きまなざしを思います。インケアとともに18歳以降の人たちのために、私たちはさらに何をしなければいけないのか。その女性の涙の色を心に

〈図 13〉



〈図 14〉



宿しながら、ずっと考えています。

文化人類学者ロジャー・グッドマンは、日本の社会的養護をフィールドワークし、その報告を英国で2000年に出版しています。日本では、津崎哲雄先生の訳で2006年に明石書店から出されました。その中に出ていた言葉がこちらです(図13)。最初の「児童養護施設」の部分は「社会的養護」と同義でおそらく差支えないでしょう。「社会的養護の働きが成功したかどうかを判定する最も重要な目安は、退所後に子らがどうなるかということであろう」。この言葉は皆様にはどう響きますか。シンポジウムで話に出ました、いわゆる「おめでた婚」、社会的養護の経験者にも実質かなりいることを、女性保護施設の受け入れケースからもうかがい知ることがあります。大人を生きるケアリーヴァーに私たちがまだできていないことは何か、これからのまだ深く大きな、しかし喫緊の課題です。

#### ●昨今の社会的養護の動向(図14)

2012年3月に厚生労働省から出された「社会的養護施設の運営指針」と同時期に作成され、この国で初めて家庭養護のガイドラインとして言語化された「里親及びファミリーホーム養育指針」の一部を私も執筆しました。社会的養護の領域において「家庭養護」という用語をどのように意味づけし、その養育の活かすべき特性と留意点の両方を見つめながら

養育の実際を質的にいかに担保していくか、支援はどうあるべきかに心を砕きました。このとき、家庭養護(里親及びファミリーホーム/「里親等」)・家庭的養護(施設養護)という整理がなされ、社会的養護全体として家庭的養護を目指す方針が厚生労働省から提示されたわけです。施設には施設の、家庭養護には家庭養護の弱みと強みがある、その両方をよく認識しながら、最も大事なのは「大人の都合」ではなくこの子どもにどういう養育が必要かという軸です。この軸をぶれずに考え、アセスメント、ケース検討、マッチング等をしながら、子どもにとってのケアのあり方を関係者がともにしていかなければならないのではないかと考えます。

私は仕事上、家庭養護関係者とも施設関係者とも場を同じくするのですが、家庭養護の関係者の中には、例えば「施設がダメだから私たち里親がいるのよね」という言い方をする方にも出会います。「あれあれ、全面否定なのですか」と返します。一方施設関係者の中には、いわゆる里親家庭の「不調」で子どもを迎えた児童養護施設等にはとくに、その後荒れる子どもと向き合うことが多いためか、里親への不信を言語化する人や、そもそも家庭養護の理解に乏しい人もいます。背を向けあっては連携はできない。ましてや協働にはほど遠い。実親との家庭はもとより施設も家庭もと、いくつかの生活の場や養育者との関係を経験していく子どももいることを考

えると、「子どもの養育の連続性」とともに「子どもの人生は一本につながっている」ことを私たちは忘れてはならない、と思います。

地域点在で独立型の養育である家庭養護は支援があつてこそ総体として成立すると私は位置づけます。2009年度から里親支援機関事業が実施されましたが、なかなか事業の民間委託が進まないこともあつて、厚生労働省は里親支援専門相談員を2012年から乳児院・児童養護施設に配置し始めました。里親会や児童家庭支援センターにも支援機関としての機能を期待する位置づけにもしました。しかし地域格差もあり、里親支援を担う専門職が児童相談所をはじめ民間機関に分散配置されることとなり、里親はもとより関係者も温度差と戸惑いの中にあります。

施設職員の方と研修等で出会うと、いろいろな語りをされます。里親と施設とで連携し始めている実践報告がある一方で、「いや、うちの施設では里親なんて口に出したら“アレルギー”反応が起きて、とても連携や支援なんてムリです」という告白もあれば、「いやうちの施設だって同じような状況があつたけれど、里親支援機関事業を受託して地元の里親会の会長さんと話してみたら、子どもたちへの思いも、ゴールも共有できて、共感しあえた。どうせ施設なんてっておっしゃるかな、と構えていた私たち施設側の里親さんへの思いこみだったかもしれない」という話も聞きました。施設職員の立場からは、いわゆる「不調」になって子どもが里親家庭から措置変更となったケースを担当することで、「この子がこんなに荒れるのは里親のせいだ」ととらえたりし、子どもの立場に立とうとするがゆえに感情が揺れることもあるようです。「里親はどんなのだろうか、と否定的に構える同僚が多い中、里親支援を業務として手がけることを私はどのように説明したらよいのか、まずは職員研修からでしょうか」、「自分が担当していた子どもが里親に委託されて、果たして養育者との関係と生活が成り立つか、心配しながら

〈図 15〉

**「社会的養護の課題と将来像」**

～厚生労働省、2011年7月

(1)施設の小規模化、高機能化、専門的機能の充実、地域支援の拠点機能(児童家庭支援センター含む)

(2)里親等、家庭養護(里親・ファミリーホーム)への委託推進と支援の充実(里親支援機関の充実)

★現在の「施設9割、里親等1割」から今後10数年で

- ①小規模な入所施設への措置を全体の3分の1に
- ②施設のグループホームを全体の3分の1に
- ③里親・ファミリーホームへの委託を全体の3分の1に

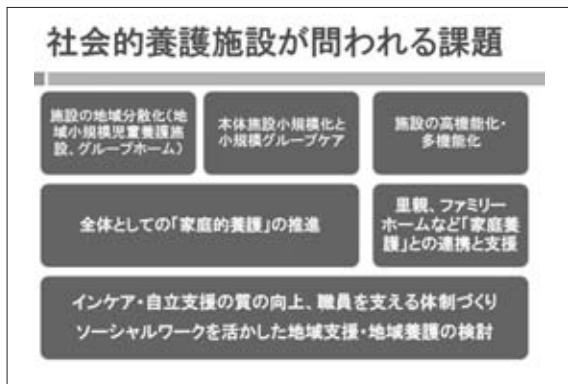
ら見ているのです…」等の言葉も聞こえてきました。施設による里親、地域との連携は、すでにさまざまな形で始まっている、だからこそ課題も具体的に存在している、と言えるでしょう。施設に地域支援の拠点として期待する時代を迎えています、その前に施設の中で職員がバーンアウトしてしまわないように、というバックアップ体制やサポートの確保の問題もありますし、児童相談所との連携の課題もあります。全体として社会的養護の成り立ちと支援者支援をトータルに見て、具体的な課題と方法論を共有して検討していかないと、なかなか全体として前に進まない現実があることがわかります。こちら(図 15)は「社会的養護の課題と将来像」関連のまとめです。

●社会的養護施設が問われる課題

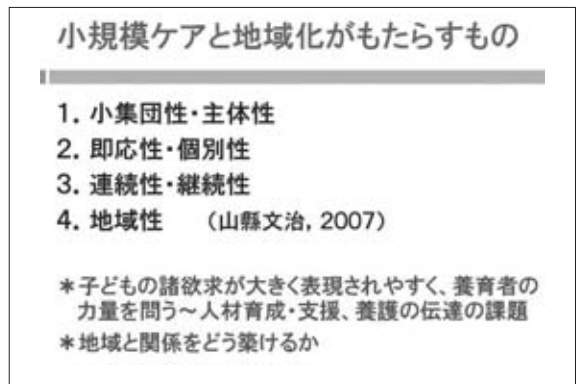
—小規模ケアと地域化がもたらすもの

社会的養護施設はグループホームや小規模グループケアを含め、全体として小規模ケアの推進に向かっています。ただ、さまざまな声が寄せられてきます。今朝ある乳児院の先生からメールが来ました。「職員支援をしながら小規模ケアを整えることに課題を感じている」と。他にも、「養育にあたって、この施設で大事にしてきた養護観や方法論を、日常一人勤務になることが多い体制の中で、どのように職員に伝達していけるか、悩んでいます」と話され

〈図 16〉



〈図 17〉



たりします。現場では小規模ケアについて、単に“家庭的”という言葉だけでくくれない、ケア体制をどう活かすかの課題に向き合っていることを感じます(図16)。この時代に求められる新たな施設のアドミニストレーションの方法論をつくる必要があります。

一方、家庭養護は、これは養育の大変さにもつながるわけですが、24時間365日の柔軟性のある個別養育が可能なのが強みとなっています。しかも地域で生活をし、住み込む養育の形が基本ですので、やはり施設ケアとは質的に異なる部分があります。ただ、施設が小規模ケアに取り組む今こそ、施設には施設がこれまで培ってきたソーシャルワークの力、専門性を活かしながら、もう一回施設に何ができるのかを確認するチャンスがめぐってきている時期であると考えます。単に職員や職種を増やすことが高機能化・多機能化ではないのでしょうか。拠点をもつ施設だからこそ発揮できる機能・発揮してきた機能を再確認する時期ではないかと感じます。

山縣文治先生は2007年に、小規模ケアと地域化がもたらす要素を「家庭性・日常性」に加えて、こう整理しておられます(図17)。小集団では子どもの要求が強くて表れてくる点は、家庭養護と重なる特性だと言えます。また「地域性」では、小規模ケアのホームは施設職員が必ずしも「住まう家」ではないため、地域との関係をどう作れるかは、職員の社

会性の発揮に関係してくる現状があるように見えます。私は、施設の小規模ケアを支えるという文脈と家庭養護を支えるという文脈には、重なりあう部分もあると考えます。養育者どうし、両者がお互いに語り合ったり、あるいは研修やカンファレンスを共有したり、といったことがこれからの協働の一步に結びつくのではないかと。施設から「いったい里親支援って何したらいいの？」という声も引き続き聞かれる一方、「とりあえず、できることから始めてみました」といった“チャレンジングな実践”も聞こえ始めました。

●「あのね、ぼく、今日わかったことがある。…」

さて、これは私がある調査研究の際に耳にしたエピソードです(図18)。乳児院から児童養護施設に措置変更になり、小学校1年生の5月半ばに里親委託になったという子どもが、授業参観のあった日に夕食を食べながらその日のことを振り返りながらしみじみと言ったそうです。「あのね、ぼく、今日わかったことがある。授業参観で教室の後ろに居るのは、一人ひとりの子のお父さんやお母さんだったんだね。ぼくは今まで、子どもってというのはみんな施設で育てていて、授業参観に来るのはみんな施設の先生だと思っていたんだよ」という言葉です。

子どもが「実感」を持って「体験」する生活の中に、私たちは何をプレゼントできるのか、あるいは

〈図 18〉

**小学1年生(里親委託 ※調査研究から)**

「あのね、ぼく、今日わかったことがある。授業参観で教室の後ろにいるのは、一人ひとりの子のお父さんやお母さんだったんだね。ぼくは今まで、子どもってというのはみんな施設で育てていて授業参観に来るのは施設の先生だと思っていたんだよ」  
 (※乳児院、児童養護施設を経て里親委託。委託後初の授業参観の日に夕食の食卓で)

プレゼントしにくいことがあるのか、ということを引きちゃんとアセスメントし、里親も施設も、もちろん児童相談所も“その子ども中心で考える”ことこそが「子どもの最善の利益」なのではないかと、改めて気づかされる事例でした。このお子さんは、里親宅の近くで自立し仕事をしているそうで、先日、里親さんは涙しながら、そのことを報告してくれました。

●「家庭養護」に問われる課題と現状

家庭養護にもさまざまなことが問われています(図 19)。支援を受けながら、養育の質を確保すること。委託された子どもの実親さんを「いないもの」としないこと。それらを支える里親家庭への支援は、実は自治体と児童相談所がどう方針だてするかが大変大きいと感じます。民間委託された里親支援機関事業担当者や施設配置の里親支援専門相談員が頑張ろうとしても、地域の里親さんやファミリーホームの情報に来ない、動けない…というような話を聞いていますと、自治体、児童相談所が民間との連携力をどのように発揮してくださるか、そこに一つ重要なカギがあると思えてなりません。

家庭養護の現状はこちら(図 20)をご覧ください。地域にはさまざまな種類の里親さんがいます。震災後、遺児になった子どもたち二百数十人のうち施設入所した2名以外は、ほぼ祖父母、おじ、おばといった親族里親が養育しています。養子縁組に切り替

〈図 19〉

**「家庭養護」(里親等)が問われる課題**

- 震災後の親族里親支援・「杉並事件」からの問い
- 養育の質の確保 実親交流の課題
- ※「不調」ケース ~全体の24%
- 「家庭養護」推進と支援体制の模索 児相の果たす役割と支援の責任
- ファミリーホームへの期待と課題
- 自治体の家庭養護推進のビジョン 養育の質の担保と支援の充実の課題

〈図 20〉

**社会的養護における家庭養護の現状**

\*家庭養護 ~2012年3月末の数値、厚生労働省

(1)里親 (委託里親数3,292世帯、4,295人委託)  
 ※以下の里親数は、重複登録あり

- ①養育里親(委託里親数2,617世帯、3,283人委託)
- ②専門里親(委託里親数152世帯、184人委託)
- ③養子縁組里親(委託里親数183世帯、179人委託)
- ④親族里親(委託里親数434世帯、649人委託)

(2)ファミリーホーム ※定員5~6名、2009年創設  
 (ホーム数 177か所、671人委託)

えた家庭もあります。そうした養育への支援については、関係者が尽力しておられますが、「もちこたえられなくなる前にこそ」と思われます。

●家庭養護への期待と宿題

現在推進中の家庭養護にも、期待もあれば宿題もあります(図 21)。施設も同様です。拠点をもつ施設のもつ専門性と組織、関係機関との連携力を活かすには、養育の質も地域支援も、関係者から、社会から信頼されることが求められます。家庭養護に向けて施設の強みを活かした支援と連携をとリーチアウトしていくには発想の柔軟性とひろがり、地域や家庭とつながってソーシャルワークを展開する専門性が必要です。それを自治体が後押ししてくれるかも重要です。一方家庭養護には、養育をひらいておいてもらう必要があります。養育指針にも記されま

〈図 21〉

### 「家庭養護」への期待と宿題

- \* 里親養育はもともと私的な場に子どもを迎え入れる公的な営みであり、社会的な養育である
- \* 里親は、「養育チーム」の一員である
- \* 養育者がすでに暮らしている生活の場に、地域で営む家庭のなかに子どもたちを受け入れることの意味
- \* 里親委託の推進と支援～関係者の戸惑いと悩み
- \* 「支援なき里親委託の推進はあり得ない」
- \* 「日常」と笑顔を支える里親家庭支援、子育て支援
- \* 施設機能・「強み」を活かした里親支援と連携

〈図 22〉

### 里親養育を成り立たせる前提

- \* 子どもの養育の「リレー」
- ・家庭養護は家族を基盤とした「私的な暮らしの場」で行われる公的・社会的な養育の営み～家庭を活かしつつ、養育を「ひろく」必要(独立性と公開性)
- ・委託される子どもたちの抱えるさまざまな「困難」と養育を支える支援の責任
- ・自己完結しないという専門性
- \* 里親、ファミリーホームが問われる養育の質  
→「ごくあたり前の家庭生活」+専門性

したが、それには何よりも信頼関係と役割認識、サポートを受けることで養育を成り立たせる構造への理解と安心感が重要です。児童相談所や支援担当者はそれらに力量を発揮して、改めて対話を始められるでしょうか。先日施設職員研修で、ある方が「そうか、施設もまたも“ひろく”必要があるのですね」と言われました。家庭養護もひろく、施設もひろく、この2つのフレーズを併記すると社会的養護のこれからは少し見えてくるような気がします(図22)。

〈図 23〉

### 人に頼れる力

「里親が日々の養育の中でSOSを出すことは、里親が決して「弱い」からではなく、地域の他者と関係をつくる社会性をもっている証しである。」※  
…私はこの文章を読んで、ああ胸の内を話してみたい、話してもいいかなと思ったのです。

ある里親さんの言葉(2010) | (※横尾、『里親と子ども』朝石書店、2008)より

#### ●人に頼れる力

里親さんが日常SOSを出しながら支援を活用するには信頼と安心感が重要です。「決して弱いからSOSを出すのではない。むしろ力がある証し」と書いた私自身のちいさな言葉が里親さんを「ひらいた」事例がありましたので、スライド化しておきました(図23)。

#### ●世代間で引き継がれていく「育てる営み」

一般の子育てとも重なり合いますが、子どもの育つ現場には育てる営みがあり、親として、あるいは養育者として育つチャンスがあります。そこで鯨岡峻先生の本の中から得た内容を図式化しました(図24)。ある研修後、「施設による里親支援・地域支援の前に、施設職員支援がほしい。それが現実です」と叫んだ方がおられました。「支援者支援」「ケアす

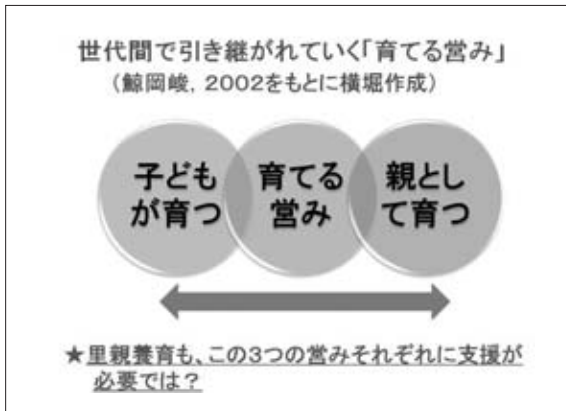
る人のケア」はいずれにおいても重要課題ですね。子どもの権利保障は大人にかかっていますから。

#### ●「いったい地域なんてどこにあるのよー」

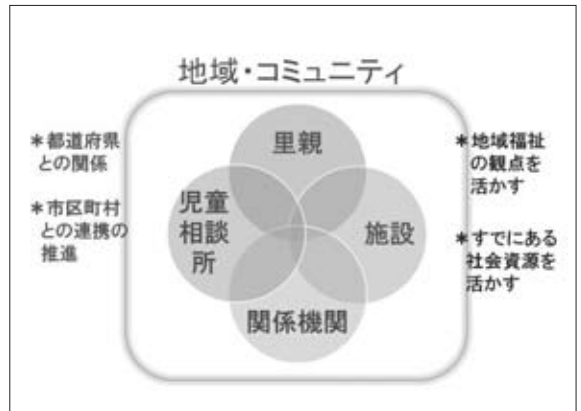
子どもの虐待防止センターの電話相談員をされている天野智子さんが、かつて本誌にこう書かれました。電話相談で、あるお母さんが「子育ては地域でなんて言うけど、いったい地域なんてどこにあるのよー」と叫んで泣いたというエピソードです(図25)。虐待死の問題を取り上げた、数年前のドキュメンタリー番組でも、ある保育園の園長先生が泣いて叫んでおりました。「ネットワークなんて言うけど、実際どうなの？虐待ケースをどうするかだって重たすぎる！」と(図25)。

だからこそ、だからこそその連携です。すでにある社会資源が手を結ぶ中に地域は立ち上がってきま

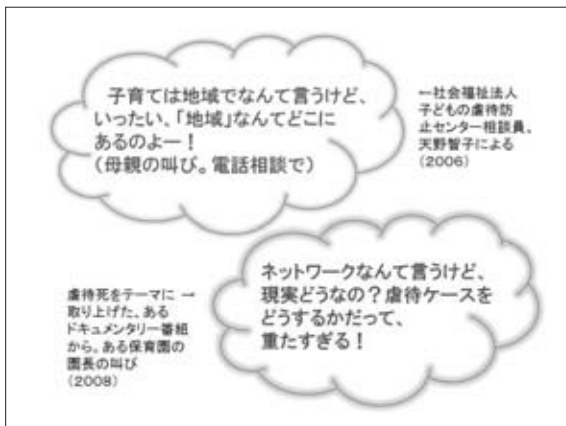
〈図 24〉



〈図 26〉



〈図 25〉



す。具体的な動きを身近な地域からこのお母さんにつないでいくのが私たちの仕事です。社会的養護はインケアの子どもたちだけが対象、ということではなく、地域の子育ての営み、社会的養護以外の関係専門職とも、身近な市区町村の関係者とも、もっと連携する必要があるのだと思います。

●すでにある社会資源を活かす (図 26)

学会レベルでは「地域」「コミュニティ」という用語自体が議論になりますが、生活感覚から地域・近隣社会を考えていきますと、当然のことながら、児童相談所、里親、ファミリーホーム、施設、関係機関、それらは皆地域に存在しています。従来、社会的養護は、都道府県との関係が強かったために、

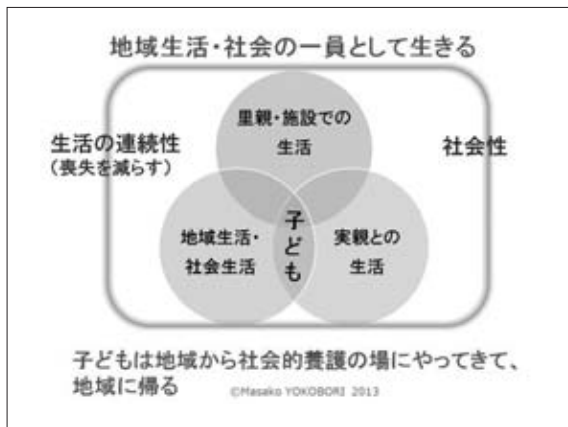
市区町村との連携がやや遠かった面があります。都道府県と市区町村のやりとりを社会的養護関係で意図的に作り出している自治体は、里親委託や支援等においても関係者が共通理解を進め、新たな「動き」をもたらしていると感じます。ソーシャルワーカーは必要な資源がないなら作り出すのも重要な仕事ですが、その前提として、すでにある社会資源を活かすという発想から始める方が現実的ではないかと思います。地域を改めてとらえ、確認していく発想です。施設と里親との関係で言えば、施設の中で里親養育の研修が行われることなどもその形の一つかと思えます。すでにある良きものを見出すという作業から、その地域独自のネットワークの再構築になるのではないかと思います。“コミュニティ”の基本は、人と人との顔と名前のわかるつながりからなのでしょう。

施設のグループホームでも、力のあるワーカーのいるところでは、近隣の人たちが「あそこの家は安心」と言って、地域の子どもたちのやってくる居場所になっているとお聞きした事例があります。小さな器とはいえ、だからこそ社会の拠点になり得る、すてきな実践だだと思います。

●地域生活・社会の一員として生きる (図 27)

従来、子どもの生活の連続性を保つのが難しかつ

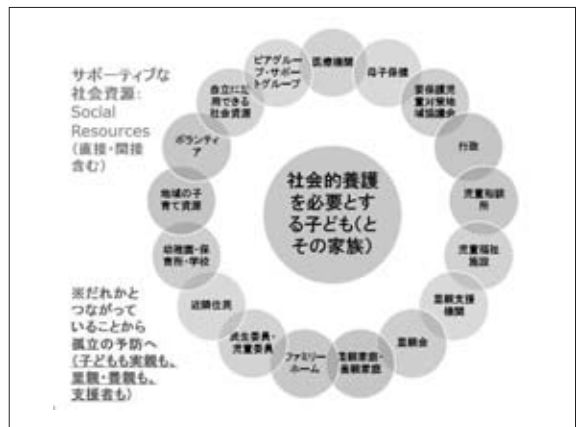
〈図 27〉



た社会的養護ですが、このことはもう少し食欲に求める必要があるのではないかと考えます。もちろん、地域から切り離れた方が適切なケースもありますが。

生活の連続性の確保にもっと主眼を置いて、「喪失」を少しでも軽減する努力を子どもの最善の利益の観点から模索する責任があるのではないかと、幼少期から子どもたちの傍らにいた私は、肌で感じました。ケースワーク上必要な場合もあることは承知していますが、措置変更の際しても、それまでの養育の場や養育者とのつながりを「切る」支援があまりにも主流にあったのではないかと。「配慮するがゆえに“切ってきた”関係」をこれからは可能な限り子ども自身のためにつなぎ直す必要があるのではないかという意識をずっと抱いています。「つなげる」ソーシャルワークを個別のケースに、より発想することは、丁寧に実践研究が積み重ねてきたライフストーリーワークの取り組みのみならず、大きく子どもの人生を「つなぐ」ことに近づくのではないのでしょうか。子どもたちは地域から出て地域に戻っていきます。地域をフィールドとして使えるように、分断しなくて済む「場」や「人」との関係は、つなぎとめていく課題があると考えます。そもそもの人も、生活の場でも対社会でも、「自分を知っていてくれるコミュニティ」の中で生かされてきた

〈図 28〉



のですから。

### ●支援者としての里親(図28)

養子と里親を考える会理事の菊池緑さんとともに昨年フランスに行かれた林浩康先生は、里親制度をひもとかれながら「里親さんは支援対象なのだろうか」「支援対象はやはり子どもと実親さんであって、里親さんはその支援チームの一員では」と投げかけています。共感しつつ思います。そのような文脈からは「里親支援」という表現はやや「魔物」だと。施設職員も里親さんもファミリーホームの養育者も、子どもたちの養育の現場に密に関わるからこそ、それぞれ支援が必要だという構造的な理解なら了解、と頭の中を整理しています。最も大切なものは、つまり育つ「主体は子ども」であるという観点であり、養育者支援で終わるのが社会的養護の「支援」ではないこと。加えて、施設による里親支援という構図のみならず、里親による施設支援の事例もあるため、関係者の「相互支援」としてとらえる視点もお示ししておきます。

### ●「この家の子はいいね。…」

「地域ってどこにあるのよー」という先ほどの叫びに対する答えは、施設や里親の養育や支援の実際の中に、関係者が身近な地域ベースでつくりだす

〈図 29〉

### 施設を卒園して家庭をもった人

「ここの家の子はいいね。近所の人、一人ひとり名前前で呼んでいるものね…。オレなんか、『～学園の子』っていう名前みたいだった」

(※児童養護施設から就職自立。横堀ホームに実家のように家族でやってきて。40代)

防的支援の中に、近隣住民の日常レベルでの関係性や見守りの中にあると思います。

もう一つは、こういうつぶやきの中にも答えがあると思うのです(図29)。児童養護施設から就職自立して家庭を持った多世代の人たちが私の実家に家族でこられますが、ある方がこんなことをおっしゃいました。「ここの家の子はいいね。近所の人一人ひとり名前を呼んでいるものね…。俺なんか、『～学園の子』っていう名前みたいだった」と。自分がきちんと認知されるということ—地域で名前呼び合う暮らし合いの中にある里親家庭は、ステイグマを回避するという意味でもこのような強みがあるのかなと思われた言葉でした。

こちらも事例で(図30)、地域の方に助けられたという体験です。ある子どもが大変不安定であった時期、時間を問わずふらふらと出歩く行動が始めました。里親家庭であり、施設のようにケアする側の大人が何人もいるわけではないので、毎日心配が絶えません。ある日の夕方、電話が鳴りました。「○○ちゃんが、お宅からこんなに遠いコンビニに一人です。探しておられたでしょう。どうぞ迎えに来てください。大丈夫です、私がそっと見ていますから」と。ふだんつきあいのある地域住民が電話をくれたのです。何てありがたい見守りだろうかと思いました。直接養育者として家庭養護を担う立場ではない方に助けられ、またこちらも助ける、

〈図 30〉

### 近隣住民からの電話

「お宅の○○くんが、どういうわけか、こんな時間に、だいぶ遠く離れた、●●町のコンビニにいますよ。どうぞそっと迎えに来てください。大丈夫。それまで私がさり気なく見ていますから」

(横堀ホームでの事例。ある秋の日の夕暮れ、ふだん付き合いのある近隣住民のおひとりが、こう電話をくれた。里父が急いで車で迎えに行くまで、里親委託中の小学校高学年の子どもを見守っていた)

〈図 31〉

### 結婚して自立した家庭で

「(義母に)お母さん、おでん、どうせならいっぱい煮てお隣におすそわけしましょうよ。うちには大きいお鍋もあるし、今日は大根もたくさんあるんだし」

(※里親委託、就職を経て結婚、自立。二世帯同居をはじめた家庭で。こう言って、近隣とのつきあいが薄かった義父・義母を驚かせた)

世話になり、できることをお返しするという相互関係の中でいつしか紡がれていた関係性が、自己完結に終わらないひろがりのある「支え」との出会いを与えてくれた事例でした。

それから、こんな姿もあります。里親委託を経て結婚し、義父母との同居を始めた女性が、隣近所との関係をつくり出し、つきあいをしていなかった親世代に驚かれ喜ばれた事例です(図31)。「おでんをたくさんつくっておすそ分けしましょう」と言っただけなのです。しかし、ここに、彼女が内在化して獲得した社会性の発揮がうかがえます。家庭生活体験から地域を耕す、小さいけれどかけがえのない事例だと感じました。現在彼女は、なかなか引き受け手のいない学校や地域の役員等を引き受けつつ、子育てに、仕事に忙しくしているようです。

〈図 32〉

**エピローグ～私たちの「宿題」**

- \*子どもの未来とパーマネンシーのために働こう
- \*「弱み」もあって当然、「強み」を大事に活かす
- \*大人からまずつながろう、「何か」をともにしよう  
～助けをもらい「ありがとう」を伝える関係形成も大事  
～肯定的な側面や気持ちを、まずはもっとやりとりしよう
- \*児童相談所との日常の関係作り(問題発生後でなく)  
～子どもの成長・変化をともによるこびあうことから  
～「少しよくする」ための具体的な取り組み
- \*「ケアする人のケア」の必要

### ●「社会的養護の社会化」

社会的養護のこれからを考えるにあたり、最後に、福岡市の児童相談所所長である藤林武史先生が家庭養護推進の中でおっしゃった「社会的養護の社会化」という言葉に学びたいと思います。社会的養護においては、施設のことは施設の種別ごと、家庭養護はその関係者、地域のことは地域ベースで活動する人々といった、独自のネットワークでつながっている人や機関の内側で協議する傾向があったと思います。もちろん秘匿のケースは養育の営みをオープンにするばかりでなくしっかり守らねばなりません。しかしこれからは、まずは当事者の声を聴き、ともに生活を創りながらまずは関係者同士が、さらに社会に社会的養護をひらき、市民が「我がこと」として問題意識を共有する方向性が一つ示されているように思います。市民が社会的養護のサポーターとして位置づいて、何だかうれしそう。そんな空気を感じることもさえあります。また、自治体の中にも、社会的養護と市町村レベルの子育て支援関係者との連携や、里親委託等推進委員会委員に社会福祉協議会のファミリーサポート担当者に入ってもらおう等、やわらかな応援団づくりが始まっている地域もあることに着目しています。「社会的養護の社会化」のために私たちは何をしたらよいか。子どもたちすべてが頭を上げて生きていける社会をつくるためにも、「宿題」としておきたいと思います(図32)。

〈図 33〉

「子どもをどう育てるかではなく、私たちがどう生きていくかが、子どもを育てていくのです」  
(渡辺一枝)



「懐かしい未来をつくる」(NHKの番組より)  
“copresence” (蟹田清一)

### ●ふるさとを思い出さずで…

最後に。この絵(図33)は、私の父、横堀哲夫がたくさん描いていた絵の中の一枚です。養育に携わり、巣立っていく子どもたち一人ひとりにあげていたことを亡くなってから知りました。「生きていけば大変な日もきつとくる。でも、人生に絶望する日があっても、お前にはふるさとがあるということを忘れるな、ふるさとは待っている人がいるということを忘れるな」と言って、そっと渡していたというのです。「ふるさと」という言葉のもつ意味は、施設養護でも家庭養護の場でも重なりあいます。

では、社会的養護のこれからに向かっての本日なりのまとめです。「社会を変えていくのは、改革(“revolution”)ではなく“reform”である」「何かを切り捨ててまったく新しく作るのではなく、今在るものの使えるところを活かしてリフォームする、その発想だ」。社会的養護をよりよくしていく旅もリフォームのスピリットから、ですね。…実はこれは今日何度も登場していただいた福田垂穂先生の言葉です。未来に、思い出すことができるような懐かしい暮らしと人間関係の体験を紡ぎだそうとする中に、場や人との、そして地域とのつながりが息づいている。それが子どもたちを育てていく。これまで、そしてこれからも。そう願います。

どうもありがとうございました。

第2部 / 地域で支え合う社会的養護のこれから

子ども一人ひとりの命を守り、  
かけがえのない存在として命を愛し、  
育む大人を支え、  
子どもの最善の利益を優先する  
社会を拓くことを目指して



やまざき みき こ  
山崎美貴子

神奈川県立保健福祉大学 名誉教授・顧問

資生堂社会福祉事業財団設立40周年、おめでとうございます。貴財団がこの40年間に児童福祉の領域においてなされた数々のことを、先ほどの理事長のお話から、そして第1部のシンポジウムのお話から思い出させていただきました。会場にいらっしゃるNPO“STARS”の皆様方も豊穡なひとときを共有されたのではと思います。

私は、プロフィールにあります通り、東京ボランティア・市民活動センターの仕事を20数年間続けております。昨日の夕方、センターのコピー機のところにおりましたら、あるプログラムが貼ってありました。資生堂さんではCSR(Corporate Social Responsibility)活動の一環として、毎年全社員がボランティア活動に参加するというミッションを掲げていらっしゃいますが、そのプログラムでした。それを見て、「あら私、明日資生堂さんに行くのよ」と言いましたら、担当者が3人、私のところへ来まして、資生堂のこの方たちがこの企画を立てたのです、このプログラムは昨年とはこんなふうに変えて…と熱心に説明してくれました。

この資生堂さんのCSR活動が示すように、これからの社会とは、行政は行政、民間は民間、あるいは企業は企業、市民は市民とバラバラに考えるのではなく、それぞれが一緒になって一人ひとりの子どもを大切に、そんな社会でありたいと考えます。そこで、「子ども一人ひとりの命を守り、かけがえ

のない存在として命を愛し、育む大人を支え、子どもの最善の利益を優先する社会を拓くことを目指して」ということについて、少し長いタイトルですがお話をさせていただきます。

●東北を巡って

災害時におけるボランティア活動について考えるために、東北を訪れる機会が何度もありました。東北3県では、1万8,000人の方が命をあっという間に失われました。子どもさんを喪った多くのお母さん方が語られます。朝、「行ってらっしゃい」と子どもに手を振って学校へ送り出した。その日、3月11日もいつもと変わらない日だった、地震が起き、津波が来るまでは。2時45分を境に一瞬にして家族の姿は変わってしまいました。「行ってらっしゃい」と送り出した子どもが、その日の夕方には遺体になってしまった。「その深い悲しみはどれほどのものだったろう」と思わずにはられません。そして、そのお母さんたちは今どんな状態なのだろうか、ということも。亡くなって2年目というのは、悲しみが深く深く胸に染みこんでいく時期ではないかと思っています。

中学生の子どもさんが言いました。「私、何も悪いことしてない。なのに、何で私の友だちは死んじゃったの。何で親は帰って来ないの」。

今も自分が生まれ育った場所に帰れない子どもた

ちがいます。学校が閉鎖になって家族と離れて暮らす子どもたちもいます。障害を持つ子ども—特に発達障害系の子どもたちは仮設住宅の中で本当に苦しんでいます。その親御さんも本当に辛い状況の中におられます。

千年に一度という大変な被災状況を目の当たりにするたびに、育ててきた命とは、かけがえのない命とは一体どういうことなのだろうかと、本当に打ちのめされるような思いで東北を後にしています。

●「かけがえのない命」とは、

「一人ひとりを大切にする」とは

かけがえのない存在とは、他の動物とはちがい、そこに人格を持って生きるということ。そこに一人ひとりが在ります。「かけがえのない」という言葉を私は大学で学生さんによく使います。学生の席の横に立ち、「あなたと同じ人はこの世に一人もいない。同じDNAの人は一人もいない」「地球上に誰一人としてあなたと同じ人はいない。どの一人も同じ人はいない」「この唯一無二の存在としての命。これがかけがえのない命です」と。そして「この命は、誰がこの世に送ってくれたか。あなたのお父さん、お母さんですよ」「そのお父さん、お母さんという大人が支えられて、そして何よりも子どもの最善の利益が優先される社会にならなければならない」と。

ボランティア活動とかNPOの仕事をしておりますと、社会を創る、社会を拓くことをつくづく痛感します。都内には9千ものNPOがあり、それらを私の所属するセンターが悉皆調査してみますと、その先にいろいろな姿が見えてきます。子どもの最善の利益を優先する社会とはどういうものなのか描くことができない私たちが、「最善の利益」の前で躊躇している子どもたちに未来を届けることができるのだろうか、子どもたち一人ひとりが希望を持って生きるという主体になれるだろうか、ということをおぼえず考えざるを得ません。

**一人ひとりを大切にすることは**

昭和、平成と歴史の変遷を超えて、変えてはならない子どもの命を守り、大人を支え、未来を育むために、地域における子育て支援を支えるミッションと時代を読み、時代に応える変革に挑戦する試みを担って

どのような時代であっても、人間一人ひとりがどのような状態であっても、一人の人格を有する存在として大切にされねばならない

先ほど大矢理事長さんが、子どもの世界って一歩中に入るとこんなに大変なのですね、としみじみおっしゃいました。そして、安全神話なんて実はないのですね、とも。そんなふうに、子どもにはいろいろなことがあります。そういう子どもの「一人ひとりを大切にすること」には、昭和・平成と歴史の変遷を経てきているわけですが、「変えてはならないもの」と、時代に合わせて「変えなければならないもの」があると思うのです。子ども・子育て新システム3法案が国会を通った時代です。子どもが少なくなった、待機児童が多くなった、家族がこんなに変わった、という話はたくさんありますが、その土台のところ、子どもの命を守るとは、大人を支え未来を育むとはどういうことか、に真摯に向き合いながら、地域における子育て支援を構築するというミッションに向けて、時代を読み、時代に応える、変革に挑戦する心構えになっていかなければならない、と痛感します。資生堂財団がされてきたように、特に社会的養護における「子どもを育む人」を育むこと、そして「育む」ことのさらなる膨らまし方が問われているのだと思います。

子どもの成長・発達を考える力、社会保障も含めていろいろなものが子どもの生活をとり囲んでいます。それだけに、時代に応える変革がどういうことになっていくのか、これを見据えて変革していくことが大人の責任であると思います。

### ●福祉先進国の事例から

先ほど榊原さんのお話にありましたように、家族関係社会支出の対GDP比は日本が1%であるのに対して、福祉先進国では3%です。このことはどういふことなのか。フィンランドでもイギリスでもフランスでも、各国を訪問された方は、実感として、大人が子どものために起こしている社会変革に触れる機会が多くあることでしょう。

例えば、ワークライフバランス。これらの国々では、午後3時、4時に、お父さんとキャッチボールしている子どもの姿に出会ったりします。子育て期の家庭のお父さんの就労時間に配慮がなされているのです。私はイギリスで子どもを産んだことがありますが、当時、外資系の企業に夫が務めていたからでしょうか、妻が妊娠しているときに夫は妻とともに医療センターなどに行く時間が保障されておりました。スウェーデンでは、自治体によって違いはありますが、虐待対応として、虐待してしまったお父さんが家族療法を受けるために仕事を休んで家族旅行をする権利があります。別のプログラムでは、1ヶ月間くらいでしたでしょうか、ソーシャルワーカーと一緒に、家族で「暮らし直し」「子育てし直し」という体験をする機会が得られます。「働く」ことの中に、子育てと一緒に「働く」、子どもの生活を守りながら「働く」というような、子どもを大切に社会の仕組みがあるのです。予算の組み方一つとっても、子どもを産み育てる社会づくりの方へシフトしている、と実感することがこれらの国々ではいくつもありました。

これらのことから、私は考えます。「どのような時代であっても、人間一人ひとりがどのような状態であっても、一人の人格を有する存在として大切にされる」ということを私たちは譲ってはならない。このことのために私たちは歩みを確かなものにしていかなければならないのです。

### ●出会った最初の衝撃

私が学生の頃、フランス語の先生、自由人で面白かったその先生が、授業の中でこれを読みましょと持って来られた本がありました。その中に次のような言葉がありました。「おとなはだれでもはじめは子どもだった。このことを忘れずにいるおとなはいくらもない。いつまでも子どもの心を忘れずにいるおとなこそ、ほんとうのおとなである」(サン・テグジュペリ著『星の王子さま』より)。この言葉は、子どもの傍らにある、という私たちの立ち位置、子どもとの関係を表していると思うのです。この関係性をどのように紡いでいくことができるのかを問いかけているのだと思います。

### ●社会的養護の質を問ひかける高嶋巖先生の言葉

「児童福祉の父」と呼ばれる高嶋巖先生という方がいらっしゃいます。この方が、先ほどの横堀先生のお話にも出て参りました福田垂穂先生にご本を贈られています。『光を高く掲げて歩め』という本です。その本の帯に書いてあった言葉ですが、「大人と子どもの心のつながりの大切さ—人間のしあわせは、すべて、この、心と心のつながりから始まるのだ」。つまり、社会的関係の障害が生じることによってさまざまなことがら起こってくる、ということを示唆する本です。高嶋先生はお書きになった本の一節を、福田先生にあてて、本のいちばん基本のところを書いたのでしょうか。「人間のしあわせは、すべて、この、心と心のつながりから始まるのだ」。

#### 出会った最初の衝撃

フランスの作家 サン・テグジュペリ著『星の王子さま』を  
フランス語で読む喜び  
「おとなはだれでもはじめは子どもだった。このことを忘れずにいるおとなはいくらもない。いつまでも子どもの心を忘れずにいるおとなこそ、ほんとうのおとなである」

### 高嶋巖の言説

つまり、  
「大人と子どもの心のつながりの大切さ」  
「人間のしあわせは、すべて、この、心と心の  
つながりからはじまるのだ」

これは児童福祉、社会的養護の質の問題を言っているのだと思います。システムを作っても、あるいは舞台装置を作っても、その中で動く職員と子どもとの間の関係性がどういうものなのか。これは、さまざまな児童福祉の質の問題を問うている言葉です。高嶋先生は、長いこと児童養護施設のお仕事をされ、そのご経験からいろいろな定説を作っておられました。

#### ●子育て支援への歩みと支え

社会変動の波の中で子どもの成長と発達を見ていくときに、子ども一人ひとりを対象とするさまざまな取り組みがあります。日本は児童相談活動というものを割と専門性を持って進めて行こうとした国の一つであったわけですが、そこから児童家庭福祉につながる、児童福祉資源の連携・協働、あるいは地域の子育て支援というふうに動いていくプロセスを、実は資生堂財団が支えてくださったと私は認識しております。

先ほど、理事長さんから1989年にバーナード・バン・リヤ財団に協賛して、子育てワークショップを立ち上げられたというお話がありました。本日の会場には厚生労働省関係の方々も大勢いらっしゃると思います。児童家庭福祉の行政担当はかつての児童局から児童家庭局に変わりましたが、制度の作り方は、児童福祉施設、保育、健全育成、ひとり親支援などと、それぞれのニーズ・制度・体制別に進んでいることには変わりはありません。一方、子育て支援という要望にはなかなか向かっていきません。

#### ●社会変化の中で変わる子育ての様相

私は長らく臨床の仕事をして参りました。先ほど高度経済成長期に核家族になっていく話がありましたが、1960年代ぐらいから日本の社会は第1次産業から第2次産業へと移っていき、家族は制度型家族から友愛型の家族、つまり核家族の原型へと移り変わっていきます。その頃、臨床の場にいた人たちが皆心配したのは、子育て家庭の中で起こってきているさまざまな課題でした。例えば、増えてきた不登校の子どもとか、情緒障害の子どもたちと言われる子どもたちへの支援など、臨床に携わる皆さんは経験されていると思います。家庭が大きく変貌する中で、子育ての手法というものが大きく変わったことがその背景にあります。

例えば私がびっくりしたのは、お母さんが子どもに離乳食を食べさせる場面でした。このお母さん、清潔感が強いので、テーブル周りが子どもの食べカスで汚れるのが嫌なのでしょうね。子どもに「お手々はうしろ」と言うのです。どういうことかな、と思っていましたら、ツバメが子ツバメの口に餌を入れるように、子どもの口にご飯を入れてあげるんですね。ずっとそれを続けて「だからウチの子はテーブルは汚しません」と。「お手々はうしろ」はなるほどこういうことか、とびっくりいたしました。

また、「ウチの子はとても偏食なんです」とおっしゃるお母さんに、そうですか、どういうものが好きですか、と尋ねたところ、「チョコレートとミルクです」と。3歳の男の子でした。その時、あっ、ミルクとチョコレートだけで人間は生きられるんだ、と思いました。子どもが環境に適応してしまうのですね。

このような典型的な子どもたちに出会うたびに思うのは、子育ての内容が、それぞれ「家付き・カー付き・ババヌキ」という二世帯世帯になる中で変わっていったということです。二世帯世帯の中で、お父さんはモーレツな企業戦士。お母さんは1970年

**子ども一人ひとりを対象にする  
児童相談活動から児童家庭福祉へ  
そして地域の子育て支援へ**

社会変動の波の中で、子どもが成長し発達するということ

子どもの育ち、子どもを知る、子どもから学ぶこと

児童憲章ができたのは昭和26年、  
そこから学んだこと

**児童憲章から児童の権利条約へと導く  
福田垂穂先生**

子どもはどの子どもも、すべてどの子どもも  
生きる権利

愛される権利

教育される権利

保護される権利

生活する権利

その権利を正しく行使するために

代に今までの自営業型の社会だったのが専業主婦に変わっていくことになって性役割分業が定着したかのように見えたのですが、一方で家庭外就労の共働き世帯も現れ始め、変わっていきます。ところが、制度が非常に未成熟で、家族の問題にいろいろな影を落とします。

**●家庭と学校と地域を串刺しにした子育て支援を**

そういう状況の中、児童憲章ができたのが昭和26年。内容を見て、もうちょっと先へ行かなくては、と皆さんお思いになられたと思います。先ほどふれました福田先生は「児童の権利に関する条約」のフランスの委員会のメンバーにも入られましたし、日本にこの条約の批准を促すために国会で証人となるなど、非常に闘い続けておられました。その先生が何度も立ち返っておっしゃっておられたのは、「子どもはすべて生きる権利がある。どの子どもも、すべてどの子どもも」というお言葉でした。つまり、児童福祉の普遍化とはどのようなところに起こっていくのかを念頭においての言葉だったと思うのです。では普遍化はどのようなところに起こらないといけないのか。普遍化の現象とは具体的には何なのか。その原点というものがここ(上記)に書いてあります。「生きる権利、愛される権利、教育される権利、保護される権利、生活する権利」です。

そして、「これらの権利が正しく行使されるために」が必要なのです。

この条約の批准によって、児童福祉の流れは自立支援の方向に大きく変わりました。保護される権利から、今度は自立支援へ向けて歩みを進めるわけです。ここで目を向けるべきは何かと言うと、やはり家庭のあり方、学齢前の子どもの教育・保育・学校のあり方、社会のあり方がどのようにつながっているかどうか、です。このところで、先ほども申しあげましたが、資生堂財団のご支援がなかったら、施設中のものだけに留まらない子育て支援の領域へ、つまりある意味、当時の児童福祉の対象にも保育の対象にも児童養護の対象にもなっていなかった子育て支援の領域へは、具体的に進めなかったのではと思います。資生堂財団は財源、職員の研修の機会の提供などを通して、子ども支援は何よりも家庭支援・子育て支援を、さらに施設福祉を地域に拓き、地域に「面」をつくる地域支援の道を拓く支援をしてくださいました。

当時、地域でネグレクトまではいかないまでも、親の側に養育の仕方、愛着形成に関するストックが十分でなく、地域や周りの人々などの支援が得られにくい家庭の中で育っていく子どもたちが増え続けていました。地域の中で孤立しながら、半分うつ状態になりながら、社会から孤立している家庭の層は

家庭のあり方に目を向ける

学校のあり方

社会のあり方

国民全体のあり方を取り決めたものが児童憲章  
人類の発展の一段階、「絵に描いた餅にして  
はならない」として資生堂財団のご支援を  
頂く

厚みを増してきていたのです。

そこで、これは何とかしなければいけない、と、私たちはまず調査から始めました。当時、文部科学省からバーナード・バン・リヤ財団を紹介していたとき、6年間資金を得て実践モデル、研修プログラムを開発しました。その後、資生堂財団のお力をお借りして、資生堂財団の研修施設にて児童福祉関係者の研修を続けることができました。「子育て支援」という考え方に立ち、家庭・学校・社会がつながっていけるような、子どもと家庭とコミュニティを串刺しにする支援の必要性が浸透し、児童福祉から児童家庭福祉への道が始まったのです。

つまり子どもと家庭と地域社会を串刺しにする支援の方法を主眼に置いたのです。この「串刺し」なしでは、家庭は家庭、施設は施設、学校は学校となってしまう。このつながりをどう作っていくか。国民全体のあり方を取り決めたものが児童憲章です。が、そこから人類の発展の一段階として、「これを絵に描いた餅にしてはならない」「これを具体化しましょう」と資生堂財団の方にはっきり言っていただき、このつながりの構築にかつて10年近い間、お力添えいただきました。

研修のあり方もその一つです。私たちが考えたのは、例えば保育所は保育所、乳児院は乳児院、児童養護施設は児童養護施設、児童自立支援施設は児童自立支援施設、母子生活支援施設は母子生活支援施設とバラバラではなくて、それぞれの独自性を互いに理解しつつ、連携・協働し、つながって研修でき

るような、施設と施設の壁を超えて研修ができるような体系を作りましょう、というものでした。その目的に向かって、ワークショップやさまざまな手法の開発を進めて行くうえでも、資生堂財団のお力をいただきました。

### ● 「まず家庭、家族について学びなさい」

その意味で、日本は今、実に転換点で、「やっていかなければならない」方向に向かう時代がようやくやってきたと思います。一方、イギリスのように予算の配分をダイナミックに子どもの方に移し替えることができるのか。かつてイギリスで当時のお話をうかがう機会があり、目標とすべき姿は見えてはいるのですが、日本ではなかなか先に行きません。

子どもの相談活動という臨床の場に登場する子どもたちや家族の姿に多く出会ってきましたが、そのたびに思い返される言葉がありました。それは重田信一先生からお教えいただいた言葉でした。「福祉の仕事というのは、生活者としての一人ひとりに関わり、その人が生きる社会、あるいは暮らす社会を見つめ、変えていく道すじを学ぶこと。そのためにまず家庭、家族について学びなさい。そうしないと日本の社会の子育ては見えないんだよ」と言っていたのです。

### 大きな社会変動の中で

子どもの相談活動という臨床の場に登場する子どもとその家族に出会って考えたこと

重田信一先生から教えていただいたこと  
「福祉の仕事というのは、生活者としての一人ひとりに関わり、その人が生きる社会、あるいは暮らす社会を見つめ、変えていく道すじを学ぶこと。そのためにまず家庭、家族について学びなさい」

⇒子育て支援事業の取り組みを財団とともに

実際には、児童相談の場に見えるお母さんたちは、困っているのはご本人なのですが、自分は情報提供者となってしまう、子どものことを語っています。困っている自分のことではなくて、子どもはこうです、と「情報提供者」としてそこに登場するという構造を、私たちは多く体験してきました。問題が解決するのは、「困っている」自分自身が、「こんなふうにかかわって一緒に考えていこう」となったときです。そういうときには変わっていただけるのです。

今、私は児童福祉審議会の委員を務めており、親権を停止しなければならないような事案を毎月分科会で審議しております。児童福祉法第28条を行使して、子どもと親を切り離す段階にまで行かざるを得ないケースを、断腸の思いでさまざまな専門職の方々と論議しております。親が子どもの施設入所を拒んでしまう。でも重篤な虐待や性的暴力を続けている。こうした場合には、やはり待たないで介入しないとイケません。

この意味では、先ほどシンポジウムの質疑応答で潮谷義子さんが、子育ての文化、つまり「私の子ども」ではなくて、「社会の子ども」としての子育ての文化が日本の社会の中に定着していくことの意味が問われている、とおっしゃいましたが、子育て支援事業の取り組みを財団とともにさせていただいたのは本当にかげがえのない経験だったと思っています。

社会変動と家族変動とは、とくに非常に密接な関係があります。家庭のあり方と施設のあり方を問い直させられます。実際には、「家庭のある子ども」が、児童養護施設に、児童自立支援施設に増加しております。あるいは母子生活支援施設の多くの場合にも、重なる状態があります。乳児院の場合、とくにそうです。家庭のあり方と施設のあり方、この切り結び方がこれからも、児童養護施設にとっても、児童福祉施設にとっても広く大きな課題になってきているのです。

### 家庭の在り方の大きく変動する時代、 その変動を学ぶ

社会変動と家族変動の密接な関わりを学ぶ、  
家庭の在り方と施設の在り方を問い直す

制度型家族から核家族の時代～1960年代から70年代、

あまりに短かった核家族、近代家族の時代  
現代家族の時代に突入

1980年代後半から1990年代、2000年代の  
今の家族

ケアの外部化、個人化、ライフスタイル化、  
ネットワーク化の時代にあって

⇒子育て支援事業の取り組みを財団とともに

#### ●制度型家族から核家族へ、そして現代家族へ

日本は、1960年代から1970年代にかけて、制度型家族から核家族の時代へと入っていったわけです。核家族時代になって半世紀、というお話も先ほどありました。日本は長いこと明治憲法由来の旧民法によって、制度型家族を、イデオロギーとしても制度としても教育としても続けてきました。核家族が多くを占める時代になったのは戦後になってから、しかも高度経済成長期になってからです。それまで家族は、ある意味、「家族は変数ではなく与件」と言われていました。渡辺洋三という法社会学の研究者は、「家族はもはや与件ではなく、変数となった」という言葉を残していますが、実は本当の不幸は、日本が他国に比べて核家族に移行したのが最近のことだということです。他の国は100年以上核家族の中心の時代があります。これらの国々では、お父さんとお母さんと子どもによって営む友愛型の家族の機能と構造を作る時間が長いですが、日本はあまりにも短い期間で現代家族に移行してしまいました。核家族の時代から現代家族の時代へ、1980年代後半から90年代にかけて、です。

現代家族というのは、多様な家族です。離婚も増

### 子ども支援は家庭支援、地域支援

個人、家族さらにコミュニティの変化、社会の変動に対応していく必要への実践研究調査

臨床実践を、地域に拓く実践研究や調査を推進する

児童の施設を地域に拓き、横断的につなぎ合う支援を財団の力で

えていきます。ケアの外部化が始まり、子育てとか介護が家庭の外の資源を利用してネットワークをつくりながら子育て・介護を行う時代です。それから、いろいろな問題を引き起こす個人化、特にライフスタイル化です。

このライフスタイル化は決して悪いことではありません。女性が高学歴になりましたけれど、男性と女性、今どちらがいわゆる高等教育を受けた人の割合が高いか。今は女性の方が高学歴になっています。女性が58%くらいです。しかし、女性の就労形態とか就労上の地位とか賃金では、男性との間で大きな差があります。ここに私は、個人化、ライフスタイル化、特にひとり親や子どもの貧困の問題の、非常に大きな要因があると見ています。

もう一つ、先ほど人と人のコミュニケーションの変化の話をしたと思います。ひとことで言うと「携帯家族化」。私の言葉でそういう言い方をしています。単位が足りずそのままでは卒業できない学生がいましたので、再試験を受けるようそのご家庭に電話をかけました。「大至急、娘さんにご連絡を。進路に大きく関係しますので」と。すると、「どこにいるかわかりません」とお母さん。「でも大丈夫、携帯を持たせてますから」と娘さんにすぐ電話されて、娘さんはすぐ大学に飛んできて何とか卒業できたのですが…。皆さんもそうかも知れません。出張の時、どこに何泊、ということではなく、「携帯持

### 人間尊重の精神とは何か

社会福祉の仕事は人間尊重の場として役割を担い続けること

そこで暮らし、働く、子どもと職員が何よりも大切にされ、井の中の蛙にならないために、学び続ける機会を大切にする

った？ 充電器は？」が出かける際の夫婦の会話になっています。このように家族の関係が、「場」の共有ではなく、関係性の質に入ってしまった。「今、歩道橋を渡っているから」と、日常的な会話までも携帯を通してなされます。一緒に労働したり、問題解決のために行動をともしたり、一緒に何かをやりとげたりといった「場」の共有がなされることなく、「彼我の関係」は単なる関係性の中に埋没してしまった、そういう状態の時代へ入ってしまいました。家族も同様で、一緒に体験したり、一緒に問題解決したり、感情を共有したりという体験、直接的な場の共有が少なくなっています。

#### ●継続性を大切に学び続けること

—「この道のほかに生かす道なし」

ケアの外部化、個人化、ライフスタイル化、ネットワーク化…。このような家族の状況の中で、実体験の伴わないバーチャルリアリティの中で、考えさせられるさまざまなことが起こっています。個人・家族・コミュニティの変化の中で、こうした変動をどう見ていくのか。実践の中でどう捉えていくのか。児童福祉施設と地域とのつながりの横断性をどう見ていくのか。そこで、社会変動の実態をしっかりと視野に入れ、個人・家族・コミュニティのつながり方や支援のあり方に対応する実践研究に力をつけていくことが求められます。子育て家族の社会的孤立を防ぎ、子どもを産み育てることへのきめ細やかで身近で利用しやすい支援が厚くならないと、非常に

### だから人間尊重を

ひからびた路上に悩みつつある人びとに、  
自己の主観の空疎さと雑さを知る謙虚な魂  
に、いくらかの寄与であってほしいと願ひ

「一切は人間のなかにある」

「大事なことは生きていること」

「この道のほかに生かす道なし」

～高嶋巖の言葉から～

不安定な国になり、子どもの虐待、少子化、子どもの貧困の増加をくい止められないと考えます。児童福祉から児童家庭福祉への道を確認なものとする実践の体系化と、それを生みだす研究や調査に力を注ぐことがこれからの急務の課題です。

だからこそ、社会福祉の仕事の持つ継続性——「人間尊重の場として役割を担い続けること」が大切です。児童福祉施設においては、そこで暮らし、働く、子どもと職員が何よりも大切にされ、そこだけで自己完結するのではなく、井の中の蛙にならないために、学び続ける機会をどう作っていくのか、が求められています。「子どもを育む人」を育む——特に海外研修の機会を提供していただき、国内研修に力を注いでくださってきた資生堂財団のお働きは、人間尊重というものが持っている精神の部分がどこにあるのか、ということを導いてくださっているのではないかと。研修についてのお話を財団からお聞きするたびにそのように思います。

だから言いたいのです。だから人間尊重を、と。最後にいま一度、高嶋巖先生のお言葉を紹介させていただきます。「ひからびた路上に悩みつつある人々に、自己の主観の空疎さと雑さを知る謙虚な魂に、いくらかの寄与であってほしいと願ひ」…やはり、私たちはどうしても思い上がりがあったり、自分の仕事のミッションを主観の世界に置いてしまうことがあ

るものです。が、そのことを知ることでできる謙虚な心を持つ人に対して、先生は次の言葉を贈られています。「一切は人間のなかにある」「大事なことは生きていること」、そして「この道のほかに生かす道なし」と。社会が変動する中で、児童福祉にかかわる皆様には、「子どもの最善の利益とは何か」ということが改めて問われています。このことをもう一度噛みしめて、そして施設は施設、地域は地域、家庭は家庭、とバラバラになるのではなくつながりをもって、子どもの最善の利益のために歩み続ける決心とその方向性を謙虚に探り続けていく、そのことに勇気を与えてくれる言葉だと思います。「一切は人間のなかにある」「大事なことは生きていること」、「この道のほかに生かす道なし」と。…ご清聴ありがとうございました。



第2部 / 地域で支え合う社会的養護のこれから

# 子ども虐待の「防止」に向けて

—「健全育成・子育て支援系」と「要保護・要支援系」の間のクレバスを埋める



さいごうやすゆき

大正大学人間学部 教授 西郷泰之

## 1. これまでの取り組みは？

これまで我々は虐待防止のため多様な取り組みをしてきた。虐待防止によく使われる予防の概念を使って整理・確認してみよう。一次予防としての発生日前予防、二次予防としての早期発見・早期介入・重度化の予防、そして三次予防としてリハビリテーション・再発予防の3つの概念である。

一次予防としては、これまで市町村の一義的相談支援の窓口化をはじめとして、乳児家庭全戸訪問事業、地域子育て支援拠点事業や、産褥期ヘルパー派遣事業、保育所、児童館・児童クラブ、放課後等デイサービス、ファミリー・サポート・センター事業、ペアレンティング・トレーニング・プログラム（一般家庭向きのもの）などが取り組まれてきた。

二次予防では、親権の喪失・制限等司法関与の強化、立ち入り調査・28条措置等の活用、臨検・捜索、児童相談所による指導・支援、児童家庭支援センターの設置、要養護児童のための施設整備・施設の小規模化、里親制度の推進、心理療法担当職員・個別対応職員・家庭支援専門相談員（ファミリー・ソーシャル・ワーカー）等職員配置の強化、保健師等の訪問事業、養育支援訪問事業、特定妊婦への支援、児童発達支援事業等、要保護児童対策地域協議会、ペアレンティング・トレーニング・プログラム（子育て困難家庭向きのもの）などに取り組んできた。

三次予防としては、児童相談所による支援、自立援助ホーム、児童福祉施設のアフターケアや相談機能の強化などが挙げられる。

こうした予防概念はいわゆる専門家たちにより一般に使われる概念である。しかし、本来「防止」とは問題が起こらないよう未然に「ふせぎとめること」を指す。つまり、虐待防止は、第一義的には虐待の発生を防ぐことなのである。

## 2. 虐待は減ったか？

こうした多様で重層的な取り組みで児童虐待は防止できたのだろうか。もう2年前になるが、総務省が「児童虐待の防止等に関する政策評価書」をまとめている。

平成21年度に乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業の両方を実施していない53市町村では、虐待対応件数が減少しているところ（13市町村24.5%）より増加しているところ（16市町村30.2%）が多い。反対に、同年度から両事業を実施した20市町村では、虐待対応件数が増加しているところ（6市町村30.0%）より減少しているところ（9市町村45.0%）が多い。こうしたことから、両事業には、3歳未満の児童虐待の発生日前予防に係る取り組みとしての有効性は認められるとして一定の評価をしている。

もう一つ厚生労働省のデータを見てみよう。社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に

関する専門委員会がまとめた「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第9次報告」は、図1のとおり平成23年度までの0歳児の虐待死(心中を除く)の数字を取り扱っている。その数字を見ると、平成15年度の同専門委員会の設置以来最も0歳児死亡の人数・割合とも高くなったのは第6次報告(平成20年度の結果を踏まえた報告)である。

こうした0歳児の虐待死の急増に対し、国・都道府県・市町村は表1のとおり乳児家庭全戸訪問事業と養育支援訪問事業などを強化し、0歳児の死亡数は翌21年度(第7次報告)には39人から20人へ、虐待死全体の割合は17%ほど減少し約4割となっている。また0日の死亡数(図2参照)も20年度の22人から21年度は6人と大きくその数を減少させている。

事実、表1を見ると平成19年4月には58.2%だった乳児家庭全戸訪問事業の実施率が、翌20年4月には72.2%、21年7月には84.1%と急激に高まっていること、養育支援訪問事業の実施率が平成21年には55.4%と半数を超えたことなどが虐待死の発生予防に大きく貢献している状況が推察される。

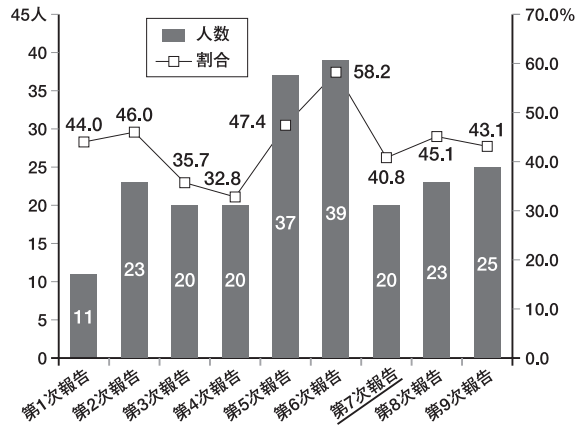
一方で、平成24年度に全国の児童相談所や市町村の虐待対応件数は約14万件と大幅に増加していることや、0歳児の虐待死は割合は少ないものの、実数は徐々に増加していることから予断を許さない状況にあるともいえる。また心中による虐待死も減少することがなくより対策を強化する必要性も高い。

しかし、これまで述べてきたとおり乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など一次予防・二次予防領域の取り組みが強化されることで、予防の効果は一定程度上がってきていると言えよう。

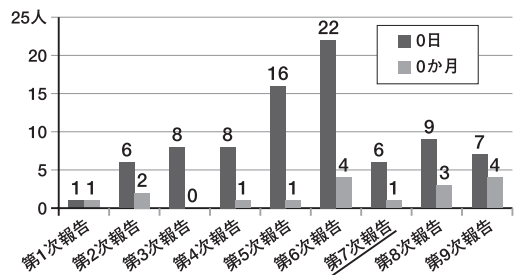
### 3. 「要保護・要支援系」の関係者の強みと弱み

二次予防領域で役割を担う機関・施設に勤める関係者を、本稿では仮に「要保護・要支援系」の関係者と言うことにする。児童相談所や入所型の児童福

〈図1〉0歳児の死亡人数と割合の推移



〈図2〉0日・0か月児の死亡人数推移



〈表1〉市町村における家庭訪問事業の実施率

	乳児家庭全戸訪問事業 実施率	養育支援訪問事業 実施率
平成19年度	58.2%	42.9%
平成20年度	72.2%	45.3%
平成21年度	84.1%	55.4%
平成22年度	89.2%	59.5%
平成23年度	92.3%	62.9%

祉施設、市町村の相談窓口、保健師等母子保健機関などに勤務する方々である。

「要保護・要支援系」の方たちは、虐待の早期発見・早期介入・重度化の予防を担うことから、「見立て」から「援助」そして「ケースマネジメント」を通して、安定した生活の回復や家族の再統合までの取り組みを担う知識やスキルを高めてきている。また、先にも述べたが、早期発見・早期介入・重度化の予防の強化により、一定程度の効果が上がってきている可能性も高い。

こうした強みの一方で、決定的な弱みもある。それは、一次予防領域に手が出せないこと、そしてマンパワーが児童福祉司約4千人、保健師は約3万2千人、保育所を除く児童福祉施設職員約8万人と少ないことである。要保護・要支援系の関係者は、一定のスクリーニングで見えてきた要保護・要支援児童への支援を担っている。つまり、すでに何らかの問題が発生し、支援が必要な状態になっている家庭への支援を担当していることから、とりわけ要支援状態の「発生予防」には関与しにくい位置にいる。保健師はその実践の中で、発生予防に向けたポピュレーションアプローチを重視しているが、十分な取り組みができる人的体制にない。

つまり、「要保護・要支援系」の関係者は、虐待に対応する技術とスキルはあるが、虐待の発生を未然に防止することはできない。

#### 4. 「健全育成・子育て支援系」の関係者の強みと弱み

「健全育成・子育て支援系」の関係者、具体的には地域子育て支援拠点や、学校、保育所、児童館・放課後児童クラブの職員は、一般の保護者や子どもたちと日常的に関わることから、要支援状態へのプロセスを断つことができる位置にいる。つまりストレスが高まり、問題が顕在化する前に未然防止ができるのである。加えて、この領域にいるマンパワーは小学校教諭だけで約42万人、幼稚園教諭約11万人、保育所保育士が約45万人、その他地域子育て支援拠点スタッフや児童館職員、放課後児童クラブ職員、子育て支援系NPOスタッフなどを入れると100万人を優に超える膨大な人数である。

一方で、弱みもある。児童虐待に関する実践的な知識やスキルに欠ける点である。日常的に要支援児童や家庭に出会うことが少ないことから、虐待対応のための「見立て」から「援助」そして「ケースマネジメント」の力が弱い。また要保護児童対策地域協議会に参加していない施設・団体も少なくない。

すなわち、「健全育成・子育て支援系」の関係者は、虐待の未然防止はできるが、虐待に対応するための知識やスキルが弱い。

#### 5. 「要保護・要支援系」と「健全育成・子育て支援系」の間のクレバスを埋める

これまで述べてきた通り、虐待対応のための知識・スキルはあるが虐待の発生を未然防止しにくい「要保護・要支援系」の関係者と、虐待の発生を未然防止できる位置にいるものの、虐待対応のための知識・スキルが弱い「健全育成・子育て支援系」の関係者の間のクレバスを埋めることが今後の最大の課題ではなかろうか。クレバスを埋めることで、これまでの施策を「虐待対策」から、本来の意味での「虐待防止対策」に転換するのである。

ただ、この溝はそう容易に埋められるものではないことを肝に銘じることが必要である。松宮透高他(2013)の研究などにより、専門職間のアセスメントや支援に関する意識の差の大きさが鮮明になってきている。同じ「要保護・要支援系」の関係者間でも溝は大きいのである。「健全育成・子育て支援系」との間のクレバスは単なる溝ではない。両方の「系」は、アプローチ方法も異なる。「要保護・要支援系」は課題中心型で課題の解決・予防に力点が置かれるアプローチで、「健全育成・子育て支援系」は積極的にホリスティックなアプローチである。

先に述べたように、乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業など発生予防(一次予防)と早期発見・早期介入・重度化の予防(二次予防)は、一定程度効果が上がってきている可能性は高い。今後も2次予防を維持・強化するとともに、虐待防止の新しいフェーズとして、「要保護・要支援系」と「健全育成・子育て支援系」の協働による、虐待の発生自体の予防(一次予防)に取り組む段階を迎えていると言ってよいのではなかろうか。

実は、クレバスを埋める取り組みは徐々に始まっ

ている。学校や保育所が要保護児童対策地域協議会に積極的に参加するようになってきたこと、保育所での家族支援の重視や、地域子育て支援拠点での相談支援事業や家庭訪問型子育て支援（ホーム・スタート）など地域支援が強化されつつあること、障害児保育に関する巡回による助言（保育所等巡回相談事業）の実施、児童館のガイドラインに「問題の発生予防」と「早期発見」が明記されたことなどである。

これらに加えて、クレバスを埋めるためにはより積極的な関係者の協働が期待される。具体的な協働の方法としては下記とおりである。研修や会議で席を同じくし、コンサルテーションやリエゾン（協働）で知識・スキルの共有化を図り、人的交流も行うという提案である。

- ・多様な機関や専門職の相互・合同研修
- ・多様な機関や専門職の実務者会議の開催
- ・多様な機関や専門職の人事交流
- ・多様な機関や専門職のリエゾン（協働）
- ・「要保護・要支援系」関係者によるコンサルテーション
- ・「健全育成・子育て支援系」施設・団体にソーシャルワーカーの配置

## 6. 子ども子育て支援事業計画策定が試金石

最後に、クレバスを埋める取り組みの計画化について述べることにしたい。これまでの次世代育成支援地域行動計画は、「要保護・要支援系」と「健全育成・子育て支援系」の領域ごとに関連なく事業が計画化されていた嫌いがある。また、個別施策の充実や改廃についての目標は明示されているものの、施策の実施でどういうアウトカム（成果目標）を実現しようとしているのかがあまり明らかではなかったように思う。つまり、どんな社会を作ろうとしているのかが明確に共有されてきていなかった。

本来、こうした計画は行政課題を解決するための

プログラムの集合体としてのプロジェクトとして策定されなければならない。さまざまな施策が相互に関連し、シナジー効果を活用しながら総合的に虐待問題を緩和・解決していく中で、将来の社会像、家庭像、子ども像を描いていかななくてはならないということである。

現在策定中の子ども子育て支援事業計画を、虐待に関わる関係者がクレバスを超えて協働し合える総合的な地域養護プロジェクトとして策定することで、虐待の減少を確実に実現していけるものとして行かなければならない。

### 参考

- 総務省『児童虐待の防止等に関する政策評価書』2012年1月
- 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会『子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について 第9次報告』2013年7月
- 厚生労働省『「乳児家庭全戸訪問事業」及び「養育支援訪問事業」都道府県別実施状況』の平成19年4月1日現在分、20年4月1日分、21年4月1日分、22年7月1日分、22年7月1日分から作成
- 文部科学省『学校基本調査（平成24年度）』2012年12月
- 厚生労働省『平成23年社会福祉施設等調査』2012年10月
- 松宮透高/八重樫牧子『メンタルヘルス問題のある親による虐待事例に対する相談援助職の認識：児童福祉と精神保健福祉における差異を焦点として』社会福祉学 53(4)、123-136、2013-02-28
- 厚生労働省雇用検討児童家庭局長通知『児童館ガイドライン』2011年3月

### キーワード：発生予防（一次予防）

社会はこれまで、子ども虐待に対して取り組みを強化してきた。一定の効果は表れているものの、虐待の減少が目に見える形で実現しているとは言えない。虐待の減少に向けて最も重要な課題が発生予防（一次予防）である。つまり、問題が発生する前に的確に支援をすることで虐待を未然に防止し、地域での安定した家庭生活を継続していくことが何より大切なのである。

発生予防（一次予防）は、子育て支援や健全育成の関係者たちも、要保護児童や要支援児童の関係者たちも中心業務ではなかったため、これまであまり力を入れて来なかった。しかし、見方を変えると両方の領域の中間領域に属し協働が可能な領域とも言える。両方の領域から少しずつ手を出し合い虐待の発生を予防することが期待される。

第3部 / 子育ての明日をみつめて

# 先駆的事例に学ぶ 社会的養護のこれから



立正大学社会福祉学部 教授 おおたけ さとる 大竹 智

## はじめに

今から36年前(1978年)に放映されたNHK特集「警告 子どものからだは蝕まれている」は、各地から報告される子どもの身体の様々な異常は、現代文明の副作用が生物としての人間に現れる兆しとも考えられる、として番組が制作されたものである。この番組を制作した清川輝基は、子どもたちの発達環境である、自然(物理的)環境、社会環境(地域、家庭、家族、学校)、文化(メディア)環境の激変が、わが国の子どもの心身に多大な影響を及ぼしているとして、警告を発した。このように、わが国の「子育て」は36年前からすでに危機にさらされていたにもかかわらず、国や大人はその改善に積極的には取り組んでこなかったと言わざるを得ない。これはまさに子どもに対する「社会的ネグレクト」である。

一方、昔は「親はなくとも子は育つ」と言われていた。しかし、今では「親がいても子は育たない」と言われている。これらの背景には一体何があるのか、何を失ってきたのか。そして、子どもが育つには何が必要なのか、「昔」と「今」を通して考えてみたい。

また、地域の中に昔から行われてきた子ども主体の行事について、「子育て」の視点からその意義を考えてみたい。さらに、民俗の知恵とも言われている、実親に代わる仮親の意義について、現代の「子育て」の視点から考えてみたい。

## 1. 子育て支援の取り組み

### (1) 団体としての取り組み

#### — 財団法人「育てる会」の山村留学

山村留学とは、「子どもたちが1年という長期間にわたって親元を離れ、地元の学校に通いながら、さまざまな自然体験と農山漁村の暮らしを体験することが主たる目的であり、農山漁村の自然と暮らしを中心に据えた新しい教育的取り組み」をいう。

山村留学は、1968年に当時都内の公立小学校で教員をしていた青木孝安が、受験競争に加担している自分自身への反省と社会に翻弄されている子どもの育ちの現状から、子どもたちへの自然体験教育の必要性を痛感(子どもにとって“体験”こそが、その個性・特性を発露させるものである)したことから始まった。そして、青少年の自然活動を行うことに賛同した教師や父母とともに任意団体「育てる会」を設立した。1969年に育てる会は、自然活動の地を長野県八坂村(現・大町市)に求め、春・夏・冬の学校休業期間中を利用して4泊から10数泊(短期)自然体験活動を始めた。その後、保護者からの声により、1976年より長期(1年)の「山村留学」として始められた。また、この育てる会の考える「育てる」とは「子どもが自分のもって生まれた個性に目覚め、自信を持ち、それを喜々として自分の力で育てていくことである」としている。

育てる会の山村留学は、自然体験・労働体験・集

団生活体験を通して子どもの「生きる力」や自立心を育むことを大きなねらいとしている。そのため留学生(小・中学生)は、3つの場(センター、里親農家、学校)を体験(月の半分をセンターで集団生活、残りの半分を少人数に分かれて農家にホームステイ)している。また、学校へは片道4~5キロの山道を自然に触れながら徒歩で通い、休日には稲作などの農作業・山菜取り・キャンプ・登山・ヨット・スキーなどの自然体験活動を行っている。

この山村留学は、思春期を迎える子どもたちにとっては「合法的な家出」とも考えられ、その波及効果として親離れ子離れのきっかけとなり、親子関係にプラスの効果をもたらしている。

子どもたちは過剰な刺激のない自然環境の中で、ゆったりした時間を過ごすことで、本来の自分を取り戻し、また人間が本来持っていた五感が呼び覚まされるきっかけともなっている。このことを、青木は生物学者ヘッケルの提唱した「個体発生は系統発生を繰り返す」という理論を援用し、「個体発達は系統発達を繰り返す」として、「子どもたちが農山漁村での自然の情報や生活文化の中の自然に触れて、目を輝かし、活力を取り戻すというのは、彼らの中に、遠い祖先から歴史的に培われた自然体験の精神的遺伝因子が存在し、それが現実の自然体験によって目覚めさせられるからではないか」と指摘している。

## (2) 個人としての取り組み

— 森田真礼夫の

### 生活体験塾・農村留学「大地の学校」

「大地の学校」は、北海道在住の森田真礼夫夫妻が主宰し、1995年から始まった生活体験塾の実践である。これを始めた動機は、わが国の家庭教育の崩壊を憂いたからである。そのため、大地の学校では、人が大人になるに当たって必要なことの基本を、森田家の家庭生活と北海道の自然環境を通して学

ぶ、としている。

ここでは、森田家との私的契約により、通年(1年単位)で子ども(小・中・高校生)を預かり、大家族での共同生活を過ごししながら様々な野外活動を経験していく。また、生活全てを教育と位置づけ、毎日の森田家での暮らしの営みそのものが学校である、としている。

その内容は、①自立心・協調心、生きる力を育む大家族生活(家事のお手伝い、規則正しい生活など)、②動物の世話・畑仕事、生活としての自然体験(牛・馬・ヤギなどの動物の世話や畑仕事など、登校前に1時間程の役割がある)、③キャンプ・乗馬・スキー・スケート、野外活動としての自然体験(北海道での四季折々の遊び体験)、④子どもの体温が先生に伝わる、小規模校(小・中・高校)への通学である。

これらの生活を通して、子どもたちには自立心・協調心、生きる力が生まれ、また物理的に親と離れての森田家での生活は、これまでの親子関係を親子の両者が見つめ直すきっかけとなっている。まさに「他人の飯を食う」経験が子どもの育ちに大きく影響を与えている。

## (3) 地域の取り組み

— 熊谷市放課後子ども教室推進事業における合宿通学での「もらい湯」

合宿通学の趣旨は、子どもたちが親から離れて、異年齢での共同生活や地域での体験活動をしながら通学することにより、家庭の大切さや家族の役割を理解すること。そして、子ども同士のふれあいや大人とのコミュニケーションの中から人間関係を深めることにより「生きる力」を育むことである。この体験を通して、地域の人々とあいさつが交わせるようになり、また、子どもが自分の住む地域に誇りと愛着を持ち、地域の大人たちが連携・協力することにより、地域づくりに役立てたいというものである。

合宿通学は、全小学校29校の中で2つの小学校で取り組んでいる。活動内容は、地域や学生サポーター（地元にある大学の学生）などの協力を得て、子どもたちが家事・買い物・洗濯・掃除などを行い、地域の異年齢集団で共同生活（3泊4日～5泊6日、公民館などを活用）を体験するものである。この合宿通学ではお互いの協力・助け合いを通して仲間意識が深められている。

また、その中の1校では、地域のお宅のお風呂を借りる「もらい湯」を実施している。4～5人の子どもたちが1グループとなり、民家を訪れ入浴させてもらうというもので、およそ1時間程度の入浴であるが、入浴後に飲み物や茶菓子の接待を受け、オジサンとオバサンとの談笑に子どもたちは地域の人々とのつながりを感じている。

#### (4) 地域の伝統行事

- 島根県の「精霊船」、
- 富山県の「地蔵祭り」、
- 三重県の「上げ馬神事」

「精霊船」（シャアラ船）は、島根県隠岐西ノ島の地域に残る行事で、お盆に地域のご先祖様を送る船（シャアラ船）を中学生男子が長老の指導のもと、夏休み中にドラム缶と藁で作り上げる。また、送り盆の当日に、各家庭を回りご先祖様を託されてくるのだが、その時にご先祖様に対する家族の思いを聴き、託された重みを感じつつ家族から感謝の言葉を受ける。そして、港で地域の人びとが見守る中、託されたご先祖様を中学生がシャアラ船に乗せ、沖に流すのである。

お地蔵様は子どもの守り神とされ、「地蔵祭り」は全国各地で子どもが主役の行事として主に8月に行われている。その中でも、富山県内のある地域では、小学生が地域に点在するお地蔵様を集会所に集め、子どもたちだけで一晩お守りするという行事である。集会所での生活は、小学6年生を頭とし、食

事の準備もすべて子どもたちだけで行う。夜には、地域の人びとがお地蔵様をお参りに集会所を訪れ、お地蔵様を守ってくれている子どもたちに感謝や称讃の言葉を伝えていくものである。

「上げ馬神事」は、三重県桑名市で5月に行われる多度祭での行事である。これは、地域の中で選ばれた高校生の騎乗した馬が、石段横2m余りの絶壁を駆け上がり、その具合でその年の豊凶を占う祭りである。高校生は乗馬経験がないため、青年団（先輩）から厳しい指導を受け、地域の人びとが見守る中、行われるものである。高校生は選ばれた誇りと地域の人々の期待を背負い、厳しい練習に耐え、その成果として人馬一体となり、石段を駆け上がっていく。

#### (5) 大学の取り組み

- 東京理科大学基礎工学部長万部キャンパスでの1年次全寮制

今からおよそ30年前、東京理科大学では、企業が求める人材としてコミュニケーション能力のある学生が求められていることを知った。そこで、求められる人材を養成するためには何が必要なのか考えた。当時の理事長は、旧制大学の学生寮での生活がコミュニケーション能力を培っていたのではないかと考え、1987年に基礎工学部を開設するにあたり、北海道長万部キャンパスにおける全人教養教育の理念を掲げ、1年次の全寮制のシステムを取り入れた。寮生たちは、学科の枠を超えて4人一部屋の共同生活を送ると同時に、四季折々の大自然の中で地域住民と各種イベントを通じて積極的に交流を図っている。そして、幅広い視野と柔軟な発想力、豊かな人間性の醸成を目指したこの取り組みは、確かな成果を収めている。

## 2. 子育て支援の取り組み

### — 民俗の知恵「親子成り」(カリオヤ)と アロマザリング/アザリング/ コミュニティ・ペアレント(地域親)

「親子成り」とは、親子関係にない者が一定の手続きを経て、親子関係に類似した関係をとり結ぶことをいい、親子成りによって成立する関係を「カリオヤ」(仮親)と呼ぶ。「親子成り」(カリオヤ)は法的な親子関係ではないため、養子縁組による親子関係とは社会的意義が異なるものである。

これらは、人間の出生から死までに直面する課題を、すべて家や村で処理しなければならなかった時代の生活の中から編み出された工夫である。それは、子どもが一人前になるまで、見守ってくれる多くの大人を地域の中に作っておくというものである。当時は貧しく、父母ともに働かなければ生活できない状況であり、子育てに専念できる環境ではなかった。また、十分な医療もなく平均寿命も短い時代において、実親の亡き後、親代わりとなる仮親のサポートが必要不可欠であった。これはまさに、人間が生きていく上での民俗の知恵であったといえる。

仮親の存在は、大きくは出産時、成育時、成人時の三期に区分でき、通過儀礼の諸段階に行われるものであった。この擬制的な親子関係は妊娠中から幼年期までにとくに多く、日本の社会の一つの特色でもあったといわれている。たとえば、女性が妊娠5か月の帯祝に帯をつけてくれる親のことを「帯親」(一説には、子どもの3歳のお祝いに帯をくれる親のこと)。出産の時には生まれる時に取り上げてくれる「取り上げ親」。生まれた子どもの臍の緒を切ってくれる「フスツギ親」。生後始めて乳を付けてくれる「チオヤ」「乳つけ親」。名前をつける「名付け親」。厄年に生まれた子は親子の相性が合わないと育たないということから、恐れて別の親を立てる「モチオヤ」。また子どもが病弱で成長が危ぶまれたり、親が厄年の時の子は忌む風習があり、いっ

たん棄てて予め頼んでおいた人に拾ってもらい、生まれかわったものとする「拾い親」。子守りをする女の子と子どもの間に成立する関係を「守親」。さらに、子どもが少年期に入り、男の子が7歳位になった時にフンドシを送る「フンドシ親」。女の子では7歳頃にユモジ(腰巻き)をくれる「ユモジ親」。女子の成年の時にたてる「カネツケ親」。男子の15歳の時の「エボシ親」。一人前になってからは、結婚の時の「仲人親」。新しい村入りする時の「ワラジ親」や「寄り親」。仕事上の「職親」や「里親」なども実親の代わりとして存在している。

このような母親以外による子育てを「アロマザリング」(allomothering)と称し、研究が行われている。その中でも、ヒトの発達において、子どもは母子関係だけではなく、母親以外の人との繋がりの中で育つという点が注目されている。また、アロマザリングは母親にとっても、母親の育児負担が軽減され、育児の社会資源(フォーマル、インフォーマル)を母親自身に投資することが可能になるという。そして、子どもの育つ場を「複数の集団成員による重層的育児ネットワーク」と考え、母親はその中核を担う一人ではあるが、あくまでもその入れ子的ネットワークの一員であると指摘している。

一方、浜崎幸夫は1995年に「他人業(othering)」という言葉で、子どもの周囲に存在する親しい他人による子育てのことを表した。そして、子育てに関わる重要な人間関係には、血縁関係に基づくマザリング(母親業、mothering)とファザリング(fathering、父親業)、そして血縁と関係なく他人との間に成立するアザリング(他人業、othering)があるとした。アザリングの中で重要なものは、仲間関係、近隣のオジサン、オバサンとの関係であるという。

## 3. 子どもの育ちに必要なこと

子ども(人間)が持つ感覚で最も必要なものとして、「自己有用感」「自己肯定感」があげられる。

これらの感覚を持つためには、子どもが生活の中で、人の役に立つ体験、褒められる体験、感謝される体験、認められる体験、頼られる体験、必要とされる体験などが必要である。

また、子どもが「生きる力」（生きる意志、意欲、主体性、創造力、計画力、自己抑制力、道徳規範の意識など）を獲得するためには、澤口俊之によると、「多様な社会関係に身をおき、多様な社会的体験をするための機会を与えること」であり、それは子どもを地域社会の中で、また仲間集団の中で「遊ばせること」であるという。また、神谷明宏は「遊びの質の大切さ」を指摘し、「異なる学校の、異なる学年の友達による、行動パターンも考え方も違う異年齢集団の中での、人間関係の体験こそが重要である」と言っている。

一方、子どもは通常、成長過程の中で現実とぶつかり合いながら、徐々に「自己愛」と「全能感」・「万能感」との折り合いをつけていく。それは、自然相手の体験…たとえば、筆者の体験から引用すれば、沖縄県の離島で台風接近に備えて雨戸が飛ばされぬよう作業していた島民は、「大変ですね」という声かけにこう答えた。「台風にはかなわない、こんなときは泡盛でも飲んで台風の過ぎるのを待つだけだ」と。北海道でも子どもたちが冬に「この寒さを何とかしろ！」と暴れても、外気温を変えることなどできない…そんな自然相手の体験を通して、また、仲間との関わりを通して、世の中には自分（人間）の力ではどうすることもできないことがあり、時にはそれを受け入れなければならない、という感覚を身に付けていくものである。

このような意味でも、山村留学や農村留学、合宿通学や共同生活など、自然の中での生活体験や集団生活体験、群れ遊びの体験、子どもを主体とした伝統行事の中には、子どもの育ち（人格形成）に必要なことが自然と含まれていたと再認識させられる。

## おわりに

子どもは未来の社会を担うと言われるが、「今」を生きている。そして、私たちの成長は、「過去」があって「今」があり、そして「未来」につながる。

子どもの世界に、遊ぶ空間、仲間、時間の「三間」が失われてきていると言われて久しい。この当時に「子ども」であった人たちが、「今」親となっている。「今」こそ、私たち大人が子どもの現状を認識し、身近な地域社会の中で、改めてそれぞれが出来ることを探し、実行することが求められている。「社会的ネグレクト」の状態は許されない。子どもたち一人ひとりの心の中に、「地域親」の存在がいることが「今」求められている。そして、大人には「地域親」になろうとする志と覚悟があるかどうか、「今」問われている。

## 参考文献

- 柳田國夫 1990年『柳田國夫全集12』ちくま文庫
- 青木孝安 1999年『子どもの人生と自然体験』（財）育てる会
- 浜崎幸夫 2001年『縁側の子育て』ブレーン出版
- 清川輝基 2003年『人間になれない子どもたち』樫出版社
- 拙著 2005年「山村留学のあり方に関する一考察」立正大学社会福祉研究所年報
- 森田真礼夫、森田久美 2006年『大地の学校』扶桑社
- 根ヶ山光一、柏木恵子編 2010年『ヒトの子育ての進化と文化』有斐閣
- 根ヶ山光一 2010年『アロマザリングの島の子どもたち』新曜社
- 「大地の学校」<http://www.netbeet.ne.jp/~daichi/> 2013.12.10

## キーワード：コミュニティ・ペアレント（地域親）

亀山佳明によれば、コミュニティ・ペアレント（地域親）とは「子どもの成長過程で頼りになるのは、親や先生のみならず、地域のコミュニティにおいて必要な時に助言や励ましをくれ、子どもの発達のよりどころとなる存在のことをいう」としている。また教育学では、自分の親のように頼れる、または自分の親以上に頼もしい憧れる大人のことを、「コミュニティ・ペアレント」（地域親）と呼んでいる。

第3部／子育ての明日をみつめて

# 赤ちゃんとの 継続的交流体験学習 ——情動知能・養護性を育むために



兵庫教育大学大学院 教授、研究主幹 まつむらきょうこ  
附属小学校 元校長 **松村京子**

## 1. はじめに

近年、ますます深刻な問題となっているのが子ども虐待である。子どもが死に至るケースも少なくない。相談件数だけでなく、実際の検挙件数、被害児童数、死亡児童数も多く、深刻な状況が続いている。さらに、法務省(加藤他, 2001)や日弁連の調査(2002)では、幼少期の虐待経験と少年犯罪との関連性が指摘されており、国立教育政策研究所が行った調査(2002)においても、「キレた」子どもの成育歴として「家庭での不適切な養育態度」が最も多くあげられている。これらの結果は、子ども虐待が後の子どもの行動に悪影響を及ぼすことを示唆している。また、虐待親は自身が被虐待児であることが多いことも知られている。彼らは適切な養育を受けた経験が乏しく、虐待親に育てられたように自分自身の子どもを育てるようになると考えられる。

親から子への虐待の連鎖を断ち切り、適切に子どもとかかわることができる親・おとなを育てる必要がある。親としての子どもの健全な発達を促すことができる能力として、小嶋(1989; 2001)やForgel & Melson(1986)が提唱する養護性(ナーチュランス)が重要である。養護性は「相手の健全な発達を促進するための共感性と技能」とされる。そして、その対象は、子どもだけではなく、障害をもつ人や老人、さらには一時的にその有能性を失った状態にある人びと(たとえば、疲れているおとな、落胆し

て元気を失った人など)や、動植物も含まれている。

また同時に、相手や自分の情動に気づき、自分の情動をコントロールして、表出する能力である情動知能も不可欠である。親にこのような情動知能と養護性が形成されていれば、子ども虐待は発生しない。これらの能力は親として必要な能力というだけではなく、人とかかわり、社会で生きていくための基盤となるものでもある。

筆者らは、子どもたちに情動知能と養護性を身につけてもらうことを目標として、平成14年から6年間にわたって、文部科学省の研究指定を受け、小学校における特設教科「人間発達科」の教育実践研究を行った(笹口・寺倉・松村, 2003; 松村, 2006; 松村, 2008)。本稿では、特に養護性の育成に関連する4年生の「乳児との継続的交流学習」を中心に、「人間発達科」の概要を紹介したい。

## 2. 「人間発達科」学習プログラム

### (1) 子どもの情動知能・養護性の育成

兵庫教育大学附属小学校では、平成14年～19年の6年間、文部科学省開発学校の指定を受け、「異年齢の人々との交流や観察を通して、人間の成長・発達に関する現象やその背景にある養護的なかかわりに気づき、理解を深めるようにするとともに、人とかかわる楽しさを味わわせ、内省性・社会性・養護性を育む」ことを目標とした特設教

### 〈表1〉「人間発達科」の学習のねらい

- ①児童が人間の成長・発達について興味・関心をもつ。
- ②児童が自分自身の成長・発達に気付き、その育成環境についても理解を深める。
- ③児童が様々な人とかかわる楽しさを知る。
- ④児童が様々な人とかかわり、相手の感情を読み取ったり、自分の感情を表出したり、コントロールすることができる。
- ⑤児童が発達上の特徴を踏まえて、異なる年齢の人と適切に関わることができる。

### 〈表2〉各学年の学習テーマ

- 1年生：「分身くん」で1年生の自分を見てみよう
- 2年生：「自分のいのちのはじまり」を知ろう
- 3年生：成長・発達くらべをしよう
- 4年生：「赤ちゃん会」を開こう
- 5年生：感情のひみつを探ろう
- 6年生：思考の発達を探ろう

### 〈表3〉最適な学習環境としての小学校

- ①発達期の自分や他者から発達について気づくことができる環境
- ②養護される立場から養護する立場への転換を経験できる環境
- ③校内での日常的な異年齢間交流が可能な環境

科「人間発達科」を設置した。各学年の授業時間数は年間35時間(週1時間)である。内省性・社会性とは、多重知能(Multiple Intelligences)理論を展開しているGardner(1993/松村, 2001)が提唱するIntra-personal intelligenceとInter-personal intelligenceのことで、Salovey & Mayer(1990)の情動知能(Emotional Intelligence)に当たる。

人間発達科では、低・中学年に身体の成長や運動機能、言葉の発達など具体的で捉えやすい発達項目を、高学年に情動・社会性、認知・思考といった抽象的な心理的発達を学習内容として設定した。表1に具体的な学習のねらいを、表2に各学年の学習テーマを示す。

#### (2) 小学校における学習の適時性(表3)

小学校6年間において、子どもたちは著しく成長、発達する。また、小学校内では1年生から6年生までの様々な年齢の子どもたちが学習活動を共に行う。したがって、小学校は、「人間発達科」を学習するのに次の点において、最適な環境といえる。

- ①発達期の自分や他者から発達について気づくことができる環境

小学校の1年生から6年生までの6年間は、発達が著しい時期である。身体の成長だけでなく、運動機能、言語、情動、社会性、認知・思考といった様々な面で発達する。そういう時期に自分自

身を見つめ、周りの子どもたちを観察したり、かかわったりすることは、人間の成長・発達についての理解を深めることにつながる。

- ②養護される立場から養護する立場への転換を経験できる環境

小学校での6年間で、子どもの立場は、養護される立場から養護する立場に転換する。小学1年生は「養護される」立場にあるが、学年が上がるにしたがって「養護する」立場に変わっていく。そのとき、養護され、大切にされた経験があれば、自分が養護する立場になったときに低学年の子どもたちに対して優しく接することができるようになる。低学年の子どもたちは、優しくしてもらったことやそのときの心地良さを自分自身の心の中に蓄えて、高学年の子どもをモデルとして育てていく。そして、かつて低学年だった子どもが高学年になった時に、その子は、低学年児童がどんなかかわりをしてもらったら嬉しいのかわかっている、適切にかかわることができるようになっていく。

③校内での日常的な異年齢間交流が可能な環境

1年生から6年生までが在籍しているので、いつでも自然な形で異年齢間の交流ができる。そのような毎日繰り返される交流体験が子どもの情動知能や養護性を育み、定着させていく。

(3) 「人間発達科」の学習方法の特徴 (表4)

「人間発達科」の学習では、自分自身や他の子どもの様子を直接、あるいはビデオ視聴など間接的に観察することによって人間の発達について理解させる学習を進める(モニタリング)。

人間の発達を漠然と眺めるのではなく、自分と異年齢の他者がどのように違うのか、運動機能、言語、情動・社会性、認知・思考の各観点で見ることによって、発達についてより深く理解させることができる。そして、児童が年少者と自分を比較することによって自分が発達してきたことに気づく。これは、児童の自己効力感や自尊感情を高め、学習意欲の向上にもつながると考えられる。

上で述べたモニタリングと合わせて、他者から学ぶこと(モデリング)は、他者とかかわる技能を身につける上で欠かせない。それは、他者が行った行動を観察して、それがどのような結果をもたらすのかを学んだり、よい結果をもたらした行動をまねたりすることである。また、「相手はどう感じるのか」、「どうしたら相手に分かってもらえるのか」といった、相手を基準とした考え方を身につけることは情動知能を高めることにつながる。そのためにも、「他者から学ぶ」ことが重要となる。特に、高学年児童は低学年児童のモデルとなって、その自覚と同時に頼られる嬉しさを実感することができる。このことにより低学年児童への配慮が行き届き、養護性が増す。一方、低学年児童は高学年児童の優しさに接し、憧れとともに他者への接し方を学ぶ。

「人間発達科」では、様々な人とかかわりを体験することによって、人間発達に関する科学的知識

〈表4〉学習方法の特徴

- ①自分自身を見つめ他者を観察する(モニタリング)
- ②他者から学ぶ(モデリング)
- ③実験・体験によって学ぶ(体験)
- ④学びを生活に活かす(スキルの定着)

を習得するとともに、かかわり合う楽しさを感じたり、技能を高めたりすることができる。また、低学年時に高学年の児童から優しくされ、養護された経験を持った児童は、高学年になり養護する立場に立ったときに低学年に対してやさしくかかわることができる。そしてそのような学習は同時に、低学年から高学年の子どもたちすべてが、自分たちは、大切にされる存在であり、また、他者のために貢献できる存在であるということを知るによって、自尊感情が育ち、他者とかかわる能力が育まれる。

さらに、幼児に対するピアジェの保存の実験や心の理論のサリー・アン課題などの心理実験を通して発達の違いや心のあり方を学ぶことは、児童に心の発達についての実感をもたせることにつながる。

最後に、人間発達科で学習したことを日常生活の中で活かすことは、身につけたスキルをより確かなものへと深める(スキルの定着)。日常生活においては、子どもたちが学校で体験した人との交流以外にも、様々な人とかかわりがある。そのような場面において、子どもたちが学校で身につけた情動知能を発揮し、その能力をより一層高めることが期待できる。このようにスキルの獲得・定着までを視野に入れた学習指導が重要である。

3. 「人間発達科」4年生の「赤ちゃんとの継続的交流学習」

(1) 学習のねらいと内容

この実践では、「0歳児の1年間」に焦点を当てて、



〈写真1〉赤ちゃんとの交流学习



〈写真2〉乳児が愛おしくてたまらない4年生児童

年間を通して、乳児およびその親との交流を行う。生後1年間の乳児の変化は人間の一生の中で最も著しい。そのような0歳児とかかわることにより、人間の成長・発達を実感することを学習のねらいとしている。学習が進み、乳児との交流を重ねるにつれて、乳児を愛おしく思う気持ちが芽生えてくる。そのような特別な感情体験も重要である。

具体的な学習内容は次の通りである。

- ①1年間を通して乳児及びその親と定期的な交流をもつ。事前の調べ学習や交流時の直接観察、また交流後のまとめなどを通して乳児の成長・発達に関する知識を得るとともに、発達上の特徴を実感としてつかむ。
- ②乳児の親から乳児期の生活について話を聞き、乳児の養育について知る。
- ③乳児と親のかかわり方を観察することによって、乳児とのかかわり方がわかる。
- ④言葉を使わない乳児とのコミュニケーションや乳児の欲求を満たす方法について考える。

## (2) 学習のポイント

### ①乳児の発達を観察する。(写真1)

子どもたちは、生活経験の違いから、乳児に関する知識の差は大きい。しかし、定期的に一人の乳児を観察することにより、客観的に乳児の成

長・発達を理解することができる。また、乳児の親と交流を持つことにより、乳児の日常生活を知ることができる。同時に家族の乳児に対する愛情や世話・苦労についての理解を深めることもできる。

最初の学習で、「〇ヶ月の赤ちゃんはどのような様子だろう？自分の時はどうだったかな？」と乳児についての「調べ学習」を行う。家族に尋ねたり、本やインターネットを使い自分で調べたりする活動である。次に、実際に赤ちゃんを観察したり、赤ちゃんの親と交流したりする。調べ学習を行っているので、自分の課題を解決するため意欲的に取り組むことができる。最後に交流のまとめを行う。そこで、実際に観察したことを子どもたちの間で意見交換し、客観的に見つめることにより、確かな知識となる。

また、観察の観点として、「情動」「言葉」「運動・行動」「身体」「かかわり」といったカテゴリーで分類しながらまとめていく。そのことは、人間はいろいろな面で成長・発達し、それらは相互にかかわりあっているということを押さえることもできる。

### ②乳児の成長・発達を願う気持ちを持つ。(写真2)

同じ乳児を継続的にみていくことにより、子どもは成長・発達の速さの驚きと期待をもつ。また、



〈写真3〉1年生の教室で給食の手伝いをする6年生児童



〈写真4〉1年生と6年生の仲よし遠足

乳児に会うたびに愛情が増し、「愛おしい」といった特別な心の体験ができる。相手の成長・発達を願うことは養護性の発達につながるようになる。

③乳児の要求を読み取り、適切な行動を行う。

言葉を話せない乳児とかかわるためには、まず、乳児の要求をどのようにして理解するのかを考えなければならない。このことは、今後自分がかかわる人の気持ちを理解しようと努力することにつながる。

これまで、子どもたちは、自分と同年代・近い年代の人とのかかわりが主であった。自分の要求を言葉で表すことができない相手とのかかわりはほとんど未経験である。また、今まで養護されてきた立場の子どもたちにとっては、自分の要求は理解されると考えている。しかし、乳児は自分たちのことを理解してくれないので、乳児に歩み寄る姿勢が必要となる。そこで、この乳児とふれあう活動は、表情や行動から相手の気持ちを読み取り、相手を思いやり、相手に合わせた行動を行わなくてはならない。これは情動知能と養護性の発達につながる。

また、赤ちゃんともふれあうことは、赤ちゃんを観察する際、「情動」や「言葉」の発達にも目を向けることになる。このような赤ちゃんの要求を読み取る活動をすることによって、5年生の「感

情の学習」における、感情の表出や読み取りの理解へと無理なくつなげることができる。

④自分の成長をふりかえり、親の気持ちに気づく。

学んだことをまとめ、自分をふり返らせる活動は、今後自分が活用できる力を自覚するのに有効である。ここでは、学んだことをまとめる活動として、乳児の成長・発達を時系列で整理する。また、自分の赤ちゃんの頃の様子を家族へインタビューしたり、資料を集めたりすることによって、自分の成長・発達に気づくことができる。さらに、自分の資料をもとに、クラス全体で交流することにより、みんなもほぼ同じように成長・発達していることに気づく。これは、乳児の成長・発達を一般化し、人間の成長・発達を客観的に理解することにつなげていくことになる。

さらに家族へのインタビューを通して、家族の自分に対する期待や思いにふれることができる。このことによって、家族と自分自身とのつながりの深さを実感することができるであろう。

小嶋(2001)は、ナーチュランス(養護性)の形成は、きょうだいや年下の子どもを含んだ人びととの相互作用や、動物との遊び・世話の経験内容が関与するのではないかと述べている。そして、人に直接世話してもらった経験や、人が他の対象を世話するのを観察することが基礎となって、幼児は人形・ぬい

ぐるみ、きょうだい・仲間、動物などとの間でナーチュランスを含んだ相互作用を再現する。そのときの子どもには、「世話してくれるモデル」の表象を自分の中に認めるとともに、相手の中に「世話される自分」の姿を重ね合わせるという、主体の立場と対象の立場の共存または交代が起こっていると思える。その経験を通して、子どもはナーチュランス役割を自己の内面に形成していくのではないか。その意味で、ナーチュアされる経験と並んで、ナーチュアする経験が重要な位置を占めるといえる(小嶋、2001)。

筆者たちの「人間発達科」学習プログラムは、小嶋(1989; 2001)が提唱する養護性の育成を意図したものである。実際に、高学年児童から大切に養護されて成長し、6年生になった子どもたちには、1年生と自主的に、適切にかかわる養護性が見られた(写真3、4)。また、小学4年生が1年を通して乳児およびその親と定期的に交流を行った結果、児童は学習を楽しみと感じ、乳児の成長・発達の理解が増し、興味・関心を高めることができていた(笹口・松村・寺倉、2003)。このように、乳児への養護的行動や相手の立場になって考える視点が見られるようになり、養護性が育っていることが示唆されている。

本研究では、「人間発達科」を特設教科として実施したが、今後は、これを学校教育や社会教育の中で実施可能なプログラムに変えていくことが必要である。そして、できるだけ多くの子どもたちが学習でき、情動知能と養護性が育成されていくこと、さらには、子ども虐待が少しでも減少することを期待したい。

#### 引用文献

- Forgel, A., & Melson, G.F. (1986) *Origins of Nurture*. New Jersey:Lawrence Erlbaum Associates.
- Gardner, H. (1993) *Multiple intelligences :The theory in practice*. New York:Basic Books. ハワード・ガードナー著、松村暢隆訳(2001)『MI:個性を生かす多重知能の理論』新曜社
- 加藤正樹, 板垣嗣廣, 小柳浩子, 古田薫, 松田美智子, 横地環, 栗栖素子, 吉田里日, 岡田和也(2001) 児童虐待に関する研究, 法務総合研究所研究部報告第11号
- 国立教育政策研究所(2002)「キレル」子どもの成育歴に関する研究
- 小嶋秀夫(1989) 乳幼児の社会的世界, 有斐閣
- 小嶋秀夫(2001) 心の育ちと文化, 有斐閣
- 日本弁護士連合(2002) 検証少年犯罪, 日本評論社
- 松村京子編著(2006) 情動知能を育む教育—「人間発達科」の試み—(ナカニシヤ出版)
- 松村京子編著(2008) 子どもを伸ばす情動知能の育成(明治図書)
- Salovey, P., & Mayer, J. D. (1990) *Emotional intelligence. Imagination, Cognition, and Personality*, 9, 185-211.
- 笹口浩子, 松村京子, 寺倉邦明(2003) 小学校「人間発達科」の学習プログラムの開発とその評価に関する研究—「毎月赤ちゃん会」の学習で4年生は何を学んだのか?—日本発達心理学会第14回大会発表論文集, 76.

#### キーワード：養護性

(ナーチュランス：nurture)

養護性とは、「相手の健全な発達を促進するための共感性と技能」で、その対象は子どもだけではなく、障害をもつ人や老人、さらには一時的にその有能性を失った状態にある人びと(たとえば疲れているおとな、落胆して元気を失った人など)や動植物も含まれる(小嶋、1989; 2001、Forgel & Melson、1986)。



第3部 / 子育ての明日をみつめて

# 妊娠期から就学前の 子ども家族と予防的支援 — フィンランドの「ネウボラ」を中心に



たかし むつこ  
高橋睦子

吉備国際大学大学院 社会福祉学研究科長・教授

## はじめに

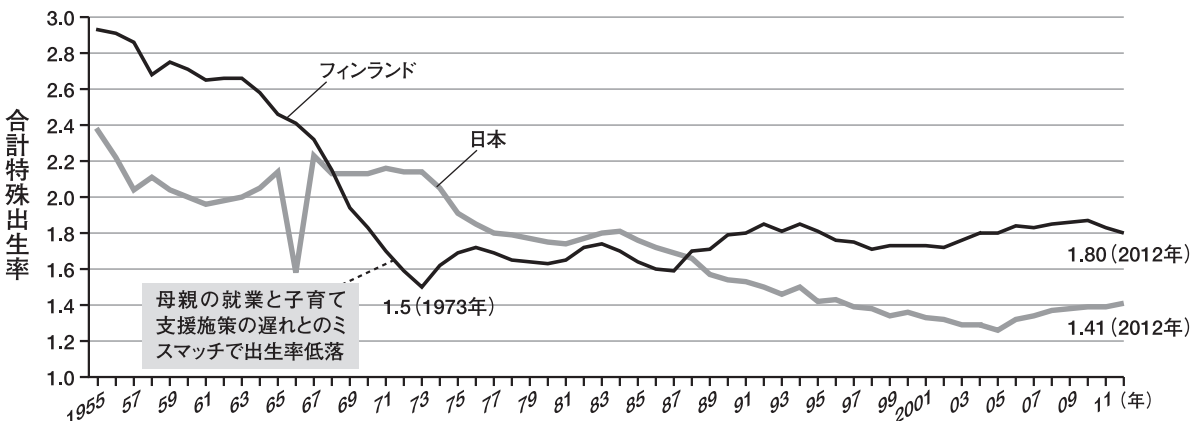
日本もフィンランドも、乳児死亡率の低さでは世界トップクラスの水準にあり\*1、30歳代になってからの出産が増えている晩産化も共通している。一方、日本では生まれてくる子どもの総数が減少し少子化に十分歯止めがかかっていないが、フィンランドではそうした懸念はない(図1参照)。フィンランドは総人口5,426,674人(2012年末)、若年人口も含め全体として漸増が続いている。子育て支援は、人口の増減に関する人口政策的な課題に留まらない。現在の子どもたち、とくに幼子たちの発達と成長は、近未来の大人市民が心身ともに健康であるかどうかを大きく左右する。したがって、子育ての「質」が、子育て支援の中核に位置付けられなければならない。

虐待や格差社会での子どもの貧困は、世代間連鎖をとめない「子育ての明日」に影を落としかねない根深い問題群であり、ここに予防的支援の意義がある。本論では、妊娠期からの子育て支援のありかたについて、フィンランドの「ネウボラ」制度の形成と展開を中心に検討する。子どもや子ども家族を大切にするためには何が必要であるのか、どのような支援が予防的でありうるのか、ネウボラ制度が示唆することをもとに考えていきたい。

## フィンランドの子育て支援の仕組み

フィンランドの子育て支援は、子ども家族への多岐にわたる包括的なサポートの仕組みである。妊娠・出産(周産期)・幼児期への重点的な支援サービ

〈図1〉合計特殊出生率の推移(日本とフィンランド、1955~2012年)



スや社会保障とともに、無償の学校教育制度、公園や図書館などの文化的な環境の整備、子ども家族に優しい公共の交通網・都市計画に至るまで、さまざまな要素が網羅されている。子育て支援の制度的な特徴は、基礎部分が広く一般市民に共有される「普遍性」である(図2参照)。

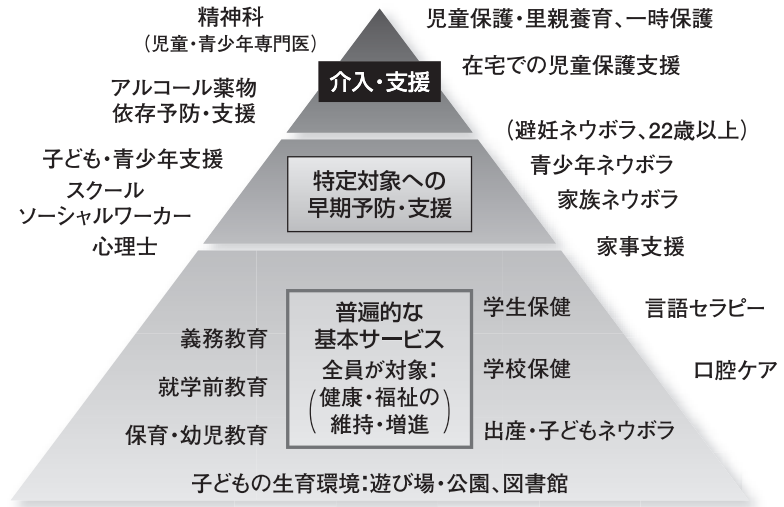
出産・子どもネウボラは、子ども家族の状態を身近に的確にモニターし、問題やリスクの早期発見・早期支援を把握するチェック・ポイントである。全体の7割はごく普通

に大きな問題なく暮らしており、非常に重篤または緊急の介入援助の対象(図の最上部)は全体の1割未満、残りの2割前後(図の中間部分)は定期的・継続的な支援を必要とするグレーゾーン層である<sup>\*2</sup>。基礎部分で、虐待や産後うつなどの問題の大半が予防的支援につながる。

## ネウボラ

ネウボラ(neuvola)という言葉は、アドバイス(neuvo)の場所という意味である。ネウボラを中心とする出産・子育て支援は、妊娠期から就学前の期間を手厚くサポートするために、長年にわたり工夫が重ねられてきた。妊娠中から乳幼児期・就学前の子どもたちが安定的な発達を享受できるかどうかは、思春期以降から成人期の心身の健康に大きな影響を及ぼすという認識が、政策・意思決定のレベルで共有されている。これまでの調査研究の蓄積から、義務教育以降10代に問題が顕在化してからの事後の対応・支援の困難さや社会コストが明らかになっている。早期の予防・支援、つまり、妊娠期から就

〈図2〉フィンランドの子ども家族・青少年支援サービス概要



出所: Kalmari, Hanne (2013) Lasten ja perheiden terveys- ja hyvinvointipalvelut Suomessa (ヘルシンキ市保健福祉部、プレゼンテーション資料)、および Sannisto, Tuire (2013) Lasten ja nuorten terveyspalvelut (タンペレ市青少年保健福祉部資料スライド)に筆者が加筆・作成。

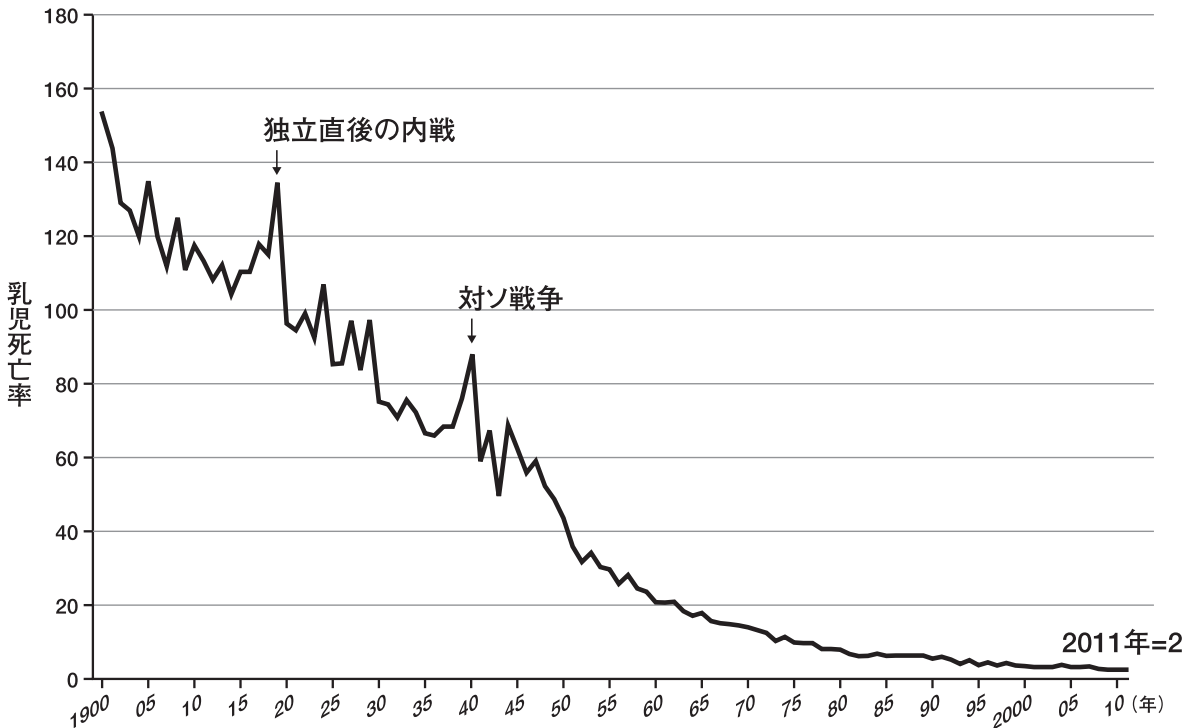
学前での子どもとその家族への重点的なサポートの意義が、科学的なエビデンスをもって根拠付けられている<sup>\*3</sup>。以下では、約1世紀近いネウボラの形成と発展の過程を概観し、今日の方向性と課題について検討する。

### (1) ネウボラの萌芽

フィンランドのネウボラは一夜にしてできたものではない。むしろ、看過し難い悲惨な状況への民間団体の取り組みから出発した。およそ1世紀前のフィンランドはヨーロッパ北端の貧しい農業国であり、福祉国家もなく、生活困窮者への救済は主に教会を中心とする慈善活動であった。20世紀初頭までのフィンランドの社会史を振り返れば、凶作による飢餓、農村部から都市部への人口移動にともなう経済的・社会的格差の拡大(貧困問題)など、子どもは脅威にさらされがちであった。ロシアからの独立(1917年)直後には内戦(1918年)が勃発し、乳児死亡率や周産期死亡率は急速に悪化した(図3)。

こうした危機的な状況下で、中央政府は児童保護審議会での法制を検討し、児童保護の理念には一定

〈図3〉 乳児死亡率の推移 (フィンランド、1900～2011年)



出所: <http://www.findikaattori.fi/fi/45> (Statistics Finland)

の理解が得られていた。しかし、中央政府や市町村自治体の財政負担増についての懸念や反対の声も強く、1920年代初頭のフィンランド議会では児童保護法案は実現には至らなかった。1920年代のフィンランドは総人口が約300万人、この3分の1にあたる約100万人が15歳未満人口であったが、この年少者たちは少なからず生活困窮にさらされていた。

この時期、労働者階級や低所得層の女性たちには妊婦健診が定着しておらず、妊娠期、周産期や乳幼児期の母子の健康リスク(衛生、栄養、生活習慣等)はほとんど放置されていた。これがネウボラ萌芽初期の社会情勢であり、政府レベルの対応が進まない中、母子支援は、医師や保健師・看護師らを中心とする民間の取り組みから始まった。当時の喫緊の課題の一つは、妊娠の初期から分娩までの期間、妊婦を全員、定期健診に繋げることであった。

小児科医アルヴォ・ユルッポ (Arvo Ylppö, 1887-1992)<sup>\*4</sup>らは、母子支援活動のための民間団体マンネル Heim 児童保護連合<sup>\*5</sup> (以下、MLLと記載)の創設(1922年)に尽力した。MLLの組織と母子支援事業の方向性についてのユルッポの信念は1919年に手記の中に読みとることができる。

「幼子の世話をするすべての母親たち、貧しい母親にも裕福な母親にもあまねく、直接のアドバイスを得る機会、さらに必要な時には直接の援助が得られる機会を提供するために、一つにまとまった中央組織を作らなければならない」<sup>\*6</sup>

個別の家族の経済状況によって支援対象を選別することを優先させるのではなく、むしろ、すべての母子および家族を包み込む形での子ども家族支援という理念は、今日のフィンランドでの子ども・家族支援関連の社会サービスと社会保障の基盤として引

継がれている。

MLLは首都圏にとどまらず国内各地に支部を設立し、母子保健・児童保護活動の全国ネットワークを形成していった。MLLは、妊婦検診の受診を条件として、育児パッケージ(乳児の衣類やケア用品の詰め合わせ)を無料頒布する仕組みを考案した。育児パッケージ(äitiyspakkaus)とは直訳すれば母性パッケージという意味であり、1937年に法制化された母親手当(äitiysavustus)の現物支給の選択肢として定着している。

このMLLの考案したパッケージには大きなインパクトがあり、妊婦健診の受診率が改善された成果が認識され、母親手当の制度化へと展開した。当初あった所得制限は1949年に撤廃され、生まれてくる子ども全員への、社会からの分け隔てない祝福と歓迎のシンボルである。現在では、妊娠が154日以上継続し、妊娠4カ月までにネウボラか医療機関で妊婦健診を受診し、その際に発行される証明書を国民保険庁事務所に提出することが母親手当の申請手続上の要件である。

ネウボラ活動のパイオニアたちは、専門職の支援サービスが母子にとって身近で利用しやすいことを重視し、ネウボラを地元地域で母子が来所しやすい場所に開設し、助産師や保健師たちは自宅巡回支援も行った。ネウボラの敷居の低さは、今日まで継承され、利用は無償であり、サービスへのアクセスには所得や国籍による制限もない。

## (2) ネウボラの制度化(1944年)と福祉国家の展開

1944年の法制化は、市町村自治体に地域のニーズに対応するためにネウボラの設置を義務付け、1945年以降の全国的な普及へと繋がった。ネウボラは1941年の36カ所から、1945年には300カ所余へと急増した。1940年代後半から1950年代にかけては、医師と助産師を中心とする医療モデルの影響が強かった。白衣の専門家たちが妊婦や母子に助言

や指導を行う様子は、歴史の一コマになっている。現在のネウボラで親子と保健師が面談している風景には白衣はない。親子との対話を重ねながら信頼関係を築き、問題の早期発見・リスク予防のキーパーソンとしての保健師は、生活支援モデルの体现である。ネウボラに定期的に通うことは、どの子ども家族も等しく共有する経験であり、保健師が途中で交替することはほとんどなく、個別面談の部屋はリラックスして話せる快適な場所である\*7。

20世紀後半から現在までの60年余の間に、フィンランドの社会は大きく変貌を遂げた。工業化・都市化とともに福祉国家の整備と変革、核家族化と家族の多様化(離婚や再婚の多発、ひとり親や再婚の子ども家族を含む)、さらに情報化・グローバル経済の影響など、子ども家族や子育てをとりまく経済社会の変化はめまぐるしい。

大人社会で共働きが定着し、親の「仕事と家庭・子育ての両立」と、子どもの「安定的な愛着形成」との両面から、社会をあげての子育て支援が不可欠になっていった。実際のところ、子育て支援としての社会保障や子どもデイ・ケアサービスの整備が停滞した1960年代後半から1970年代初頭は、フィンランドの合計特殊出生率が下降し続けていた\*8。1973年の保育法によって、地域住民のニーズに対応した子どもデイ・ケア・サービスの提供が市町村自治体に義務付けられた。フィンランドの子どもデイ・ケアは保育サービス(親・養育者の就業と家庭の両立支援)であると同時に幼児教育(子どもの発達支援)の場でもある。子どもデイ・ケアのスタッフは、教員(教職課程修士修了)と保育士(ケア職\*9専門学校課程修了)とから成り、ネウボラの保健師は、定期的に子どもデイ・ケアとも連携し、担当の子ども家族を支援している。

社会保障\*10では、既述の母親手当だけでなく、産前産後の母親用の母親休業が105日、さらに父母のいずれかが取得できる親休業が158日、計263日

(週日計算)が法律で定められている。この期間の経済保障として、休業直前の収入の約7割を上限として休業手当金として支給される。赤ちゃんを中心とする生活(カイロス時間<sup>\*11</sup>)を尊重することについて経済界を含め社会全体の合意が形成されている。この休業期間、ネウボラは保健師らによる検診によって、産後うつやDV・虐待リスクへの予防的支援の機能を果たしている。

### (3) 21世紀のネウボラ

フィンランドでは、市民生活の安定・安寧について公共部門が相対的に大きな役割・責任を担い、市民にとってもっとも身近な政府である市町村自治体は重要である。他方、1990年代末以降は、医療セクターでは民間の参入が活発であり、都市部のプライマリー・ケアでは民営クリニックの利用が増える傾向にある。このような医療セクターでの市場原理(民間参入)の積極的な支持とは対照的に、ネウボラが市町村自治体による公営の事業であることについての異論はどこからも聞かれない。これは、ネウボラが長年にわたり経済・社会階層を超えて子ども家族にあまねく共有されてきているためと考えられる。

出産ネウボラ(äitiysneuvola)は、妊娠期から出産・周産期に対応するネウボラである。出産ネウボラに繋がるタイミングは、妊娠が明らかになった(あるいは妊娠の可能性があると思われる)時からである。妊娠9~10週目に出産ネウボラの保健師との最初の面談・健診を実施するのが一般的である。この初回にできるだけ父親(またはパートナー)の同行が望ましいとされる。妊娠から出産まで約14回という妊婦健診の回数は日本も同様であるが、出産後の乳幼児期への手厚いフォローにフィンランドの予防的支援の特性がある。乳児期には生後半年までの間に7~8回、その後は満1歳までほぼ毎月、2歳から6歳は年1回の保健師による定期健診が一

般的であり、基本的に個室で保健師が一組の親子に1回30~60分程度実施する。

21世紀に入ってからは、出産ネウボラと子どもネウボラとが合体した「出産・子どもネウボラ(äitiys- ja lastenneuvola)」が増えている。ここでの中心的な専門職は保健師である。このシステムの特徴は、妊娠期から就学前(6歳)まで同じ保健師が「かかりつけのアドバイザー」として、母子の健康、子どもの発達、親が親として力をつけていくこと、家族関係、家族の生活状況といった「子ども家族全体」を切れ目なくサポートする「連続性」にある。

妊婦健診を徹底するための医療モデルから出発したネウボラは、今日では子ども家族への包括的な支援へと質的な充実に向かっている。総合健診<sup>\*12</sup>は、妊娠22-24週、妊娠26-28週、生後3-4カ月、1歳半、4歳の時期に、母子だけでなく父親やきょうだいを含む家族全体のモニタリング(保健師と医師がそれぞれ実施)であり、関係性発達・乳幼児精神保健のアプローチが取り入れられている。子どもの発達のモニタリングは、ネウボラの定期健診での観察と対話に加え、子どもに優しく保健師が使いやすいよう開発された発達検査ツール<sup>\*13</sup>によって行われている。虐待・暴力の問題やリスクについてのスクリーニングのために、ネウボラでの会話の自然な流れの中で保健師が必ず話題にすべき共通項目も全国的に導入されている。

### おわりに

多種多様な支援リソースに的確に繋ぎ、問題の重篤化を防ぐために、現在のネウボラは、義務教育での学校保健との連携を促進する取り組みを進めている<sup>\*14</sup>。ネウボラは、保健・福祉・心理・医療・リハビリなど、多様な専門職の人材リソースを効果的に活用する上で、地道でありながらも不可欠な連携の要として存在意義を高めている。

「予防的支援」とは、専門職が疑念の眼差しを親

子に向けて問題の有無を詮索することではない。ネウボラ制度が示しているように、予防的支援での専門職のアプローチはむしろ正反対である。「出産・子どもネウボラ」は全ての子ども家族を暖かく包み込む制度であり、信頼関係を通じて親の心配や不安を解きほぐすことが、フィンランドでの予防的支援の基本である。

- ※1 2011年時点での両国の乳児死亡率は1歳未満児千人に対して2(WHO 2013年統計)。
- ※2 タンペレ市保健福祉部・ネウボラ担当部長 Tuire Sannisto氏への筆者インタビュー(2014年1月10日)。
- ※3 Tuominen et al. 2012;Poutiainen et al. 2013参照。
- ※4 ユルッポ教授は、乳幼児の健康増進の啓発活動にも積極的に取り組んだ。氷点下の冬季でも戸外で一定時間過ごす方がずっと室内にいるよりも乳幼児の健康には良いことを広めたのも同教授である(戸外での過ごし方については防寒の衣類・装備、大人による監督などについて詳しい指針があり、戸外に放置するのではない)。
- ※5 フィンランド語名称はMannerheimin Lastensuojeluliitto、英語名The Mannerheim League for Child Welfare。同連合のウェブサイト <http://www.mll.fi/> では英語でも情報提供している。
- ※6 Pulma(1987), p.188。
- ※7 トゥルク市のネウボラ保健師 Jenni Nurmisto氏への筆者インタビュー(2014年1月8日)。
- ※8 フィンランドでは1960年代からスウェーデンなどをモデルとして福祉国家が発展しはじめたが、幼児の発達とその家族の就労とを支える政策対応については、子育てのありかたをめぐって政治レベルでの意思決定が遅れ、保育法は70年代での成立となった。
- ※9 このケア職はラヒホイタヤ(lähihoitaja)と呼ばれ、中等教育レベルの職業専門教育課程の修了が要件である。ラヒホイタヤ教育は、医療・福祉・保健のさまざまな職種に共通する基礎課程として1993年に導入された。
- ※10 出生後から17歳まで所得制限なく定額支給される児童手当も、子ども家族への所得移転の一環としてフィンランドの社会保障に定着している。
- ※11 ここでの「カイロス時間」とはヒトが主観的に捉える時間であり、主観とは無関係に連続して一定方向へ流れる「クロノス時間」との相違を示唆している。
- ※12 フィンランド語では、laaja terveystarkastusと呼ばれ、社会保健省(国立保健福祉研究所、THL: Terveyden ja hyvinvoinnin laitos)が専門職向けのガイドラインを作成している。Hakulinen-Viitanen(2012)参照。
- ※13 LENE(Leikki-ikäisten neurologinen kehitys)は2歳半から6歳の子どもの神経発達の検診キットで、研修を受けた保健師によって全国のネウボラで使われている([http://www.thl.fi/fi\\_FI/web/lastenneuvola-fi/ohjeet/menetelmat/neurologia/lene](http://www.thl.fi/fi_FI/web/lastenneuvola-fi/ohjeet/menetelmat/neurologia/lene))。また、タンペレ大学病院の脳神経科医や児童精神科医がタン

ペレ市と共同開発した「Matkalaukkuseula(旅行かばん)」は、3歳児向けの聴覚検査ツールである(<http://matkalaukkuseula.fi/>)。いずれも研究知見(科学的なエビデンス)に裏付けられているが、とくに後者は、3歳から6聴覚機能の障がいや一時的な聴力低下について、子どもの発達の他の問題との相関性が解明されたことが背景にある。

※14 Klemetti & Hakulinen-Viitanen 2013 参照。

#### 文献リスト

- Hakulinen-Viitanen, Tuovi et al. 2012 *Laaja terveystarkastus. Ohjeistus äitiys- ja lastenneuvolatoimintaan sekä kouluterveydenhuoltoon*, Opas 22, Helsinki: Terveyden ja hyvinvoinnin laitos.
- Klemetti, Reija & Hakulinen-Viitanen, Tuovi 2013 *Äitiysneuvolaopas - Suosituksia äitiysneuvolatoimintaan*, Opas 29, Helsinki: Terveyden ja hyvinvoinnin laitos.
- Poutiainen, Hannele et al. 2013 "Associations between family characteristics and public health nurses' concerns at children's health examinations", *Scandinavian Journal of Caring Science*, 1-10.
- Pulma, Panu 1987 "Kerjuuluvasta perhekuntoutukseen (Lapsuuden yhteiskunnallistuminen ja lastensuojelun kehitys Suomessa)", Panu Pulma & Oiva Turpeinen, *Suomen lastensuojelun historia*, Helsinki: Lastensuojelun Keskusliitto, 7-266.
- Tuominen, Miia et al. 2012 "Does the organizational model of the maternity health clinic have an influence on women's and their partners' experiences? A Service evaluation survey in Southwest Finland", *BMC Pregnancy and Childbirth* 2012, 12: 96(<http://www.biomedcentral.com/1471-2393/12/96> アクセス2014年1月9日)

#### キーワード：フィンランドのネウボラ (包括的子ども家族支援)

ネウボラは、妊娠期から就学前にかけての子ども家族を対象とする包括的な支援制度である。1920年代の民間の周産期リスク予防活動を出発点とし、1944年に制度化され、運営主体は市町村である。今日、「出産・子どもネウボラ」はほぼ100%に近い定着率であり、普遍性(無料のワンストップ)、そして支援の連続性が特徴といえる。できるだけ同一の保健師が、対話を通じて子ども家族との信頼関係を構え、個別の子ども家族への的確な支援のために、専門職間・他機関(医療、子どもデイケア、学校等)のコーディネーターとなる。ネウボラ保健師は、あらゆる所得・経済階層の子ども家族にとって身近な専門職であり、ネウボラでの予防的・包括的支援は、保健師だけでなく各種のリハビリ士、心理士、医師らのチームアプローチである。また、国立保健福祉研究所や大学の研究者チームがネウボラの保健師のために開発した子どもの発達検診キットの多くが、全国のネウボラで共有され、ネウボラの機能向上に貢献している。

## 編集後記 「これまで」と「これから」のクレバスを埋める「いま」

本号は、財団設立40周年記念フォーラムを中心に、「地域にひらく社会的養護のこれから」というテーマによる特集となりました。

本誌は、これまでもその時代時代の「子どもと家庭」および「援助と支援」に関わるトピックを取上げ、「いま現場で何が求められているのか」、そして「これから現場で何が求められるのか」という視点から、特集を組んできました。このような流れを汲みながら、本号の特集テーマも位置づけられています。

「子ども虐待」については、これまでの「事後」対応から見えてきた「発生予防・発生防止」に向けた支援の必要性と重要性が強く認識されるようになりました。

そして、増沢氏(p.6・7)は「子育て支援や発生予防に取り組むためには、幅広い多様な支援が考えられ、地域の保健、医療、施設、NPO、さらには保育、教育等と子どもと家族に携わる多種の機関協働、多職種協働が必要です。地域ぐるみの虐待予防の取り組みを充実強化し、健全な育児と子どもの育ちが保障される地域社会を構築したい」として、40周年フォーラム開催の意義を語られています。このような

中で、フィンランドの「ネウボラ制度」の予防的支援の考え方(p.81-86)は示唆に富んでいると思います。

このように、「いま」求められているのは、「専門職」と「非専門職(地域住民)」、「施設」と「里親」、「公」と「民」など、それぞれの守備範囲を越えるところをカバーし合い、協働していくということです。この連携および協働が未来の「可能性」につながって行くと思われま。一方、実践においても西郷氏(p.66-69)の言われる『「健全育成・子育て支援系」と「要保護・要支援系」の間のクレバスを埋める』作業が求められています。

最後に、「子どもは、未来に生きる存在ではなく、今、今日、現在に生きる存在です」(p.43)という、ヤヌシュ・コルチャックの言葉をしっかりと受け止めなければならないと思います。「これまで」と「これから」をつなぐ「いま」の実践が重要となっています。



担当編集委員 大竹 智

次号のお知らせ 第77号特集「発達障害のある子どもの育ちを支える」(予定) 2014年10月1日発行

### 〔編集委員長〕

横堀昌子 青山学院女子短期大学  
子ども学科 教授

### 〔編集委員〕

有村大士 日本社会事業大学社会福祉学部  
福祉援助学科 准教授

内海新祐 児童養護施設 川和児童ホーム  
臨床心理士

大竹智 立正大学社会福祉学部  
子ども教育福祉学科 教授

曹徳善 社会福祉法人 愛神愛隣舎  
児童養護施設 施設長

西田篤 広島市こども療育センター 医療部長  
情緒障害児短期治療施設 愛育園 園長

宮坂明宏 (公財) 資生堂社会福祉事業財団  
常務理事

(敬称略・五十音順) 編集事務局：市川美保

MOTHER  
AND  
CHILD  
WELLBEING  
AROUND THE WORLD

VOL.76 2014-4 世界の児童と母性

年2回発行

2014年4月1日発行

編集・発行者

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団  
〒104-0061 東京都中央区銀座7丁目5番5号  
電話 03-3574-7408

ファクシミリ 03-3289-0314

URL <http://www.zaidan.shiseido.co.jp>

印刷所 成旺印刷株式会社

〒105-0014 東京都港区芝2丁目1番28号

再生紙使用

---

MOTHER  
AND CHILD  
**WELLBEING**  
AROUND THE WORLD

公益財団法人 資生堂社会福祉事業財団

---